

2010

CSRレポート



SUMITOMO
TRUST

住友信託銀行

5つのパス(経路)

CSRに積極的に取り組むことが、企業価値の向上に結びつくという考え方が徐々に認知され始めています。当社は、(1)事業革新の実現、(2)信頼の醸成、(3)人材マネジメントの強化、(4)コスト管理・削減、(5)リスク管理の強化、の5つを当社自身の企業価値の向上へのパス(経路)と位置付け、それぞれの取り組みを日々強化しています。また、この5つのパスのコンセプトを、当社自身が組成するSRI(社会的責任投資)の、投資対象企業に対する評価軸にも適用しています。

なお、この5つのパスのコンセプトは、欧州のCSRに関する企業間ネットワークであるCSRヨーロッパが提唱する「ESG要因と企業価値の関連についてのフレームワーク」(Value-Creation Framework)とも合致しています。それによると企業価値向上のメカニズムは、(1)事業革新の実現、(2)信頼の醸成、(3)人材マネジメントの強化、の取り組みが、主に成長機会、市場での競争力、ブランド価値などの収入関連の成果を生み出し、(4)コスト管理・削減、(5)リスク管理の強化、の取り組みが主に労務費・資本コスト・リスクの削減、オペレーションの効率性などのコスト関連の成果を生み出すと考えられます。

パス1：事業革新の実現

地球温暖化問題や生物多様性問題などのさまざまな社会的課題の解決に資する新しい金融事業の創造に取り組みます。

パス2：信頼の醸成

お客様、市民・地域社会などステークホルダーからの信頼を醸成することで、ブランド力を向上させ企業価値を高めます。

パス3：人材マネジメントの強化

従業員が安心して働ける職場環境をつくり、一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことで競争力を高めます。

パス4：コスト管理・削減

業務上生じる環境負荷の低減に取り組みながら、その過程でのコスト管理、その成果としてのコスト削減を重視しています。

パス5：リスク管理の強化

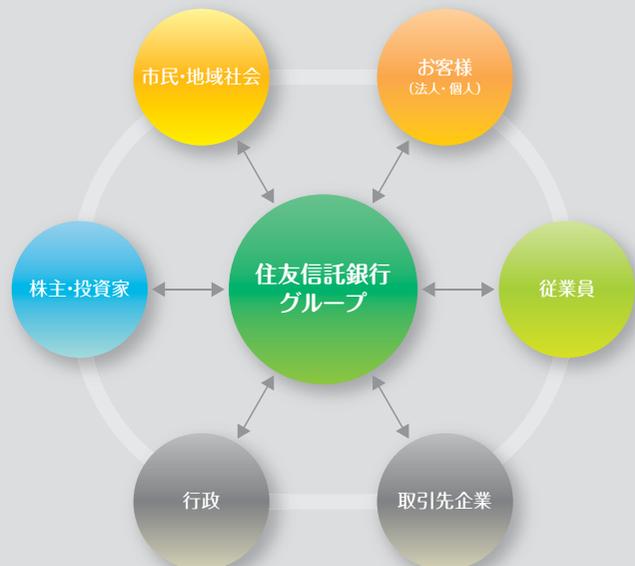
リスク管理を徹底して、本業を健全に営むことこそが、金融機関の最大の社会的責任と考えています。

● ステークホルダー・エンゲージメント

住友信託銀行グループは、持続可能な成長を実現するためにはステークホルダーと積極的にかかわり合い、対話を通じて得られるご指摘やご意見を、経営の意思決定に活かすことが必須であると考えています。当社グループは、こうした一連の活動を“ステークホルダー・エンゲージメント”と認識し、定期的に会合の場を設け、自発的に協力的な相互関係を構築しています。

当社グループのステークホルダーには、お客様、従業員、取引先企業、行政、株主・投資家、市民・地域社会などさまざまな方々があり、相互に活動内容および意思決定に影響を与えています。

当レポートでは、各パスの冒頭ページにおいて、関係が深いステークホルダーからのご指摘・ご意見を掲載することで、読者の皆様に当社グループの具体的なエンゲージメント内容を理解していただく一助としています。



CONTENTS

トップコミットメント

2

		事業革新の実現	
		当パスの概要	4
		住友信託銀行の「エコ・トラステーション」	6
		SRI (社会的責任投資)への取り組み	14
		中国における環境・CSRの取り組み	17
		社会的問題の解決に資する金融商品・サービス	18
		ステークホルダー・ダイアログ: 日本におけるESGの普及について	20
		信頼の醸成	
		当パスの概要	26
		お客様から信頼をいただくための取り組み	28
		“With You”の取り組み(社会貢献活動)	33
		人材マネジメントの強化	
		当パスの概要	38
		従業員と住友信託銀行	40
		コスト管理・削減	
		当パスの概要	46
		環境配慮によるコスト管理・削減	48
		リスク管理の強化	
		当パスの概要	52
		主要なリスクと取り組み方針	54
		コンプライアンス	56
		コーポレート・ガバナンスなど	58
		お客様個人情報漏えいの発生とその対応	59
		第三者のコメント	60
		住友信託銀行のCSR	61
		推進責任者コメント	65
		会社概要／主要な子会社・関連会社	66
		CSR(企業の社会的責任)レポート編集方針	67

トップコミットメント



「社会の声」に耳を傾け、
それを事業として展開できることが
サステナブル(持続可能)な
会社の条件です

世界を襲った未曾有の金融危機の最中、誰もが「多くの企業はCSR(企業の社会的責任)の取り組みを後退させるだろう」と予測しましたが、実際そうはなりません。それどころか、欧米の先進企業の中にはCSRの取り組みを強化し、コア・ビジネスとして取り込む動きすら始まっており、金融危機はCSRがそれまで越えられなかった一線を突破する触媒的な役割すら果たしているように思われます。このことは、金融危機後の新しい経営秩序として、CSRの中核的な思想である「サステナビリティ(持続可能性)」の概念が評価され、そこに成長戦略を見出す企業が増えてきた証しだと解釈されます。

企業が「顧客の声(ボイス・オブ・カスタマー)」に耳を傾けなければならないのは当然のことです。しかし、世界は環境や貧困、人権、教育、食糧、人口などのさまざまな問題で溢れており、これらを放置すれば、いずれは企業の顧客基盤が蝕まれる可能性があります。諸処の社会問題の解決を「社会の声(ボイス・オブ・ソサエティー)」と考えるならば、「社会の声」はいずれ「顧客の声」として顕在化すると考えられ、企業にとってサステナビリティの追求に本腰を入れることは、長期的なビジネス戦略の構築につながると思われ、認識され始めたのだと思います。

当社は、CSRを2003年の開始当初から一貫してビジネス戦略の中に位置付けてきました。また、このレポートの編集方針でもあるCSRを企業価値の向上に結び付ける5本の経路(5つのパス)のうち第1の経路「事業革新の実現」は、「社会の声」に応え、社会の課題解決に貢献するサステナビリティ・ビジネスの展開を企図するものです。私たちは、それを将来の当社の収益基盤に育てていきたいと考えています。

しかし、顕在化していない「社会の声」をビジネスとして展開していくためには、新しい市場の形成が必要であり、特に環境問題など国境を越えた広がりを持つ課題には、グローバルな視点での取り組みが不可欠です。そして、それには当然ながら時間もかかります。サステナビリティ・ビジネスには、ドメスティックな発想にとらわれることなく、自らリーダーシップを発揮して新しい市場を創造していく長期戦略が求められます。

このような考えに基づき、昨年度において、当社がCSRの取り組みの中で挑戦し実現させた中国株SRIファンドや生物多様性SRIファンドは、今後国際的なスポットライトが当たる分野での最先端の取り組みであると自負しており、実際、海外からも高い評価を受けています。また、2010年4月に新設した環境不動産の専門部署においても、多様なステークホルダーを集めたサステナブル不動産研究会の運営や、UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)を通じた海外投資家への情報発信などを継続して行っていくことで、環境不動産市場の形成に対する貢献と新規事業分野としての確立を両立させていく方針です。

さらに、今般、当社はサステナビリティ・ビジネス戦略をより洗練させていくために、世界的なCSRの推進団体であるBSR(Business for Social Responsibility)に加盟しました。BSRとは業務面だけでなく、グローバルなCSR人材の育成という点でも連携していきたいと考えています。私たちに最も必要なことは、「社会の声」を聞き分け、それを事業として展開できる感度の高い社員を育てていくことだと考えているからです。

当社は2011年4月に中央三井トラスト・ホールディングスと経営統合を行うことで最終合意しました。新グループの役員が遵守する行動規範(バリュー)の一つに、「社会への貢献—奉仕開拓—」があり、そこで「私たちは奉仕と創意工夫による開拓の精神をもって社会に貢献してまいります」と決めました。これは、統合後も新グループがCSR業務を通じ「社会の声」に応じていくことに変わりがないということでもあります。

このCSRレポートは、住友信託銀行グループとしては最後のものになります。しかし、来年度以降も、双方が培ってきた信託ならではの社会性・公共性を活かし、私たちがより強力で、よりグローバルなCSRを展開する姿をステークホルダーの皆様にお伝えできるよう努力してまいります。

2010年9月

取締役会長

高橋 温

取締役社長

常陰 均

1

金融のあり方が問われている現在、当社は社会的問題を解決できる新しい金融事業の創造に取り組んでいます。特に、当社の強みである信託(トラスト)機能を使って地球温暖化問題や生物多様性問題などの環境(エコ)の問題を、解決(ソリューション)する金融事業を「エコ・トラステーション」と名付けて、新しい金融商品を次々に生み出しています。

2009

2010

計画

- エコ・トラステーションを経営戦略に取り込みながらより本格的で多面的な展開を進める。
- 中国におけるCSR/環境ビジネスの本格展開。
- 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の名古屋開催に向け、国内外のさまざまな活動への支援を含めた取り組みを強化。

実績

- 各事業の事業計画との整合性を高め、経営戦略との一体化を推進。
- 環境不動産推進課を新設し、環境不動産ビジネスの本格展開をスタート。
- 中国株SRIの開発・販売。
- 中国の省エネ会社の設立と資本参加。
- 住信・生物多様性プログラムを策定。
- 全国の支店で「生きもの応援活動」を展開。
- 世界初の生物多様性SRIほか、ビジネス面での取り組みが大きく進展。

計画

- 収益ビジネスとしてのエコ・トラステーションの展開。
- 環境不動産事業のプロダクトラインアップの拡大。
- 個人の社会貢献意識の向上に応える新商品の開発。
- 資産運用事業における包括的なESGの取り組み強化。
- SRIのマーケティング強化。
- 住信・生物多様性プログラムの着実な推進。



ドイツ技術協力公社
エコノミスト

エドガー・エンドルカイイス氏

ステークホルダーからのご意見

「住友信託銀行は生物多様性問題の パイオニアです。」

ドイツ技術協力公社は、生物多様性条約第9回締約国会議(COP9)においてドイツ政府により提唱された「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」を推進する役割を担っています。同イニシアティブの参加企業は、その事業目標に生物多様性についての配慮を盛り込むことを期待されていますが、住友信託銀行は生物多様性問題の金融的価値を評価し、環境格付融資、生物多様性SRIファンド、生物多様性の観点からの環境不動産コンサルティングなどの革新的な金融商品を開発しました。このような商品は金融システムを改善するための重要な一歩であり、多くのお客様に評価されるものと考えます。住友信託銀行のようなパイオニアのおかげで、金融セクターも生物多様性の保全に貢献することができます。

私は住友信託銀行による「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」の支持を高く評価したいと思います。生物多様性の分野における同社のさまざまな努力により、この問題の重要性を多くの人に伝えることができたと考えています。

重要となる主な指針

地球温暖化問題対応基本ポリシー(前文略) (2008年7月30日制定)

- 1. 地球温暖化ガス排出量の削減**
住友信託銀行は、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出量削減に努めます。
- 2. 金融機能を活用した商品・サービスの提供**
住友信託銀行は、企業や家庭などによる地球温暖化防止に対する取組みを促進させるために、金融機能を活用した商品やサービスの開発・提供に努めます。
- 3. ステークホルダーとの協力**
住友信託銀行は、ステークホルダーとの意見交換を行い、協働することによって、効果的な地球温暖化対策の推進に努めます。
- 4. 社内教育・研修**
住友信託銀行は、この基本ポリシーの目的を達成するために、社内体制を整備・維持し、役職員の教育・研修を充実させます。
- 5. 情報公開**
住友信託銀行は、地球温暖化への取組みの状況を社会に対して積極的に開示します。

生物多様性問題対応基本ポリシー(前文略) (2008年7月30日制定)

- 1. 生物多様性保全活動への積極的な参加**
住友信託銀行は、希少種の保護や生物多様性の保全に関する取組みに積極的に参加し、支援することに努めます。
- 2. 生態系の適切な評価**
住友信託銀行は生態系を経済的、社会的に適切に評価することにより、生態系の保全や創出活動を支援することに取組みます。
- 3. 金融機能を活用した商品・サービスの提供**
住友信託銀行は、ステークホルダーと協働し、生物多様性の保全及び持続可能な利用に資する金融商品・サービスの開発・提供に取組みます。
- 4. 社内教育・研修**
住友信託銀行は、役職員が生物多様性に関する正しい知識を持ち、取組み推進の担い手となるように教育・研修を行います。
- 5. 情報公開**
住友信託銀行は、生物多様性への取組みの状況を社会に対して積極的に開示します。

住友信託銀行の「エコ・トラステーション」

「環境金融事業をさらに発展させるため、環境(エコ)の問題に対し、信託(トラスト)の機能を活用して解決(ソリューション)に貢献していく」という趣旨から、当該業務を「エコ・トラステーション」と名付けて、問題解決型の商品・サービスを開発・提供しています。



1 地球温暖化問題の解決に貢献する取り組み

地球温暖化は、現在人類が直面している最大の環境問題です。こうした中、当社は2008年に当該テーマに関する基本理念を定め、環境金融事業において、地球温暖化防止に対する取り組みを促進する商品の開発に努めています。

(1) 太陽光発電システムの導入支援促進

地球温暖化問題の解決のために、現在世界各国で石油などの化石燃料を再生可能エネルギーへ転換する動きが急速に進展しています。当社は、再生可能エネルギーの中でも日本が最高水準の技術を持つ太陽光発電が地球温暖化問題対策に有望と考え、早くから市場拡大に向けて金融面で貢献するためにさまざまな取り組みを行ってきました。

① 太陽光発電搭載住宅向け金利優遇ローン

2004年に積水化学工業株式会社などと提携し、大手行の中でいち早く、太陽光発電搭載住宅向け金利優遇ローンの販売を開始しました。環境配慮型住宅に関心の高いお客様が増加しており、2009年度の取扱実績は大きく伸長しています。

② 太陽光パネル専用ローン

家庭用の太陽光発電の普及には、新築だけでなく既存住宅への拡充が不可欠との観点から、当社グループの住信・パナソニックフィナンシャルサービスとともに太陽光パネル専用ローンを開発、販売店や工務店との提携ローンの取り扱いを開始しました。2009年11月に家庭用太陽光発電の余剰電力の買い取り制度*が導入されて以降、ローン実行額が急激に伸び、2009年度の太陽光パネル専用ローンの実行額は21億円に達しました。2010年度に入ってから7月までの4ヵ月間で12億円と着実に伸長しています。

* 太陽光パネルを使って家庭でつくられた電力のうち、自宅で使わないで余った電力を、10年間電力会社に売ることができる制度。

(2) 排出権に関する取り組み

当社は排出権を地球温暖化問題に対する補完的な対応

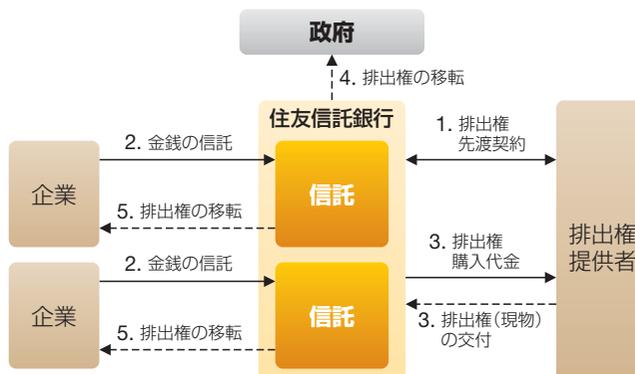
手段と位置付け、金融商品の開発を進めています。

① カーボンオフセット商品組成の支援

数万トン単位の大口取引が主流の京都議定書に基づく海外の排出権(京都クレジット)を「信託受益権」に転換することで小口化(取引単位を1,000トンへと引き下げ)し、2008年6月から排出権信託商品の取り扱いを開始しました。信託代理店契約を締結した地方銀行のお客様である地域企業や大手金融機関などに対して、販売実績を積み上げています。直近では、株式会社伊予銀行、株式会社第四銀行を通じ、自社商品に排出権をつけるカーボンオフセット商品の開発を検討しているお客様に、中国新疆ウイグル自治区の風力発電プロジェクトで発行された排出権を販売し、その商品組成の支援を行っています。なお、2008年の販売開始以降取り扱った排出権のプロジェクトと代理店として販売していただいた金融機関は下記のとおりです。

プロジェクト名	信託代理店様
① 中国福建省建瓯市楊墩小水力プロジェクト	北國銀行、北海道銀行、西日本シティ銀行
② 韓国ガンウォン風力発電プロジェクト	広島銀行、足利銀行、伊予銀行
③ 中国新疆ウイグル自治区風力発電プロジェクト	伊予銀行、第四銀行

当社の排出権信託商品の仕組み*



* 毎年度必要量を政府に移転します。信託終了年度には企業への移転を選択できます。

② カーボンオフセットリース

当社グループの住信・パナソニックフィナンシャルサービスは、リース物件に排出権を提供するカーボンオフセット商品の

取り扱いを開始しました。2010年2月に、第1号案件として小田急バス株式会社のハイブリッドバス3台に提供しました。

ハイブリッドバスは発進時や加速時に電気モーターがディーゼルエンジンを補助することにより動力を生み出し、燃費を改善してCO₂排出量の削減に貢献するものです。運転席の後部に電力の発生状況を知らせるモニターを設置し、電気モーターの作動状況が乗客に一目でわかるようにしています。

導入したハイブリッドバスは、従来のバスに比べてCO₂排出量が約半分になりますが、カーボンオフセットを利用することで、排出している残りのCO₂排出量を実質ゼロにすることができます。

具体的には、ハイブリッドバス導入だけでは約半分とはいえず年間85トンのCO₂を排出してしまうところを、中国・湖北省の水力発電所建設によって削減したCO₂相当の排出権を購入することによって相殺するものです。



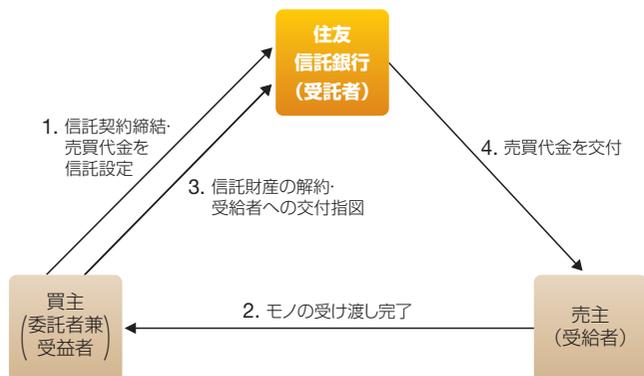
左：カーボンオフセット付きハイブリッドバス 右：車内モニター

③ 排出権決済資金保管信託

排出権取引においては、売主から買主への排出権の移転申請から現実の取得までに時間を要することから、対価となる金銭の支払いとの時間差によって決済リスクが発生します。

これに対して、当社は①買主から購入代金を信託勘定で預かった後に、②売主から買主への排出権の移転を確認し、③買主からの指図を受け、④購入代金を売主に送金す

当社の排出権決済資金保管信託の仕組み



るという信託の機能を活用して取引の安全性を確保する商品を用意しています。

(3) オフィスビルなどの省エネ促進

当社は地球温暖化対策が遅れている業務分野における取り組みを促進させるための金融商品・サービスの開発を進めてきました。当社グループでは、省エネ性能の高いビルを設計・建築する建築コンサルティング、既存のビルにおける省エネシステムの導入コンサルティング、ビルオーナーとテナントとの省エネ活動の共同実施スキーム、ESCO事業*やリースの活用などのファイナンス、排出権といった、ハード、ソフトの両面から地球温暖化対策をサポートする金融商品・サービスの提供を行っています。具体的な実績やサービスの内容については、9頁、「環境不動産への取り組み」をご参照ください。

* ESCO: Energy Service Companyの略で、省エネルギーの提案、施設の提供・維持・管理など包括的なサービスを行う事業。



ホワイトハウスのESCO事業で使用した省エネ関連機器例
左：高効率冷凍機 右：インバータ盤

(4) 再生可能エネルギー事業へのプロジェクトファイナンスの実施

地球温暖化対策には電力や熱の供給過程でCO₂を排出しない再生可能エネルギーの活用が有効です。当社は、風力発電やバイオマスエタノール生産などの再生可能エネルギー関連の事業に対するプロジェクトファイナンスに早くから取り組んできました。

2009年度には水力発電プロジェクトに対するファイナンスを実行するなど新たなエネルギー分野での事業開拓にも取り組んでいます。風力発電プロジェクトへの新規ファイナンスの実行もあり、2010年3月末において、環境関連のプロジェクトファイナンスの取り組み件数は15件、残高は206億円となりました。



野辺地ウインドファーム

2 環境配慮度の評価を反映させた金融商品・サービス

持続可能な社会の実現に金融機関として貢献するため、当社は環境配慮度の評価を反映させたさまざまな金融商品・サービスを開発・提供しています。環境配慮に熱心な企業や個人への金銭的インセンティブを設定することで、環境に配慮した企業活動や個人の行動を促進するものです。

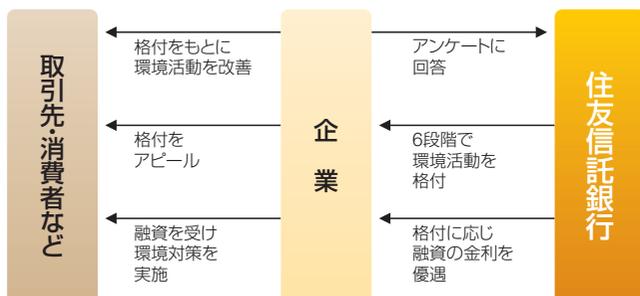
(1) 環境格付融資

当社は2010年2月から、地球温暖化対策や生物多様性への配慮などの取り組みを進める企業向けに金利を優遇する「環境格付融資」の取り扱いを開始しました。この商品は、当社独自の総合的評価に基づき格付けし、当社の標準金利から最大0.6%まで融資金利の優遇を実施しています。

当社の格付は、環境マネジメントや地球温暖化対策などの一般的な評価項目に加え、今後日本企業にますます対応の強化が求められる生物多様性と環境配慮型不動産を重視していることが特徴です。

具体的には、顧客企業の環境に対する取り組みについて、製造業で約60項目、非製造業で約50項目の質問事項からなるアンケートを実施し、その回答をもとに各社の環境への取り組みを「AAA」から「D」の6段階で評価します。このうち、上位4段階までの環境格付となった企業に対して、格付に応じた融資金利の優遇を実施します。

住友信託銀行の「環境格付融資」の流れ

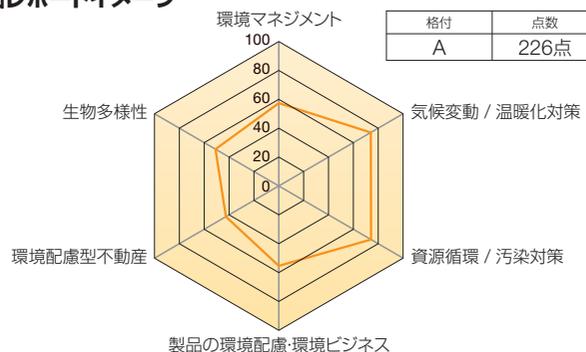


環境格付融資を活用した企業は、低利で資金調達が可能となるだけでなく、環境および生物多様性問題に対して当社の環境格付基準に適った優れた取り組みを行う企業として、認知度・ステータスの向上効果も期待できます。

また、総合評価ならびに各項目の評点・評価内容・課題をレポートするサービスも提供しており、融資先企業が自

社の強み・弱みの把握・分析に活用することができます。さらに、当社の環境格付基準は毎年最新情報を盛り込み、新しい基準に基づき融資先企業の環境格付も更新しますので、毎年相対的な環境配慮度を定観測することができます。

評価レポートイメージ



(2) 環境配慮型住宅向けの金利優遇ローン

当社は、環境配慮住宅促進のためのさまざまな住宅ローン商品を開発しています。2004年に開発した「太陽光発電搭載住宅向け金利優遇ローン」(6頁参照)を皮切りに、2008年10月に積水ハウス株式会社と共同で、CO₂削減幅に応じた優遇金利を適用する新商品「積水ハウスCO₂オフ住宅ローン」を発売したほか、2009年には住友林業株式会社や住友不動産株式会社などと提携した住宅向けの金利優遇ローン商品の取り扱いを開始しました。集合住宅については、2005年10月に東京都の「マンション環境性能表示制度」に連動し金利優遇幅を決定する住宅ローンを、2006年10月に川崎市の環境性能表示制度「CASBEE川崎」の評価結果に優遇幅を連動させる住宅ローンの販売を開始しています。

(3) サプライチェーン・マネジメントにおけるCSR配慮の促進

事業がグローバルに拡大する中、環境配慮や労働管理などのCSR的な側面を評価し部品・資材調達先の選別基準とする「CSR調達」と呼ばれる動きが拡大しています。当社は、2006年12月から株式会社あらたサステナビリティとともに「CSR配慮型売掛債権一括信託」スキームを用意しています。この商品は、CSR配慮度が高い企業に金銭的インセンティブを付与し、CSR調達を促進するものです。なお、調達先の評価の対象を地球温暖化対策や生物多様性への配慮など特定のテーマに設定することで、調達元企業が重視する環境の取り組みを、より強化するための手段として活用することも可能です。

3 環境不動産への取り組み

持続可能で環境価値の高い「環境不動産」は、エネルギーコストの削減や入居者の居住性、生産性の向上、さらには将来的な規制対応リスクの低減やイメージの向上など、さまざまな付加価値を生み出すと考えられます。当社は、市場参加者がその付加価値を認知し内部化するプロセスを通じ、本格的な環境不動産市場が形成されていくと考えており、不動産ビジネスの新基軸とすべく早くから研究を進めてきました。

(1) 環境不動産専担部署の新設

当社は2010年4月、不動産営業開発部内に環境不動産推進課を新設し、環境不動産ビジネスの本格的な展開を開始しました。環境不動産推進課では、下記のサービスをはじめとした商品ラインアップを整備していくとともに、市場形成のための提言も積極的に行っていく方針です。

① 環境配慮型開発・建築コンサルティング

ビルなどへの省エネシステム導入、景観や生態系配慮、建築長寿命化、リサイクルシステムの採用などをアドバイスする業務です。また、環境不動産への関心の高まりを受けて、CASBEE(建築環境総合性能評価システム)の認証や自主評価を目指す物件が増加していますが、当社では積極的に認証取得を踏まえた提案を行ってきました。

2009年度は株式会社八千代銀行の新店(新宿区)と東洋製罐株式会社の新本社ビル(品川区)について国土交通省「住宅・建築物省CO₂推進モデル事業(現:住宅・建築物省CO₂先導事業)」の採択を目指したコンサルティングを行い、両プロジェクトとも採択を受けることができました。東洋製罐株式会社の新本社ビルでは、優れた省CO₂の取り組みに加え、外構部分について地域の生態系の回復を目指し将来うぐいすが戻ってくるような緑地形成のアドバイスも行っており、財団法人日本生態系協会のハビタット評価認証システム「JHEP」の第三者評価(認証)を受ける予定です。



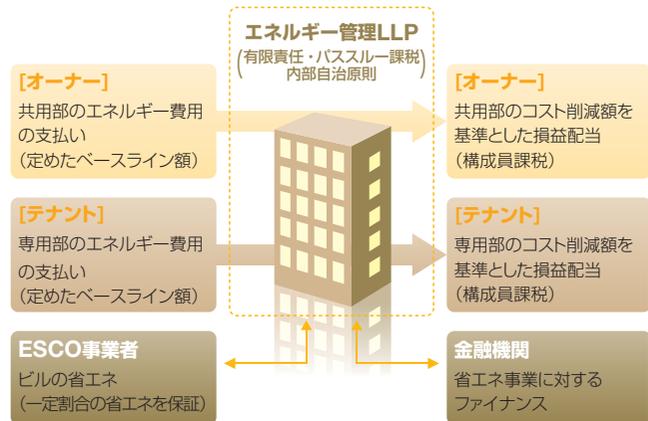
東洋製罐新本社ビル パースイメージ提供: 竹中工務店

② 省エネ・省CO₂規制への総合的なアドバイス

省エネ法の改正や東京都環境確保条例の改正などの規制強化をはじめ、不動産に対する省エネ・省CO₂の要求は高まっています。これに対し当社は、環境配慮型開発・建築コンサルティングのほか、銀行・信託およびリースなどの総合金融機能を活用したコンサルティングを強みとしています。

例えば、オフィスビルの省エネについては、ビルオーナーが省エネをしても、省エネのメリットがテナントに帰属するため、なかなか省エネが進まないのが課題です。当社は、有限責任事業組合(LLP)などを利用しオーナーとテナントが協力して省エネを推進する金融スキームを用意しています。

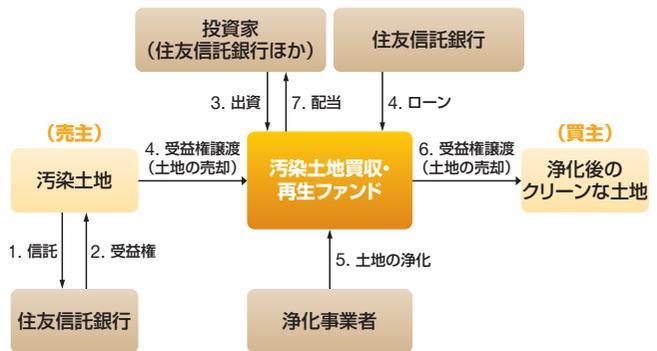
省エネ促進スキーム(LLPを活用するケース)



③ 汚染土地買収・再生ファンドの支援

2010年度から上場企業に土壤汚染調査・対策費用の資産除去債務への計上が義務付けられ、土壤汚染対応は企業にとって喫緊の課題になっています。当社は2006年から汚染土地の流動化に大きく貢献する「汚染土地買収・再生ファンド」の円滑な運営を支援しており、環境不動産ビジネスの重要テーマとして推進しています。

汚染土地買収・再生ファンドの仕組み



(2) 環境不動産普及に向けたリーダーシップ

当社は、これまで国内のみならず海外に向けても、環境不動産市場の形成に向けた提言、情報発信を行ってきました。今後ともこの分野の日本におけるリーダーとして、積極的にその役割を担っていきたいと考えています。

①環境不動産に関する研究と提言

当社が環境不動産に関するそれまでの研究成果を発表したのは2005年です。その後、環境不動産市場の形成には、幅広い分野の関係者が横断的な協力関係を構築することが不可欠と考え、2007年には東京大学生産技術研究所の野城教授(現所長・教授)を委員長とする「サステナブル不動産研究会」をスタートさせました。その研究成果の中間報告として2009年6月に「環境配慮型の新ビジネス!! マルチステークホルダーの動きから読むサステナブル不動産」(ぎょうせい)を刊行したほか、2009年12月には環境関連イベントのエコプロダクツ2009においてセミナーを主催しました。

②RPI(責任不動産投資)の仕組みづくりへの参画

当社は、2007年から国連環境計画・金融イニシアティブ・不動産ワーキンググループ(UNEP FI PWG)に加入し、「責任不動産投資; Responsible Property Investment (RPI)」の普及に向けて、海外の機関投資家と活発な情報交換を行うとともに、世界各国の建物環境性能評価制度に関するガイドブックなど、投資家向けの手引書作成にも積極的に参画しています。現在、RPIを世界に普及させるためのメディアチームのメンバーとして、RPIの手引集を紹介するなど、日本国内での普及啓発活動を行っているほか、環境性能の国際共通指標化に向けたワーキンググループのメンバーとして活動しています。

また2010年には、国土交通省とUNEP FI PWGが共同で実施した「責任ある不動産投資に関する投資家調査」(6月に公表)において、UNEP側のリーダーを務めました。

また2010年には、国土交通省とUNEP FI PWGが共同で実施した「責任ある不動産投資に関する投資家調査」(6月に公表)において、UNEP側のリーダーを務めました。



「約束と関わり合い」
責任不動産投資の手引集 その1

③各種委員会での活動

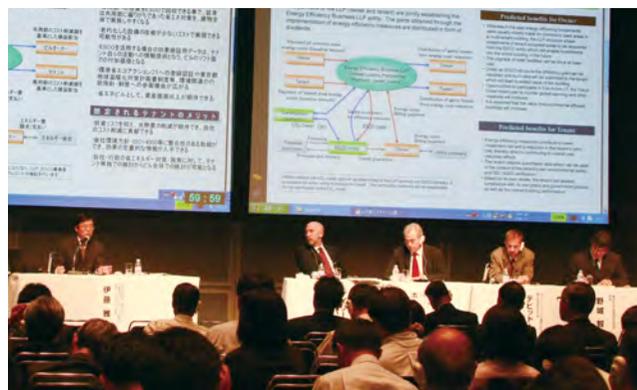
社団法人日本不動産鑑定協会の調査研究委員会において、当社は環境付加価値ワーキンググループの座長となり、不動産の環境性能を鑑定評価に結びつける研究を進めて

います。2009年6月には、このワーキンググループから出版物「環境を考えた不動産は価値が上がる—不動産の『環境付加価値』理論とその実践」(住宅新報社)が刊行されました。

また、当社は「CASBEEと不動産評価検討ワーキンググループ」に幹事として参加し、建築環境性能の評価システムを不動産評価に結びつけるツールの作成に貢献しています。2010年2月の「CASBEE不動産評価シンポジウム」において、このワーキンググループの作成による「CASBEE不動産評価活用マニュアル(2009年版)」が公開されました。

国土交通省「環境価値を重視した不動産市場のあり方研究会」には当社から委員およびアドバイザーが参加しており、環境不動産に関する価値評価や情報整備のあり方を提言しました。

2009年10月の「第16回国際土地政策フォーラム」では、「環境と不動産投資」というテーマのもとに国内外の第一人者を招聘し、当社がコーディネーターとなってパネルディスカッションを実施しています。



国際土地政策フォーラムの様相

④環境不動産ホームページ

当社は環境不動産のホームページ(URL: <http://www.sumitomotrust.co.jp/csr/innovation/real-estate/01.html>)を設け、環境不動産に関する最新の取り組み状況や論文、講演会、各種投稿などの資料を掲載しています。2010年には国土交通省の環境不動産ポータルサイト(URL: <http://tochi.mlit.go.jp/kankyo/index.html>)の設立にも協力し、このサイトと相互にリンクしながら環境不動産に関する情報提供を行っています。



4 生物多様性問題への取り組み

自然は、地球上に3,000万種ともいわれる多様な生きものが相互に関連し合い微妙なバランスを保つことで成り立っています。しかし人類はそれを当然のものと考え、莫大な便益をもたらす自然を破壊してきました。当社は地球温暖化を含むあらゆる環境問題は最終的には生物多様性問題に帰結すると考えており、取り組みに力を入れてきました。

(1) 取り組み方針と活動プログラムの策定

当社は、2008年5月、ドイツのボンで開催された生物多様性条約第9回締約国会議(COP9)において、開催国のドイツ政府が提唱した「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」の趣旨に賛同して世界の33社とともにリーダーシップ宣言に署名しました。同年7月に「地球温暖化問題対応基本ポリシー」とあわせて「生物多様性問題対応基本ポリシー」を制定し、両テーマを当社の取り組むべき最優先の環境課題と位置付けました(5頁参照)。



COP9の様相

さらに、2009年10月、より広範な活動を推進するために、「住信・生物多様性プログラム」を策定しました。本プログラムは以下の4つの取り組みで構成されています。

住信・生物多様性プログラム

1. 生物多様性問題のリーディングカンパニーとして名古屋COP10の成功に貢献します
2. 生物多様性に関連した新しい金融商品・サービスを開発します
3. 全ての支店が「生きもの応援活動」に取り組みます
4. 住信グループ全体で「持続可能な紙資源の活用プログラム」を推進します

(2) 生物多様性に関連した新しい金融商品・サービスの開発

「住信・生物多様性プログラム」における「生物多様性に関連する金融商品・サービスの開発」は、当社独自の強みである“エコ・トラステーション”を実践する活動分野として重視しており、商品ラインアップを充実させてきました。以下にその一部を紹介します。

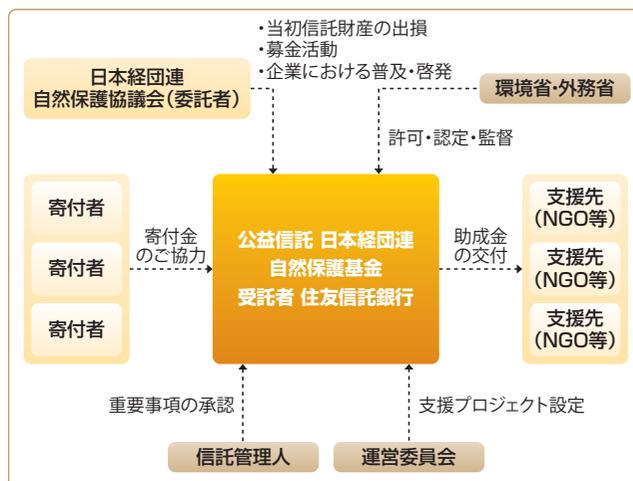
① 公益信託などの信託スキームを通じた資金供給

当社は、2000年から、経団連自然保護協議会より公益信託「日本経団連自然保護基金」を受託しています。同基金は、日本経団連加盟企業をはじめとする民間企業や個人の寄付を受け、国内の自然保護活動や、開発途上地域においてNGOなどが行う自然保護活動への助成を行っています。

公益信託とは、個人や法人が委託者となり、公益(社会的な利益)目的で財産を信託し、当社のような信託銀行が財産を管理・運営して目的の実現を図る制度です。高まりを見せている「機会があれば自然保護に資産の一部を寄付したい」というお客様のニーズと、活動資金を必要としている団体との間で橋渡しをする役割を果たしています(18頁参照)。

当社では、信託はこのような資金フローをつくり出すための高い機能性を持つと考えており、公益信託だけではなく、遺言信託においても環境NGO/NPOなどに遺贈する仕組みを提供しています。また、当社自身も寄付プログラム(ナショナル・トラスト活動支援、19頁参照)を構築し、効果的な生態系保全のあり方を研究・実践しており、培ったノウハウを活かしながら、今後とも生物多様性の保全に寄与する信託商品のラインアップを充実させていく方針です。

日本経団連自然保護基金の仕組み



②環境格付融資における生物多様性の評価

当社は、生物多様性を融資と結びつけた商品として、2010年2月から「環境格付融資」の取り扱いを開始しました。この商品は企業の環境への取り組みを当社独自の総合的評価に基づいて格付けし、優遇金利を適用し融資を行うものですが、環境マネジメント体制などの一般的なものに加えて、生物多様性に関する取り組みも評価項目に含めた、当社独自のものになっています(8頁参照)。

③生物多様性をテーマとした株式投資信託の発売

2010年8月、当社グループの住信アセットマネジメントから、生物多様性の保全に積極的に取り組む日本企業に投資する世界初の生物多様性SRIファンド(愛称「生きものがたり」)を発売しました。上述の環境格付融資とあわせ、投融資業務において生物多様性の観点から企業のリスクと機会を分析する先進的な取り組みとして、海外からも注目を集めています(15頁参照)。

④生物多様性に配慮した環境不動産ビジネスの展開

当社は、開発の進んだ都市部の生態系回復には、個別不動産単位の取り組みの積み重ねが必要だと考えています。このようなコンセプトに基づき、環境配慮型開発・建築コンサルティング業務において、不動産の緑地部分における地域生態系への配慮と第三者認証(JHEP)の取得をアドバイスしています(9頁参照)。

なお、当社グループの住信基礎研究所が2010年4月に発表した「生物多様性に対するオフィスワーカーの意識調査」によると、オフィス周辺の緑地は入居者の「創造性の向上」に寄与しており、また入居者は緑地部分が地域生態系を維持することを支持しています。生物多様性に配慮した不動産は、付加価値の向上にも貢献していることがわかりました。

(3) 金融機関としての情報発信

当社は、金融商品・サービスの提供だけでなく、生物多様性に関する市民レベルでの認知度の向上に資するさまざまな情報発信や啓発活動にも注力しています。

①生きもの応援活動の全国展開

住信・生物多様性プログラムの一環で、生物多様性にかかわる取り組みを「生きもの応援活動」と銘打ち、全国63のすべての本支店において、地域との連携なども踏まえた活動を“With You”活動の中で展開しています(34-35頁参照)。

②エコプロダクツ展・EXPOでの出展

毎年12月東京ビッグサイトで開催される日本最大の環境関連イベント「エコプロダクツ展」に、当社は2007年から財団法人日本生態系協会と共同で、生物多様性のみにフォーカスした出展を続けています。特に、「生物多様性と不動産」は一貫して取り上げてきたテーマで、2009年は森ビル株式会社の協力も得てJHEP認証取得ビルの具体例などを紹介しました。また、2010年2月(福岡)、3月(大阪)で開催された環境省主催の生物多様性EXPO2010にも出展しました。



エコプロダクツ2009の共同出展ブース

③グリーンTVとの連携

当社は、環境専門のプロードバンドメディア「グリーンTV ジャパン」への協賛を設立当初の2007年11月から継続しています。グリーンTVは高品質の環境コンテンツを500本以上無償で提供しており、生物多様性に関してはCOP10を控えて特別に専用サイトを立ち上げました。当社自身も生物多様性に関する動画を制作し投稿しており、当社のホームページ上でも視聴できるようにしました。



提供動画の画面:
生き物にやさしい未来へ

グリーンTVジャパン(<http://www.japangreen.tv/>)

(4) 生物多様性問題におけるリーダーシップ

① ビジネスと生物多様性イニシアティブの活動

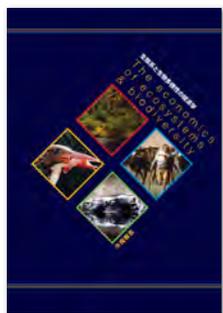
当社は、ビジネスと生物多様性イニシアティブ・リーダーシップ宣言に署名する日本企業10社の一員として、イニシアティブを取りまとめるGTZ(ドイツ技術協力公社)と密接な連携を図りながら、日本における活動の活性化、COP10でのイベント企画、COP10以降日本企業を取りまとめる「生物多様性民間参画イニシアティブ」への橋渡しなどに尽力してきました。

② 「生態系と生物多様性の経済学」(TEEB)の翻訳

COP9で配布された「生態系と生物多様性の経済学」(通称TEEB)中間報告は、経済と生態系、生物多様性問題を体系的に捉えた画期的なレポートと評価されています。当社は同書の重要性を認識し翻訳権を獲得、2008年10月、財団法人日本生態系協会、株式会社日本総合研究所との

共同訳を出版しました(WEBサイトでも公開)。その後同書は、生物多様性問題のバイブル的な報告書として幅広く読まれるようになり、市民を巻き込んだ日本の生物多様性の議論の発展に大きく貢献しました。

また、COP10で発表されるTEEB最終報告(ビジネス編)の作成に協力し、取り組み事例などを提出しました。



生態系と生物多様性の経済学
中間報告
<http://www.sumitomotrust.co.jp/csr/innovation/biology/index.html>

③ 市民活動の支援

当社は、COP10成功の鍵は市民活動の活性化にあると確信し、開催地の名古屋の支店においてロビースペースの貸与や夜間・週末を含めたセミナールームの開放などさまざまなかたちで、COP10に向けて結成されたNGO/NPOな



生物多様性条約事務局長のジョグラフィ氏、CBD市民ネットの皆さんと

どの市民社会の連携組織である生物多様性条約市民ネットワーク(CBD市民ネット)の活動を支援してきました。

④ 国際会議・セミナーなどへの参加

当社は、COP10名古屋開催を控え、ホスト国の企業として国際的な情報発信に努めてきました。2009年10月に開催された国際会議「神戸生物多様性国際対話」では、欧米企業などとともにパネルディスカッションに参加し、企業と生物多様性のかかわりを説明しました。

また、2010年6月ドイツで開催された第2回生物多様性国際会議(SusCon)に参加し、当社の生物多様性の取り組みについて発表しました。特に、当社が開発した生物多様性SRIファンドは参加した欧州の金融機関から注目を集めました。

さらに2010年7月、国際フォーラム「生物の多様性と経済の自立、健全な自治体への挑戦」において、先進的な自治体の首長とともにリレートークに参加、金融機関が自治体の生物多様性の取り組みにどのような貢献ができるかプレゼンテーションを行いました。



上段：2009年10月15日神戸国際対話に参加
下段：日本生態系協会の国際フォーラムにおけるプレゼンテーション

⑤ UNEP FIへの協力と金融業界への周知活動の支援

当社は、生物多様性問題に関して、国際的な金融組織との連携も深めています。特にUNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)に対しては、COP10で発表される「CEOブリーフィング」の作成に協力し、事例の提供を行うとともに、翻訳も行い、日本の金融機関に本テーマを周知する役割も積極的に担っています。

SRI (社会的責任投資) への取り組み

持続可能な社会を実現するため、資本市場からの関与の必要性を求める声が国連機関などを中心に強まっており、その観点から、資産運用におけるE (環境)、S (社会)、G (企業統治) への配慮が注目を集めています。当社においても、SRI (Socially Responsible Investment : 社会的責任投資) がESGを具現化する投資手法であると考え、早くからその普及に力を入れてきました。ここでは、業界のリーダーとしてSRI市場を牽引する当社グループの取り組みをご紹介します。

(1) アジアトップクラスのSRI運用会社へ

当社は、2003年7月に日本では初となる企業年金基金向けの本格的なSRIファンドの運用を開始して以来、公的年金からも日本で初めて受託するなど、機関投資家向けの設定・運用に強みを持っており、2010年3月末時点の合計運用残高は約716億円と、国内最大級の残高*となっています。また、確定拠出年金向けSRIファンドを採用する契約(プラン数)も拡大しており、2010年3月末現在121件となっています。

一方、2009年10月に当社グループに加わった日興アセットマネジメントは、1999年に日本で初めてエコファンドの提供を開始した業界のパイオニアであり、その後もグローバル・ウォーター・ファンド、世界初のグリーンボンドに投資する世界銀行との共同開発ファンド、日本発のETF(上場信託)のエコ関連株ファンドなど次々に新商品を投入しており、個人投資家向けSRIの運用に大きな強みを持っています。

機関投資家向けSRIで強みを持つ当社と、個人投資家向けSRIで強みを持つ日興アセットマネジメントが連携することで、当社グループは多彩なSRIファンドのラインアップを持つアジアトップクラスのSRI運用会社となることを目指しています。今後とも、日本のSRI市場の拡大に向け、積極的にリーダーシップを発揮していきます。

* 国内の公募年金(ゆうちょ銀行での取り扱い、中国株ファンドを含む)、企業年金、公的年金、確定拠出型年金、私募投信の合計。

(2) 新SRIファンド開発・提供の開始

住友信託銀行は、2003年に初めて企業年金にSRIを提供して以来、ESGを総合的に分析した投資手法を旗艦SRIファンドとして中核に据え、さまざまな投資家へのサービスの提供を通じ、十分な実績を積んできました。そして2010年に入り、この実績を踏まえた特徴のある新商品を、グループ力

住友信託銀行の旗艦SRIファンド



日興アセットマネジメントのSRIファンド



を活かして開発し、相次いで市場に投入しており、海外のSRI関係者からもその先進性を評価されています。

①中国株SRIファンド:「チャイナ・グッドカンパニー」
(設定:住信アセットマネジメント)

日本株SRIファンドの投資手法を用い、中国A株*を含めた幅広い銘柄からESGに優れた中国企業に投資する本格的なSRIファンドです。ESGの調査を株式会社日本総合研究所に委託するとともに、BSR(20頁参照)とも提携し、投資対象企業に関するマイナス情報を随時入手できる体制を構築しました。政府主導でCSRが急拡大している中国において、中国の金融機関以外では初のSRIファンドということもあり、現地のみならず欧米のSRI関係者から注目が集まっています。



* 中国A株:中国の国内投資家専用の市場で取引される株式。海外投資家はQFIIという特殊な適格要件を満たした場合のみ投資できる。

②生物多様性SRIファンド:愛称「生きものがたり」
(設定:住信アセットマネジメント)

生物多様性問題への関心が急速に高まりつつある中、企業活動においても、原材料の調達先の選定における生物多様性への配慮や、関連ビジネスの本業での展開など、当該テーマに取り組む動きが顕著になっています。

このような情勢の変化を背景に、当社は生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組む日本企業の株式に投資する世界初のSRIファンドを開発しました。当ファンドは①生物多様性に及ぼす影響の緩和への積極的な取り組み、②生物多様性を保全する技術・サービスの提供、③生物多様性を保全するための長期目標の設定、の3点に着目し、投資対象企業を抽出します。



③環境バランスファンド:愛称「グリーングリーン」
(設定:日興アセットマネジメント)

日興アセットマネジメントとの共同開発による、環境をテーマとした日本初のバランス型投資信託です。投資対象を環境関連に特化させながらも、債券と株式、先進国と新興国などに分散し、投資環境の良し悪しに左右されない、個人投資家の安定的な資産運用手段となることを目指しています。

具体的には、個人投資家が資産運用に期待する「安定配当と値上がり益」を追求するため、エコロジー・ボンド*と呼ばれる債券ファンドと世界的に注目される3つの環境テーマ(地球温暖化、水、生物多様性)に沿った株式ファンドにバランスよく投資する仕組みです。

環境ビジネスに関しては、各国政府の政策の後押しも受けて、今後大きく拡大することが見込まれており、環境価値と経済価値が直結する新たなステージに入りつつあります。当社と日興アセットは、このような情勢から事業環境が急速に整いつつあると判断し、このファンド開発に至りました。



* 国際機関などが発行した、環境関連プロジェクトに調達資金が活用される債券が一定比率以上含まれるファンド。

(3) SRIマーケットにおけるリーダーシップ

① ESG担当の設置

資産運用業界におけるESGに対する注目が欧米を中心に急速に高まった結果、SRIが主流化(メインストリーム化)する動きが加速しています。このような中、当社は、業界のリーダーとして日本においてこの動きを牽引していきたいと考えています。2009年12月、ESG担当を受託資産企画部内に設置し、資産運用業務全体でのESGへの取り組みの拡大に向けた検討を開始するとともに、国内外の関係機関に向けたさまざまな情報発信を開始しました。また、ホームページにおけるSRIサイトも拡充しています(URL: www.sumitomotrust.co.jp/csr/innovation/responsibility/01.html)。

②国連責任投資原則ジャパンネットワークと

ASrIA、SIF-Japan関連の活動

現在、ESGの主流化の動きには、国連組織やNGOが深くかかわっています。当社自身もこういった組織との連携が不可欠と考えており、グローバルベースでは国連責任投資原則(UN PRI)、アジアベースではASrIAと、日本国内ではSIF-Japanの3つの組織とそれぞれの領域で密接な関係を構築してきました。

国連責任投資原則の活動には、2006年制定当初からの署名機関として参画してきましたが、2010年からは、本原則を日本でも拡大させ、署名機関がより実質的な活動を推進することを支援する目的で日本ネットワークが結成されたことに伴い、住友信託銀行と日興アセットマネジメントがその共同議長に就任し、主体的な役割を担っています。

また、2004年7月に加盟した、アジア地域のSRI推進団体「ASrIA」が2010年5月に主催した「企業・投資家のためのSRI円卓会議」に参画しました。さらに、2005年3月に会員となった、国内でのSRI普及を目的とするNPO「社会的責任投資フォーラム」(SIF-Japan)には運営委員を派遣するなど、主要メンバーとして活動を支援しています。

③対外的な情報発信

2009年CSRレポートにおいて、国内の有識者をお招きして開催したステークホルダー・ダイアログ「日本においてSRIを普及させるには何が必要か。」の全文版をホームページで公

開しています。欧米との比較で拡大が遅れる日本の現状を踏まえ、参加された有識者からの確なご指摘を頂戴しています(URL: www.sumitomotruster.co.jp/csr/CSR_09_ja.pdf)。

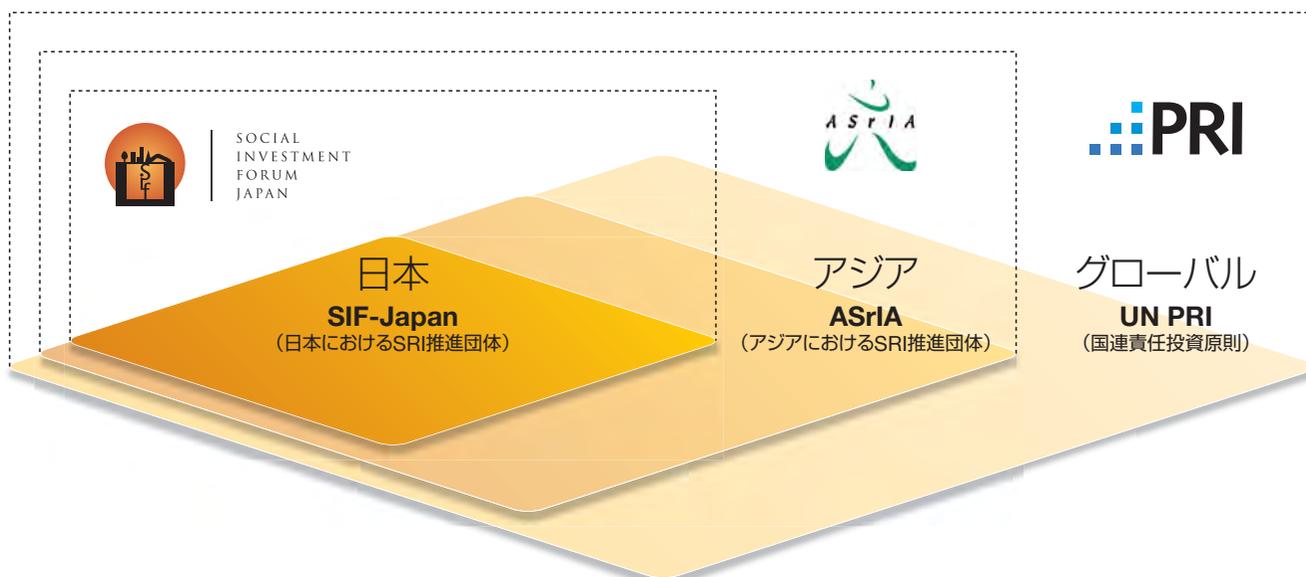
また、2010年5月東京で開催されたTBLI CONFERENCE ASIA 2010において「TBLI in China」セッションにゲストスピーカーとして参加しました。この会議は、TBLI GROUPによって主催され、毎年ヨーロッパとアジアで一回ずつ開催されている、世界で最大規模のESG関連会議の一つです。

さらに、2010年7月、CSR Asia東京事務所開設記念セミナーに参加し、「アジア地域における日本企業のCSRのあり方」をテーマとした記念講演を行ったほか、海外での講演も含めさまざまな情報発信を行っています。



「TBLI in China」セッションにおけるプレゼンテーション

当社とUN PRI、ASrIA、SIF-Japanとの関係構築図



中国における環境・CSRの取り組み

「和諧社会」(各階層間で調和の取れた社会)実現に向けて、政府主導でCSRの導入が進む中国では、2008年の上海証券取引所におけるSRIインデックスの上場や政府系シンクタンクによるCSR企業ランキングの公表などCSR普及に向けた環境整備が急ピッチで進んでいます。当社は、2010年3月に本格的な中国株SRIファンドを立ち上げたことにより、中国国内でも注目を集めており、中国企業のCSRや環境配慮を支援するさまざまな取り組みを行っています。

(1) 中国におけるESGの発展への貢献

①「中国と持続可能性投資に関する円卓会議」への参加

2009年10月、米国のCSR推進団体であるBSR(20頁参照)が主催した「中国と持続可能性投資に関する円卓会議」に参加しました。同会議では国連責任投資原則(UN PRI)や欧州の機関投資家などとともに、投資家サイドから見た中国企業のESGのあり方について積極的に議論しました。

②国連グローバル・コンパクト

中国ネットセンター主催セミナーへの参加

2009年12月、国連グローバル・コンパクト中国ネットセンター主催の「中国銀行業の社会的責任報告書セミナー」に参加し、日本の銀行と当社のCSRの取り組みの現状についてプレゼンテーションを行い、その後活発な質疑応答を行いました。また、同セミナーでは中国金融監督庁による基調講演、中国金融機関による先進的な取り組みが報告されました。

③中国国家開発銀行の外部アドバイザー会議への参加

2009年12月、中国国家開発銀行に招かれ、中国社会科学院、グローバル・レポート・イニシアティブ(GRI)、国連責任投資原則(UN PRI)、国際金融公社(IFC)とともに同行の「社会的責任指標に関する外部アドバイザー会議」に参加しました。国家開発銀行は、中国において最先端のCSRの取り組みを進めており、当社も同じ銀行としての立場から積極的な提言を行いました。

④上海コーポレート・ガバナンス会議

2010年4月、「上海コーポレート・ガバナンス会議」に参加しました(主催:米国イェール大学)。会議は「コーポレート・ガバナンスは、グローバルな金融センターでどのような役割を担うべきか?」をテーマに行われ、当社は中国株式SRIファンドの取り組みについてプレゼンテーションを行ったほか、パネルディスカッションにも参加しました。

⑤北京駐在員事務所の活動

北京駐在員事務所では、ESG問題に関し中国の銀行・証券関係者や中国社会科学院・企業社会責任研究センターなどとの交流を深めており、2010年3月には、中国の銀行業のCSRに関する調査レポートを取りまとめました。

また、2010年6月、中国環境保護部などが主催した「グリーン証券市場の構築、中国持続可能な投融資政策の完備に関する環境・金融専門家座談会」にパネラーとして参加し、IFCや深圳証券取引所などとともに中国のグリーン証券政策に対し、積極的な提言を行いました。

(2) 中国省エネ・環境事業会社設立への資本参加

当社は、2009年10月、科力管理顧問服務有限公司*1などが、日本企業の高度な環境技術を活用しESCO事業*2などの省エネ・環境事業を行うために香港に設立した科力信環境節能有限公司に資本参加しました(当社の出資比率:41.98%)。中国企業と合併でESCO事業を推進する企業の設立は、日本では初めてのことです。

科力信環境節能有限公司は、2010年1月、北京に中国本土で省エネ・環境事業を展開する子会社を設立し、本子会社は国営大手の機関車車両製造企業である中国北方機車車輛工業集团公司傘下の北京二七軌道交通裝備有限責任会社との間でESCO事業に関する契約の締結に合意しました。この契約には、工場内に設置されている石炭ボイラの燃焼効率を改善する出光興産株式会社の技術など、日本企業の先端技術を活用した省エネ・メニューが盛り込まれています。新会社は今後、ほかの国営大手機関車車両製造工場にも同様の省エネ・メニューを提案していく方針です。

*1 生産性の管理、効率化、品質向上のコンサルティングおよび職員研修。ISO9000、ISO14001の認証コンサルティングを主要業務とするコンサルティング会社。

*2 省エネビジネスの一つで、ESCO事業者が省エネ設備およびその投資資金の提供を行い、省エネ効果により投資資金を回収する事業。

社会的問題の解決に資する金融商品・サービス

少子高齢化や貧困・格差の拡大、さらに地域の衰退、教育の行き詰まりなどさまざまな社会問題が存在する現在、当社では信託機能などを活用し、こうした問題の解決に貢献する金融商品・サービスの開発に努めています。

(1) 信託機能を活用し社会貢献マネーをつなぐ

信託協会「寄付の現状と信託の活用に関する基礎調査」によると、1,000万円以上の金融資産を持つ人の73.9%が何らかの寄付を行いたいと考えています。このように近年、日本においても寄付を通じた社会貢献を行いたいという人々のニーズが高まっており、信託銀行には信託機能を活用しこのような社会貢献マネーをさまざまな社会問題の解決のために活かすことが求められています。

① 公益信託

公益信託とは、個人や法人のお客様が「公益(社会一般の不特定多数の人々の利益)」のためにご提供(信託)された資金を、受託者となる当社がその公益目的に従って管理・運用し、助成事業を行うという、法令で定められた制度です。公益法と同様に、民間の資金を活用して「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益」を目的とした活動の活性化に貢献する制度として、重要な役割を担っています。

1977年5月に公益信託第1号を受託して以来、当社では受託件数が着実に増加し、今ではさまざまな公益分野で助成事業を行っています。2009年度には、当社受託基金合計で年間6億7,000万円を、公益のために資金を必要とされる

方々1,150名(個人、法人、任意団体含む)に、助成金としてお渡しし、ご利用いただきました。

② 新規受託基金のご紹介

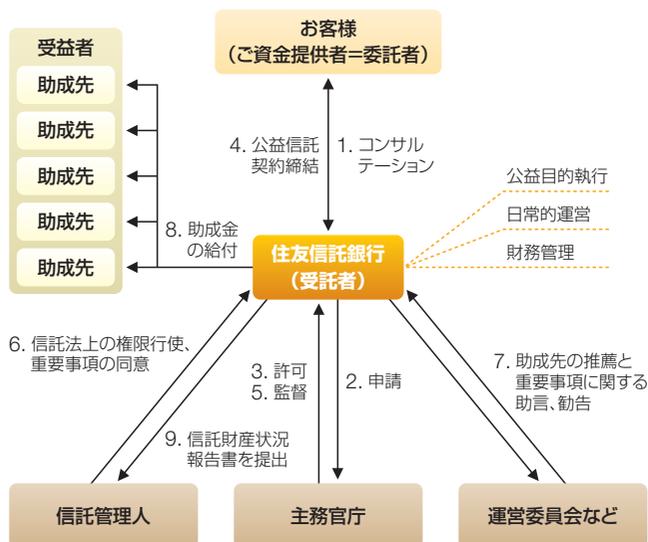
当社は、現在110の公益信託を受託しており、それぞれの目的に即した基金ごとの事業を行っています。2009年度には、公益信託中西和佐子記念視覚・聴覚障害者教育支援基金と公益信託ちばぎんハートフル福祉基金を新たに受託いたしました。

公益信託受託状況

分類	件数	
	現在受託中	終了済
奨学金支給	29	36
自然科学研究助成	18	27
人文科学研究助成	3	4
教育振興	17	23
社会福祉	6	7
芸術・文化振興	7	9
動植物の保護繁殖	1	1
自然環境の保全	3	3
都市環境の整備・保全	14	14
国際協力・国際交流促進	9	15
その他	3	4
総計	110	143

(2010年3月現在)

公益信託の仕組み



③ 公益信託中西和佐子記念視覚・聴覚障害者教育支援基金

公益信託の具体的な事業内容として、2009年度に受託した「中西和佐子記念視覚・聴覚障害者教育支援基金」をご紹介します。

この基金は、「誰もが共に生きる社会を無理なく作っていくためには、さまざまな障がいのある子どもたちへの教育を充実させることが大事であり、担任できる資質能力のある教員を多く育てることが大切である」と考えた中西和佐子氏が財産を拠出し、視覚・聴覚障がい者教育支援の充実に寄与することを目的として設定されたものです。

具体的には、茨城県内の大学および大学院で学び、将来、視覚・聴覚障がい者に関する教育領域で教員となることを目指す学生に対して奨学金を給付する奨学育英事業を行うもので、毎年14名の学生に奨学金を給付することになっています。

④公益信託による公益法人の事業継承

2008年11月以前に設立された公益法人(社団・財団法人)は約2万5,000法人ありますが、2008年12月1日施行された新しい公益法人制度に基づき、2013年11月までに公益社団・財団法人または一般社団・財団法人のいずれかに移行するか、解散となります。この新制度への対応として、公益目的事業を存続させるために、公益信託を活用することが可能です。

⑤遺言信託を通じた寄付

遺言信託とは、遺言者の財産を信託銀行に委託し、その財産の管理・運用を任せる制度です。近年、当社のお客様の中にも、ご自身の遺産を世の中のために役立てたいとお考えになる方が増えてきており、どのような公益団体に遺贈すればよいのか、またそのためにはどのような手続きが必要かなどのご相談も増加しています。そういったご要望に少しでもお応えするため、これまで当社が遺言信託に関する提携契約を締結してきた約30の団体について、各団体の特徴・活動・遺贈を受けた場合の資金の活用方法などを紹介したパンフレット『遺贈のできる公益団体のご案内』を提供しています。



※ なお、遺贈のできる公益団体はこのパンフレットで紹介した公益団体に限られるものではありません。

当社は、公益信託や遺言信託に限らず、社会貢献マネーをさまざまな社会問題の解決のためにつなぐ信託商品を拡大していく方針であり、遺言だけでなく生前においても相手先を選定し寄付する信託商品の開発を検討しています。

(2) 特定贈与信託 (おもいやり特定贈与信託型)

障がい者への生前贈与によって経済的支援を実現する商品として、特定贈与信託*の仕組みを活用する「おもいやり特定贈与信託型」など贈与・遺贈型の信託商品ラインアップを提供しており、2009年度は、3件(1.4億円)の新規受託がありました(2010年3月末現在の契約件数189件)。

* 重度の障がいをお持ちの方のためにご家族などが金銭を信託し、信託銀行が定期的な金銭を交付するもの。6,000万円まで贈与税非課税。

(3) 事業と一体となった社会貢献

①ベルマーク事業への支援

当社は、「ベルマーク運動*」において、協賛会社からPTAへの入金や協力会社からベルマーク教育助成財団への援助金送金などの業務を取り扱っています。全国2万8,696件(2010年3月末現在)にのぼるPTAの口座管理事務量は膨大ですが、当社は本活動の趣旨に賛同し、1983年以来27年間、単独でこの業務を引き受けています。このほか、被災地などへの援助資金の送金事務(友愛援助)も行っています。

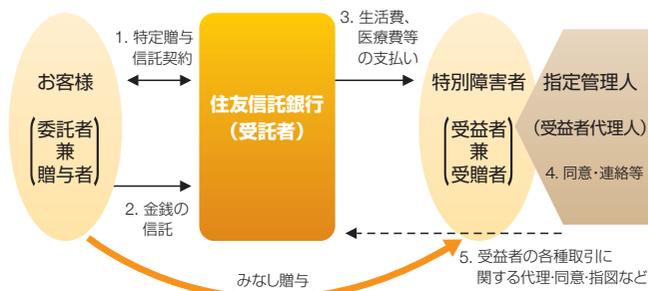
* 商品に付いたマークをPTAや学校が集めて送ると、点数に応じて教育設備購入の助成が受けられる。

②ナショナル・トラスト活動支援

ナショナル・トラスト活動とは、開発のため破壊される可能性のある美しい風景や野生生物の生息地などを買い取り、守っていく英国発祥の市民活動です。当社は、この取り組みが、生態系の保全や生物多様性を維持していくうえで重要な役割を担うと考え、環境バランスファンド(愛称「グリーングリーン」(15頁参照)の販売件数に応じた金額を、当社が財団法人日本生態系協会に寄付するキャンペーン活動を行っています。この寄付金を通じて、同協会が鹿児島県奄美大島(アマミノクロウサギ)、長崎県対馬(ツシマヤマネコ)、北海道黒松内町(北限のブナ林)の3カ所の土地を購入し、絶滅が危惧される希少生物の生息地を保護するプログラムを援助しています。



特定贈与信託の仕組み



日本におけるESGの普及について



金井 司 (司会)
企画部・CSR担当部長
社会活動統括室長



小森 博司
証券代行部
IRグループ長



川添 誠司
受託資産企画部
審議役



伊藤 雅人
不動産営業開発部
CSR担当次長
兼環境不動産推進課長

今回のステークホルダー・ダイアログは、BSR*のアジア統括責任者であるジェレミー・ブレプサスさんとBSR北京事務所のシン・チュオさんをお招きしました。当社でESG（環境、社会、ガバナンス）にかかわっている3名とともに、ESG問題を中心に、日本企業のCSR活動の現状と問題点、今後の方向性などについて活発な議論を交わしました。

* BSR (Business for Social Responsibility): 1992年に米国で設立され、戦略的CSR分野のコンサルティングを主要業務とする世界最大のCSR推進団体(NPO)で、全世界に250社以上の会員を有し、70ヵ国以上でCSR関係のプロジェクトを推進中。
(ダイアログの全文については <http://www.sumitomotrust.co.jp/csr/index.html> をご覧ください)

司会: 私は、ESGの考え方は日本ではまだ正確に理解されていないと思っています。一方で、金融の世界ではESGが世界共通言語とも言えるくらい広がってきています。そこで、私たちが今ここでESGの理解を深め、CSRとの関連を踏まえたうえで、金融ビジネスへの影響や日本企業のCSRの問題点についてじっくり議論する意義は大きいと考えています。

1. ESGの歴史的背景

司会: まず、最初に議論したいことは、この「ESGとは何か」ということです。私の理解では、日本のCSR元年と呼ばれている2003年当時のCSRの基本的なコンセプトは、環境、社会、経済で構成されるトリプルボトムライン(triple bottom line)で、少なくともガバナンスという観点は入っていませんでした。その後2006年に、責任投資原則(PRI: Principles for Responsible Investment)が導入され、ESGという考え方が日本でも初めて議論されるようになりました。なぜガバナンスが入ってきたのかということからディスカッションを開始したいと思います。

□ ESGのメインストリーム化

小森: この変化をガバナンスの側から見ますと、当社は1999年から、世界の主要な機関投資家が主宰するICGN (International Corporate Governance Network)というコーポレート・ガバナンスをメインピックとして議論する国際会議に毎年出席しているのですが、そこでは最初、ガバナンス(G)の話だけが議論されていたものが、4~5年ぐらい前から急に環境(E)の問題が入ってくるようになり、最近では社会(S)の問題も入ってくるようになりました。GからSやEに話が変わっていったわけではなく、たぶんGの守備範囲が広がったのだと思いますが、なぜ、そういう変化が起きたのか、ご意見を伺いたと思います。

シン: ESGの中のGは、あくまでも主流(メインストリーム)の投資家によって取り上げられていた考え方ですが、それに加えE、そしてSといった要素がより強調され、ESGというかたちに確立されてきたのではないかと考えています。ESGという言葉が生まれたことによって、新たな世界が生まれたという表現が当てはまります。

□ ESとGの関係

ジェレミー: 一言付け加えるなら、G、つまりガバナンスが重要なのは、そこで経営上の判断が行われるからです。参考までに、私がナイキにいたときの体験をお話します。



当時、あるナイキの納入業者では、労働者は社員寮に住むことが義務付けられていて、さらに家賃まで取られていました。ナイキとしてこれがいいことかどうか、私は非常に疑問に思い、6ヵ月かけて会社と話し合いを続けましたが、答えは出ませんでした。それによって非常に多くの問題が実際に表面化してきたところで、初めて取締役会の役員と2時間かけて工場で話し合いを持ちましたが、彼らの答えは「現状を変えない」の一点張りでした。昼食休みに入り、取締役会のメンバーの役員に、「実際に社員寮を見たことがあるのか」と聞いたところ、答えはノーだったので、とにかく寮を見てもらったのです。すると30分後には、「ジェレミー、わかった。これは変えよう」と言って彼らは態度を変えてくれたわけです。

ガバナンスは意思決定を行うところです。企業が人、環境に与える影響に関して、ガバナンスでどのような意思決定がなされるか注目する必要があります。だからこそ、ガバナンスがとても重要なのです。

□ 投資判断の主流になりつつあるPRI

司会: 投資家にとってESGのメインストリーム化が進んでいると言われていますが、実際の程度進展していると感じますか。

川添: 今、海外の投資家にいちばんインパクトを与えているのが、国連責任投資原則(UN PRI)という指針です。今、多くの欧州の年金基金および投資会社が、PRIを投資指針としても取り込んできているのが現実です。

また同時に、ファンダメンタルのアナリストに加え、環境や社会、ガバナンスなどの財務データ以外の要因を分析する専門チームが投資会社の中に組成されています。つまり、運用機関の組織の中で、伝統的なファンダメンタルのリサーチと、責任投資の要因を分析する人たちが統合されてきており、特に欧州でメインストリーム化は進展しています。

□ サプライチェーン・マネジメントにおけるESG

司会: ところで、先ほどのナイキの話をお聞きすると、サプライチェーン・マネジメントの分野でのESG問題への取り組みは金融よりもずっと以前からメインストリーム化している気がしますが、そ

のような理解でよいのでしょうか。

ジェレミー: ESGは、people, planet, profit、peopleはS(社会)、planetはE(環境)、profitはG(ガバナンス)と言い換えることができます。重要なのは必ずしもESGがどこから始まったということではなく、「ESGのそれぞれがビジネスを構築する基本的なブロックだ」という捉え方でいいのではないかと思います。

シン: 業種によって異なります。ナイキなどの衣料品メーカーでは、NGOがアジアでの劣悪な労働環境の解消を問題視した結果、サプライチェーンの問題への認識が高まりました。金融業の場合、ESGをさらに深めるという表現が適当で、例えば環境を汚染するようなプロジェクトに対し資金を融資する活動の是非が取り上げられます。

□ NGOの影響力

司会: ヨーロッパやアメリカではNGOが非常に強く、ナイキのような問題が解決に向けて進展した側面もありますね。日本においてNGOがあまり強くないということは、ESGを広げていくうえにおいて、何か不利なところがありますか。

ジェレミー: 日本企業がグローバルなステージで事業展開をする際、他の世界的な企業と競争することになります。そうした中で、消費者や政府など他のステークホルダーから寄せられる信頼が重要になります。こうした信頼はお互いがかかわりを持つことによって醸成されていくものです。世界的な舞台で活躍する日本の企業にとって、NGOとかかわりを持つことの重要性は高まっていくものと思います。また、今後、世界がより複雑になり、より多くの人々や組織が声を上げるようになるでしょう。NGOからはいろいろ厳しい質問をしてくると思いますが、耳を傾ける勇気があるオープンな企業は、よりよい情報を入手することができるし、競合他社に対してもより競争力の強い存在になれると考えています。

□ 環境不動産におけるNGOの影響力

司会: 不動産市場におけるESG問題は、どちらかというと現場のプレイヤーが自発的に取り組んでいるような印象を受けるのですが、いかがでしょうか。

伊藤: 環境不動産投資に関し、NGOの影が全く見えないかという、金融機関でも、不動産会社でも、今まで自分たちだけでは知り得なかった知見をNGOに求めている事例が日本では出始めていると思います。

例えば、生物多様性は今ひとつピンとこない分野でしたが、日本でも熱心に生物多様性の保全を訴えるNGOの言葉に真剣に耳を傾けることで、これは経済問題であり、またきちんと対応することにより、新たな経済価値を生み出すものであるということが徐々にわかってきました。

□ 国連の役割

司会：ところで、国連グローバル・コンパクトやUN PRIは、ESGの問題に大変積極的ですが、国連組織はどのような旗振りをしているのでしょうか。

シン：国連は、いろいろな分野においてリーダーでありたい、最初に動く団体でありたいと考えているようです。金融セクターにおいても、国連がそこで影響力を行使するための組織として国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)があり、その一つの組織としてUN PRIという組織ができました。

UN PRIは、まずできるだけ多くのメンバーを募るべく、欧米や中国にまで活動範囲を広げました。最初は自主的な取り組みでしたが、今後は毎年、PRIの原則に沿った報告書を提出するなどの義務が発生します。PRIの原則に沿っていなかった場合には脱退を求めることになるので、非常に大きな影響力を持つてくるのではないかと考えています。

司会：UN PRIは、一種のデファクトスタンダードをつくる意思を持っているのでしょうか。

小森：確かにデファクトスタンダードになりつつある気がしています。海外の機関投資家たちが、ここ1~2年ぐらい、あたかも一つのステータスのように、PRIに署名していると自己紹介することが多くなってきました。最近では、当社も署名していると言うと、一瞬にして会話のベースができるような雰囲気すらあります。

□ 求められるHolisticなアプローチ

司会：そのほかに、ESGに関してご意見がありますか。

ジェレミー：ESGの本当の問題は、ビジネスモデルにおける外部性(externality)を考えなければいけない点です。それは例えば労働や環境ですが、こうした外部性を考えたうえで、ビジネス上のいろいろな選択をしていくことになるわけです。ですから、そういったものを全部含め、どういうかたちで利益を生み出していかかということを考えなければいけないと思います。

川添：キーワードとしては、holistic(全体論的)なアプローチとい

う言い方ができると思います。holisticなアプローチでビジネスを考えたときに、環境、社会、ガバナンスが重視されるという整理です。それに対し、好きなものだけを選択するCSRは、selectiveなアプローチと言ってよいと思います。

司会：確かに日本の中で我々がビジネスをやっていると、holisticな考え方をなかなか持ちにくい。ESGは、UN PRIの成り立ちから考えても結局のところholisticな考え方を持たないと、たぶん理解できない。selectiveなCSRをやっていると、どうもピンとこないことになる。そのことをここでは確認できたような気がします。



2. 日本企業のCSR

司会：次に、企業が本業の中でCSRに取り組む場合、ESGという視点でどういうことを我々は考えなければいけないのかについて、議論したいと思います。

□ Eに特化している日本企業のCSR

司会：小森さんは、IRで海外投資家を回り、欧米企業と日本企業のCSRの考え方にギャップを感じたそうですが、そのことについて説明していただけますか。

小森：当社のお客様と一緒にCSRの評価機関をいくつか訪問して、その会社のCSRの評価を聞いたところ、欧米企業のCSRと日本企業のCSRにギャップがあるということを、すべての評価機関から聞かされました。日本企業は例外なくEにものすごくエネルギーを注いでいて、評価する側にとっては不必要なことまでも一生懸命やっている。ところがSになると、他の国の人権問題などに感覚がないというか、内容が乏しいものになり、



Gになると、もう全然話のレベルが合わないというギャップが起きてしまっている。調査機関の人から見れば、そこが日本企業のCSRの一番の問題点だということになるようです。

ジェレミー：その評価内容には私も全面的に同意したいと思

ます。CSRの価値は、事業を行う市場によって決定されるものです。市場が重視する価値によって、責任ある企業活動とは何かが決まってきます。日本の企業が海外で展開する場合も、まさにそういうところを考慮していかなければいけないと思います。

□ 国によって異なるESGの優先順位

シン: どの国で事業を行うのかによって、CSRは変えていくものではないかと思えます。ESGにしても、CSRに関しても、どの国の文脈でそれを行うのかによって変えていくのが当然だと思います。



日本の企業が環境に対して非常に関心が高いのは、日本は国土が狭いし、資源もそれほど豊かではない中で、エネルギーや資源を重要視しなくてはならない。同時に環境も保全していなくてはならないということだと思います。

もちろん環境以外を無視していいということにはなりません。だからといって環境に重きが置かれていること自体は特に問題ではないと思っています。

ジェレミー: あらゆる企業にとって、経営資源は限られており、ガバナンスの役割は限られた経営資源をいかに配分するかを考えることです。したがって、各市場のステークホルダーと対話を持ち、より深くかかわることで、その市場において何が重要であるか、また、そうした価値が自分たちのビジネスとどこでつながるかを理解できるようになります。そうすることで、私たちは適切な判断を下せるのではないかと思います。

□ 日本企業のCSRは本物か

司会: 先日、日本企業のCSRを表彰するパーティーがあって、どの会社も役員クラスが登壇して受賞のスピーチをしたのですが、異口同音に、我々はCSRを100年前からやっているという主旨のことを話されていました。ESGという文脈で語られる今日的なCSRとは少し違う気がしました。

シン: 中国でも同じように、受賞した大企業の代表者があいさつで「こういったことはもうずっとやってきたことで、特に新しいことはやっていない」という発言をすることはよくあります。

多くの企業にとっては、ESGをやっているといっても、名前だけESGと変えているだけで、基本は何も変わっていないところも多々あるのは確かです。本当に真剣にサステナビリティに対しコミットすることになった場合には、ただ単に表面

的な変化ではなく抜本的な変化でなくてはならないと考えています。

ジェレミー: 自分たちがやっていることが正しいかどうかテストする唯一の方法は、本当に厳しい質問を投げかけることだと思います。しかし、日本ではそういった厳しい質問を投げかけてくれる人がいるのでしょうか。そういう問題をぶつけられることにより、結果がわかると思います。

□ 経営戦略としてのCSR

司会: 次に、先ほどの日本企業の問題点も踏まえ、経営戦略としてCSRを推進していくために何が必要か議論していきたいと思っています。

川添さんは先日、韓国のソウルで開かれたB for E、Business for Environmentという国際会議に参加されましたが、アジア企業がholisticなアプローチでCSRに取り組みだしたという実感を持たれましたか。

川添: そのような印象を持ちました。韓国系の企業や台湾系の企業にとって、彼らがターゲットとする市場は自国ではなく他国であったという事情があります。したがって、日本の企業よりも早い段階で人材を雇い、自分たちの会社のマネジメントの戦略の中で、例えば現地化やCSRを考えてきたという背景があると思います。

今後、日本の会社が海外へ出ていったときに、こういう新しい、holisticな発想でやらざるを得なくなっているのだろうな、と感じました。

□ なぜ、CSRを行うのか

司会: 現実問題として、サステナビリティが非常に重要な経営要素になってきている中で、日本企業は国際競争に勝てるのでしょうか。

ジェレミー: なぜ企業がサステナビリティを追求するかというと、それが将来性の高いテーマであり、企業の成長を促すからです。そこで世界をリードしなければ、そのマーケットでのリーディングカンパニーにはなり得ません。そこにはholisticなアプローチが必要です。そうでなければ、いったい何のために自分たちは事業をやっているのかと、問い直さなければいけないと思います。

そして、イノベーションに投資をしなければいけません。世界は変わっていますし、市場も変わっていますので、企業としてはイノベーションに投資をしなければいけない。そして、消費者の

変化する需要に応えるとともに、持続可能な消費を実現するように消費者を仕向けていく方法も、考えなければいけないということです。

□ 環境不動産の戦略的意義

司会: 今の当社の環境不動産ビジネスは、国内のビジネスですけれども、UNEP FIの不動産ワーキンググループ(PWG)に参加しESGの考え方を取り込もうとしていますね。こうしたアプローチは、日本国内で勝っていくためにも重要なのでしょうか。

伊藤: まず、不動産ビジネスそのものを持続可能なものにしていかなければならないという大きな課題があります。これから持続可能社会を実現していくにあたり、オフィスビルでも、住宅でも、持続可能社会に適合するスペックにしていかなければ、不動産ビジネスそのものが成り立ちません。

その中で、建築物の環境性能評価システムについて、世界のいろいろなところでシステムができあがってきています。例えば、イギリスにおけるBREEAM、アメリカのLEED、日本ではCAS-BEEといったシステムがいろいろとできてくる中で、投資の立場にとってもう少し共通の尺度を持つていく必要があるのではないかと問題認識が生じています。

一方で、不動産は地域性があるので、各国の個性も出てきます。すべての国でも対応しなければいけないことと、各国で対応しなければいけないことと、それぞれのバランスを保ちながら不動産の投資基準をつくっていくことが重要ではないかと考えています。

今、不動産市況が回復しつつあり、世界の投資家がいよいよ国際分散投資を始めようという時期にもなりつつあるのですが、



以上のような取り組みを通じて、日本の不動産に対しても、きちんとESG問題を踏まえた投資判断ができるような体制にしていく必要があるのではないかと考えているところです。

司会: 海外の投資家を引き付けるために、ドメスティックなビジネスだけでなく、holisticな考え方に基づかないといけないことだと思いますが、この点についてコメントをいただけますか。

ジェレミー: 不動産のことを考える際には、どういう場合にどういう質問をするのかということを考えていかなければならないと思っています。そもそも建物を設計する場合には、もともとの意

図があるでしょうし、どういう問題を解決しようとしているのかということも考えなければいけないでしょう。また、都市全体の生態系も考慮しなければなりません。これこそholisticな考え方ではないかと思っています。

シン: 中国においても、不動産におけるサステナビリティの問題は非常に大きなピックになっています。中国では現在、都市化が進んでおり、今は地方に住んでいる多くの人々が都市に移動してきて、場合によっては9億人近くの人口の移動も考えられるからです。

そのような中で、これから都市建設をどのように行っていくのかは非常に大きな問題にです。中国の不動産を将来的にどうしていくのか。建物の建築に関しても、将来どのようにサステナビリティを確保していくのかということは、非常に多くの議論的になっています。これからどうなっていくのかは、まだ何もわかっていませんが、これが将来的に非常に重要な問題になってくることは確かです。

□ ESGを拡大するための突破口

司会: CSRの担当としては、サステナビリティに関する業務がなかなか拡大しないという悩みがあります。サステナビリティビジネスをぐっと広げていくための会社におけるドライバーとはいったい何か、ぜひお聞きしたいです。

ジェレミー: 見つかったら、ぜひ私にも教えていただきたいと思います(笑)。

私の経験では、企業が変わるのは努力や、社内的なリーダーシップによってです。企業がCSR活動を行うのは、それが単にいいことだからではなく、ステークホルダーにとっても、ビジネスにとっても重要なことだからです。CSR活動に重要性(materiality)のフィルターをかけることでビジネスとしても成立するのです。かなりの努力が求められると思いますし、失敗を恐れないリーダーシップも必要です。しかし、世界が非常に速く変化していることは事実ですし、ビジネスはそういった変化についていかななくてはならない。そういう中で必要なことだと考えています。

司会: 株式投資家の最大の関心事は企業価値、すなわち株価ですよね。極論すれば株主にとっては、自分だけ見てくれば結構だということを思うかもしれない。そのような中で企業が多様なステークホルダーを見ながら新しいイノベーションを起こすという発想にどうやったらなるのでしょうか。

小森: これまで10年の業務を通じて感じるのは、日本企業のス

テークホルダーの中に株主、特に機関投資家は入っていないということです。一方、メインストリームの機関投資家は、自分たちのほうだけ向いてくれと言っているわけではなく、ステークホルダーの中に自分たちを入れてくれと言っています。日本の企業がものをつくることにあまりにもエネルギーを使い過ぎていて、holisticに何のためにこのビジネスを自分たちはするのかという目的を飛ばしているのです、お互いに一方通行になってしまっています。外国人機関投資家が感じる不満もここにあります。

□ 鍵を握る連合や年金基金の動向

ジェレミー: 最近、連合が関係する年金基金にSRIやESGについて質問を始めたと言っています。連合は企業にとってステークホルダーであり、同時に企業年金にも影響力を持っていると思いますが、連合への対応についてお伺いできればと思います。

川添: 具体的に投資家から、例えば環境問題や社会問題に対する質疑および照会がある場合は、私どもはそれをお客様から受託しているわけですから、それを投資先に伝えていくことは当然考えられるのではないかと思います。



そういう意味では、もし年金のお客様のほうから照会がある場合は、当然一つのエンゲージメントする力にはなるのではないかと思います。具体的にどのようなかたちでそれが実現化していくかは、今後明らかになってくると思います。

ジェレミー: 楽しみに見守りたいと思います(笑)。

小森: そういう意味では今までのガバナンスの議論は、「外国人機関投資家がモノを申し、それを企業がシャットアウトする」というパターンだったのです。もし国内の年金基金の機関投資家が同じことを言えば、たぶんもっと真剣に企業は聞くはずなんです。そういう意味では、連合の話や年金基金、あるいはESGの議論自体が日本国内で盛り上がっていくことのメリットは、投資家サイドにも、発行会社にも、間違いなくあると思います。

□ CSRを戦略的機会と捉える中国企業

シン: 私どもは多くの中国企業といろいろやりとりがあるのですが、そこでもやはり一つの転換点が見られるのではないかと思います。中国のサステナブルな会社は、「ESGで先端に行くこと

は、自分たちにとっては痛みではなく機会である」というアプローチを取っているわけです。投資家を訪問したりして、ESGやCSRの話をする。そして、なぜ新しい商品がCSRにのった商品であるかという説明をする。機関投資家やステークホルダーに対する会社との対応が、今後どう進んでいくかを見ていきたいと思っています。

3. 今後への想い

司会: 最後に、皆さんに抱負を言ってもらい、最後にジェレミーさんにアドバイスをいただきたいと思います。

伊藤: ESGに関する取り組みがholisticな考え方から生じたものであっても、最終的には、保有不動産なり、あるいは企業の価値として内部化される要素があるのだと思います。それをより一層明らかにしていくことが、今後も私自身のテーマであると思っています。

小森: ESGの話も、発行会社にぜひ一緒に考えてもらうような情報提供やコンサルティングを引き続きやっていきたいと思っています。

川添: 環境とか、社会とか、ガバナンスというグローバルな基準を会社の中で内包化させ、我々の海外受託や海外のビジネスにつなげていければと思っています。

ジェレミー: 昨年のCSRレポートを拝見すると、「エコ・ラストューション」という考え方が出てきます。ここで伺いたいのは、なぜこれをするのか、またそれをしたらどうなるのかということです。環境不動産についても同様です。

こういう真摯な問い掛けをすることで、CSRのリーディングカンパニーになれると思います。つまり、自分たちのビジネスプラクティスを理解し、透明性を保ちながら、他の企業、政府、また社会全体を巻き込んで協働していくのです。ただ単にいろいろな活動を寄せ集めるのではなく、それを一つの全体的な組み合わせられた試みとして展開することが、これから求められてくると思います。この分野において明らかにリーダーシップを取っていらっしゃる皆さんと、BSRは喜んで一緒に働きたいと思っています。

2

世界が複雑化する中で、企業がさまざまなステークホルダーから信頼を得ることの重要性がますます高まっています。当社は、お客様からの信頼を得ることが、企業活動の基本であるとの考えに基づき、全社的なCS推進活動に取り組んでいるほか、地域の特性を踏まえ、地域に根ざした社会貢献活動を行うことで、地域社会からの信頼の醸成に努めています。

2009

2010

計画

- お客様の声をサービスの改善につなげる取り組みの継続。
- 生物多様性条約COP10名古屋開催を支援する市民活動のバックアップ。
- 金融詐欺対策セミナーの全国での開催。
- 中・高生を中心とした職場体験プログラムのシステムティックな推進体制の構築。

実績

- 個人のお客さまの声を「CSお客さまの声ポータル」で全社展開。商品・サービスやお知らせをよりわかりやすくする改善を実施。
- 市民団体と連携し、COP10関連イベントを支援・実施。
- 金融詐欺対策セミナーを13回、15カ店で実施。
- 職場体験プログラムを新しく構築し、社内横断的な受け入れ体制を整備。

計画

- お取引先へのアンケートおよび直接ご意見をうかがう活動を通じ、商品・サービスの品質向上活動を強化。
- 金融ADR（裁判外紛争解決手続）制度開始に伴う態勢整備および円滑な運営。
- With You活動において、生きもの応援活動とサクセスフルエイジング関連の取り組みを重点的に展開。



リコージャパン株式会社 顧問

田村 均氏

ステークホルダーからのご意見

「CSとは、自分たちが選んだお客様から喜ばれることです。」

CSについての本を読むと、「お客様の声を聞け」と書かれていますが、実は順番が逆です。選ぶ基準を決めずにお客様の声を聞いても、何をどうしたら良いのかわかりません。まず、自分たちが大事にしているものや、こだわっていることを明確にして、それをお客様に伝える。そして、お客様が共感してくださるかを問う。「自分たちがこだわっていることはこれです。いかがでしょうか?」と。共感するお客様が少なかったら、こだわりが間違っているということです。その場合は、共感が得られるものに、どんどん修正していけばいいのです。言い換えれば、CSとは、自分たちが選んだお客様から喜ばれることです。

銀行にしても、誰をお客様にするのかを決めなければなりません。そして、自分たちが選んだお客様が何を求めている、自分たちがそれに応えているかどうかを徹底的に考えるべきです。つまり、CSは従業員任せにするものではなく、トップ自らが取り組むべき事業戦略だと思います。

 重要となる主な指針

お客様へのお約束

私たち住友信託銀行は、「的確な運用と万全の管理」に努める「資産運用型金融機関」として、法令等を遵守するとともに、お客様に適切にご判断いただけるよう、次の勧誘方針に基づき、商品サービスをお勧めすることをお約束いたします。

1. お客様にお伺いした、商品サービスのご経験・知識、ご資産の状況、お取引の目的などに応じて、お客様に適した商品サービスの提供に努めます。
2. 提供いたします商品サービスにつきましては、その内容やメリットだけでなく、リスク、手数料なども十分ご理解いただけるよう、適切でわかりやすい説明に努めます。
3. 事実と異なる情報をお伝えしたり、不確実なことを断定的に説明するなど、お客様に誤解を招くような説明や勧誘はいたしません。
4. お客様への電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うように努めます。
5. お客様に適した商品サービスをご提供できるよう、正しい知識とわかりやすい説明方法の習得に努めます。

お客様から信頼をいただくための取り組み

銀行はお客様からの信頼を得られなければ、一日も事業を営むことはできません。当社は、お客様からの信頼を得ることが、企業活動の基本であるとの考えに基づき、絶えずお客様の声に耳を傾け、お客様の満足度を向上させていきたいと考えています。

1 当社の考えるCS（お客様満足）

金融環境の激変の中、お客様が金融機関を選ぶ日はますます厳しくなっています。いつの時代にもお客様に選ばれる金融機関であるために、当社では、CS(Customer Satisfaction; お客様満足)推進活動を、事業を行ううえで最も必要な基礎となる活動と位置付けています。受託者の精神をベースに、お客様の側に立ち、一つひとつ丁寧に最適なソリューションを提供する「信託らしさ」を大切にしながら、「住信ならではの多様な機能を組み合わせ、お客様のニーズに合った付加価値の高いサービスをスピーディにご提案することを通じて、「CS評価No.1」ブランドの構築を目指します。

2 CS推進活動

(1) CS推進体制

当社は、お客様のご意見やご要望、苦情などを真摯に受け止め、迅速で適切な対応につなげるよう努めています。また、お客様の声を起点としたPDCA (Plan, Do, Check, Act) サイクル*を通じて、商品・サービスなどの品質向上を図ります。

お客様の声は、全国の営業店または営業担当窓口のほか、「お客様サービス推進室」「お客様の声ハガキ」「CSモニ

お客様の声をお聞きする仕組み



ター調査」「お客様アンケート」「コールセンター」などを通じて本部に届けられ、各事業で調査・原因分析・問題点の明確化・改善プランの策定が行われます。CS推進部はこれらCS推進活動を統括し、お客様にとってわかりやすいものになっているかどうかを確認しています。なお、2009年度のお客様の声の総数は21万件でした。

* 事業活動において、管理業務を円滑に進めるためのプロセス。Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)の4段階で構成されます。

(2)「お客様の声」を改善につなげるために

「お客様の声ハガキ」や「お客様アンケート」のように、ご意見としていただく声のほか、店頭やお電話でいただく日常のご相談・お問い合わせ・ご要望の中で頂戴するお叱りやお褒めの声なども、当社にとっては大変貴重です。

年間20万件を超えるお客様の声を埋もれさせることなく、ご満足につなげていくために、お客様の声の分析と照会ができるシステム「CS お客様の声ポータル」を全社展開し、本部・営業店部の双方で、お客様の声に基づく改善を促進しています。お客様のさまざまな声を「見える化」し、「気づき」を得やすくすることで、お客様のニーズにお応えしていけるよう、努めています。



「CS お客様の声ポータル」画面イメージ

(3) 改善事例

2009年度も寄せられたお客様の声を分析し、さまざまな取り組みに反映させました。例えば、「店舗や駐車場の場所がわかりにくい」というお声に対しては、ホームページの「店舗

のご利用案内」に、今までの簡単な地図に加えて詳細地図情報も掲載しました。これにより店舗と駐車場の場所だけでなく、「拡大・縮小」機能を使って、最寄駅や交差点、ビル、デパートなどさまざまな目印もあわせてご確認いただけるようになっていきます。さらに、携帯電話のバーコード読み取り機能を使えば、店舗や駐車場周辺の詳細な地図をご覧になりながらのご来店も可能です。



店舗や駐車場の場所をわかりやすく掲載した画面イメージ

また、「投資信託は数が多く、どの商品を選んだらいいか迷う」という声に対しては、ホームページの「ファンド比較ボタン」でお応えしました。「投資信託基準価額一覧」から、比較したいファンド(最大3つまで)の右端にチェックを入れて、このボタンをクリックするとグラフが表示され、現在までの基準価額の推移(6ヵ月/1年/3年)を比較することができます。さらに、「ヒストリカルデータ比較」のページでは、投資信託の基準価額を、主要株価指数や為替などの指標と比較することができるようにしました。この機能は、インターネットバンクサービスの「投資信託ファンドラインアップ」画面にも新たに導入しています。



「ファンド比較ボタン」の活用による画面イメージ

3 社員のCS意識向上のための取り組み

(1) イン트라ネット(CS推進サイト)での情報発信

2009年4月、イントラネットにCS推進サイトを立ち上げました。サイトでは、当社が考えるCSとはどんなものかについてわかりやすく解説しているほか、「CS お客様の声ポータル」を使ってお客様の声を分析したレポートを掲載したり、各営業現場で取り組んでいるCS活動の好事例や参考になる他社の取り組みについて紹介しています。2009年度は、営業店舗で確保すべきお客様へのサービス水準について、リテール事業が毎月注力項目を定めて徹底を図った活動を取り上げ、お客様の声をもとに具体的な改善の必要性とその意義を周知する情報発信を行いました。また、お客様の声に基づき事業が実施した改善の社外ホームページでの公開を、同時に社内にも周知しました。こうした情報を全社員で共有することで、全社的なCS意識向上につなげています。

(2) CS研修の実施(顧客接遇プロセスの改善)

当社は顧客接遇プロセスを改善するため、お客様からのお叱りや苦情も参考にして作成した「店頭チェックリスト・DVD」をすべての国内支店に配布し、「ロビー・ブースなどの設備状況」「身だしなみ・基本動作」についての品質向上と標準化を図っています。

「ロビー・ブースなどの設置状況」や「身だしなみ・基本動作」はお客様の当社に対する印象に大きな影響を与えるものです。各支店では全員でDVDを視聴した後、「店頭チェックリスト」に基づき、ATMポスターが日焼けしていないか、1ヵ月以上前の雑誌が置かれていないかなどの観点でロビー・ブースなどをチェックするとともに、ジャケットを着用しているか、ネイルアートをしていないかなどの身だしなみチェックも行っています。

(3) サービス介助士の活動

2004年に大手金融機関で初めて「サービス介助士*」を全営業店舗部に配置しました。2010年3月末現在78名の資格保有者が、ご高齢のお客様やハンディキャップをお持ちのお客様にも安心して来店いただける環境づくりに努めています。

* 特定非営利法人日本ケアフィットサービス協会が認定する民間資格。資格保有者は、目の不自由なお客様への補助など、サービス業において必要な介護技能を習得しています。

(4) 認知症サポーター講座の受講

津田沼支店では、高齢者手続きや高齢者を抱えるご家族からの相談が多くなってきたことを踏まえ、船橋市役所から講師をお招きして「認知症サポーター講座」を開催し、支店職員全員が認知症サポーターの証であるオレンジリングをいただきました。ロビーにおいては、多くのお客様に認知症に対する正しい知識や理解を深めていただくために、冊子や認知症チェックリストなどを備えています。



認知症サポーター講座の様相

(5) 高齢者疑似体験セミナーの受講

静岡支店では、ご高齢のお客様の立場に立ったサービスの提供を目指し、静岡県社会福祉協議会のご協力のもと



高齢者疑似体験セミナーの様相

「高齢者疑似体験セミナー」を受講しました。体の自由を妨げるシルバーセットを装着し、来店から定期預金の契約までの手続きを体験することで、伝票の記入箇所が見つづらかったり、立つ・座るさえも負担だったりといった不便を実感し、この体験を契機に一層の気配りやご負担の軽減に努めています。

(6) お客様への誓い～ミッション・ステートメント

個人のお客様に接する部署では、お客様へのお約束として、「お客様への誓い～ミッション・ステートメント」を策定しています。社員は小冊子を常に携帯し、日々の活動の指針としており、半年に一度自らの活動が「お客様への誓い～ミッション・ステートメント」に沿ったものであったかの振り返りを行っています。

お客様への誓い

ミッション・ステートメントとは、住友信託銀行の「行動宣言書」であり、それが社員の行動指針とお客様へのお約束になるものです。

お客様の満足

私たちは、お客様の信頼に応えるために知識、教養、人格を磨き、あらゆるご相談に最高水準の対応ができる、金融のプロフェッショナルをめざします。

行動目標

- 常にお客様の利益を第一に考える
- お客様のご要望にはまず「どうしたらできるか」を考える
- お客様と銀行の関係の前に、人と人の信頼関係を大切に
- お客様への言動に責任を持ち、常に迅速な対応を心掛ける
- お客様の信頼に込めているかを自らに問いかけ、責任を持って対応する

価値ある提案

私たちは、お客様がお気づきでない課題も含めて、お客様ひとりひとりの問題意識や期待に基づいた、他にはない魅力的な商品、サービスを提案します。

行動目標

- コンサルティングとしての質について追求し続ける
- お客様のライフスタイル・ライフステージに合わせたオーダーメイド的な資産管理を行う
- お客様ご自身も気づいておられないニーズを引き出し、お客様本位の提案をする
- 最新の情報、専門知識をお客様のためにタイムリーに提供し続ける

個の力の結集

私たちは、ひとりひとりが個人として、お客様に対する役割・責任をしっかりと果たしていくと共に、最高のチームワーク・組織力でこれをサポートしていきます。

行動目標

- ひとりひとりが、お客様のためにできる役割を考え、その責任をしっかりと果たす
- ひとりでは解決できない課題について、チームワークを活かして、その解決に取り組む
- 何がお客様のためになるかを常に考え、そのために必要な力を結集して課題を解決していく

夢と挑戦

私たちは、社会環境等を的確に捉え、それらに対応するために必要な準備・能力向上・努力を惜しまず、お客様のために必要な変化・改革に果敢に挑戦し続けます。

行動目標

- 常に一歩先を行こうとするフロンティア精神を持ち続ける
- 常に情報収集を心掛け、また勉強を怠らず、自分自身を高める努力をする
- お客様にとって良いこと、銀行がなすべきことを実現するために挑戦し続ける
- 全員がトータルなアドバイス・コンサルティングができるよう個々のスキルアップを図る

社会的な信頼

私たちは、お客様からの信頼感、安心感を大切に、お客様の声に耳を傾け、愛されるパートナーであるとともに、社会に貢献できる金融機関をめざします。

行動目標

- お客様の声やご意見に対して、常に前向きに取り組み、誠実で信頼される銀行であり続ける
- 情報開示について積極的に取り組む
- 経営の健全性について高い評価を得る
- 全社挙げて社会貢献活動に取り組み、あらゆる場を通じて社会貢献活動を支援していく
- 地域活動に参加するなど、地域貢献に努める



4 お客様などの金融知識の向上を支援する取り組み

(1) 金融詐欺に巻き込まれないための対策セミナー

2009年に全国で発生した振り込め詐欺は、前年から減少したものの、被害総額約96億円と引き続き大きな社会問題となっています。当社の支店でも、振り込みにいらしたお客様の異変に職員が気づき、事情をお聞きして被害を未然に防ぐといったことが実際に起こっています。このような状況のもと、当社では、金融詐欺から身を守るための知識をもっと持っていただくことができないかと考え、金融教育を行うNPO法人楽学生生活協会と連携した金融詐欺対策セミナーを、2009年3月から翌年3月までの1年間に合計13回、15ヵ店のお客様を対象に開催しました。

このセミナーでは、詐欺犯が人間の心理面を巧みに突いている現状を踏まえ、「人は誰でもだまされる」ことを前提に、なぜどのようにだまされてしまうのか、実際の詐欺現場の実録音声も使いながら心理分析に重点を置いて詳しく解説しました。

また、このセミナーでは地元警察にも協力をお願いし、地域内での被害の実例の紹介などをさせていただきました。どの会場でも参加された皆様は大変真剣で、質疑応答も活発に行われました。



金融詐欺対策セミナーの様相

(2) 将来世代の金融知識の向上に寄与する職場体験

① 中・高校生を対象とした職場体験プログラム

未来を担う中学生・高校生に、金融についての学習の場と、働くことの意味を考える機会を提供することを目的として、当社は職場体験プログラムを導入しており、2009年度からは受け入れ方針やカリキュラムなどについてレベルアップを図りました。

これに基づき2009年度は、リテール事業と受託事業が、群馬県立尾瀬高等学校など5校から、合計71名の生徒を受

け入れました。生徒からは、「銀行にはお金を管理・運用する仕事もあるのだと知った」「社員のお客様に対する熱意や細やかな気配りを感じた」「進路を決定するうえで貴重な体験となった」といった声が聞かれました。また、職員も生徒たちとの対話の中で、あらためて自分の働く意味を見つめ直すことができ、双方にとって有意義な体験となりました。

② 春休み特別企画「金融親子講座」の開催

地域居住者との交流や情報提供を通じた貢献を大切に活動を展開しています。青葉台コンサルティングオフィスでは、2010年3月に、近隣小学校の新小学6年生、新中学1年生とその父母を対象として、「金融親子講座」を開催しました。当日は「金融講座」「名刺交換」「札勘定」「ATMの裏側や貸金庫見学ツアー」などの講座を所長以下職員が交替で担当し、参加者からは、「普段見ることのできない銀行の裏側などが見られてよかった」とのお声をいただき、好評を得ました。



春休み特別企画「金融親子講座」の様相

5 お客様を保護するための取り組み

(1) お客様の情報を保護するための取り組み

近年、企業が保有するお客様の個人情報の流出が社会問題となっており、その適切な管理の重要性は一層高まっています。お客様の情報を保護することは、大切なお客様と信頼関係を築くうえでの基本です。当社では、「情報セキュリティ管理方針(セキュリティポリシー)」において、個人情報保護に関する規定を設けており、「情報管理責任者」を定めるとともに、情報の収集、利用、保管・保存、および廃棄などについての遵守すべき基準を定めています。2005年4月には、「個人情報保護宣言」を行い、社内体制の整備と顧客情報の適切な保護・利用に努めているほか、全職員に対しe-

ラーニングによる研修の受講を義務付けています。また、お客様の個人情報が危険にさらされないように、24時間体制で情報システムの厳重な安全管理に努めています。さらに、業務を外部に委託する際には、その委託内容の規模・特性に応じた適切なお客様情報の保護を義務付けています。

* 当社は、このような取り組みを通じ、万全を期していますが、大変遺憾ながら2010年6月に企業年金のお客様のデータを誤って提供するという事態が発生しました。当社は本件を重く受け止めており、事態の概要・対応・再発防止策については59頁に詳細を記載しています。

(2) お客様への適切な情報提供

従来よりも複雑な仕組みや特徴を持つ金融商品が増加する中、金融機関がお客様から信頼され続けるためには、その商品の仕組みやリスクなどをお客様に適切かつ十分に説明し、ご理解いただくことが必要です。当社では、金融商品の勧誘や販売に関する方針である「お客様へのお約束」を店頭やホームページで公表しているほか、適合性原則*の徹底や適切な情報提供などを定めた顧客説明マニュアルの作成による社内規則の整備、さらに研修の充実などを通じて、お客様の立場に立った適正な金融商品の勧誘・販売を徹底しています。

* 顧客の知識、経験、財産の状況、金融商品取引契約を締結する目的に照らして、不適当な勧誘を行ってはならないという規制。

(3) 金融犯罪からお客様を守るための取り組み

当社では、金融犯罪からお客様を守るために、次のよう
な対策を実施しています。

- 生体認証機能付きICキャッシュカードサービス

個人情報保護宣言

1. 個人情報関連法令等の遵守について

当社は、個人情報の適切な保護と利用を図るため、当社の業務に関連する法令及びその他の規範を遵守いたします。

2. 利用目的による制限について

お客さまからお預かりした個人情報は、当社の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

3. 個人情報の管理について

当社が保有する個人情報は、正確かつ最新の状態で保持するよう努めます。また、個人情報の管理にあたっては、不当なアクセス、破壊、改ざん、漏洩等を防止するため必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

4. 個人情報のお取扱いの委託について

当社では個人情報のお取扱いの委託を行う場合には、お客さまの個人情報の安全管理が図られるように、委託先に対し適切な監督をいたします。

- キャッシュカードの利用限度額やATMでの暗証番号変更機能の導入
- 異常な取引のモニタリング
- 金融詐欺対策セミナー(31頁)などのセミナーの実施

6 金融円滑化に関する基本方針と体制

当社は、「中小企業者などに対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行を踏まえて、「金融円滑化管理方針」を制定するとともに、体制の整備を行いました。

基本方針

お客様からの新規借入や条件変更などの申し込みがあった場合には、個別事情をきめ細かく把握し、適切な審査を実施し、必要に応じ他の金融機関などとも緊密に連携のうえ、迅速な検討・回答に努め、ご相談・苦情などに対しても、適切に対応します。やむを得ずお断りする場合は、お客様にご理解いただけるよう、具体的かつ丁寧な説明を行います。

体制

基本方針に基づく適切な管理運営を行うため、金融円滑化管理担当役員を任命しているほか、金融円滑化推進室を設置し、円滑化のための各種規程などの企画立案を行うとともに、営業店などへの周知徹底を行っています。

5. お客さまからのお問い合わせ等への対応について

当社は、個人情報の取扱いに関するお問い合わせ等につきまして迅速かつ的確に対応いたします。

6. 個人情報の第三者提供について

当社は、お客さまからお預かりしている個人情報を、お客さまの同意がある場合を除き第三者には提供いたしません。ただし、公共の利益を図るため、その他の法令等に基づき必要と判断される場合には、提供することがあります。

7. 個人情報保護に対する取組みの継続的見直しについて

当社は、個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの継続的改善を行い、定期的に個人情報の管理方法の見直しを実施するとともに、本宣言も継続的に見直し、改善に努めます。なお、利用目的の公表に関する事項等個人情報の取扱いの詳細につきましては、別途公表しております「個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

“With You”の取り組み ―社会貢献活動―

当社では、お客様をはじめとするステークホルダー（利害関係者）の皆様にとって“顔”に見える銀行であることを目指し、さまざまな社会貢献活動を展開しています。当社はこのような活動を“With You（あなたとともに）”という言葉で推進しており、ここではその中から代表的な取り組みをご紹介します。



1 社会貢献活動の5大テーマ

当社では、お客様が関心を寄せておられる社会性の高いテーマとして、①環境（生きもの応援活動含む）、②サクセスフル・エイジング*、③セキュリティ（防犯・防災）、④健康、⑤教育の5つのテーマを設定し、各テーマに沿った社会貢献活動を企画・推進しています。また、この5つのテーマは、当社が新しい金融商品を開発する際の切り口としても活用しており、With You活動とのシナジー（相乗効果）も追求しています。各支店では、5大テーマをヒントに、コミュニティの一員として、地域の特性を踏まえ、地域に根ざした活動を行うことで、地域の皆様と継続的な信頼関係を築いていきたいと考えています。

* 心身ともに健康な高齢期を過ごすこと。



2 With You運営方針

各支店では、地域に密着したWith You活動を展開するために、地域性や立地など支店の特性を踏まえた中長期的な活動テーマを設定のうえ、毎年、そのテーマに沿った実行計画を策定しています。活動を促進するために特別予算を設けており、予算を活用した支店は、活動の実績や取り組みの効果、お客様の反応などを企画部・社会活動統括室に報告することになっています。社会活動統括室は、報告書をもとに、次年度の注力テーマや活動の推進方法などを定期的に見直しています。

また、毎年、1年間の社会貢献活動を一冊にまとめた「With You（支店社会貢献活動報告）」（写真）を発行し、店頭で設置・配布するなどして地域社会とのコミュニケーションを図っています。当社はこれらの取り組みを通じ、“顔”の見える銀行であることを目指します。





環境



鵜沼海岸清掃への参加



藤沢支店では、2009年10月に、地元のフランス語教室(ソレイユ・プロヴァンス)主催の藤沢ビーチクリーンプロジェクトにメインスポンサーとして参加し、鵜沼海岸の清掃を行いました。当日は100名を超えるボランティアが集まり、当社からも17名が参加しました。また、作業後はフランス人講師宅で立食パーティーが開かれ、地域の方々と交流を深めました。このプロジェクトは、年に2回(春・秋)世界同時期に開催される国際イベントで、清掃だけでなく、集められたゴミを分別、記録をとることで、国内外で行われている海洋生態系環境の研究に役立てられる活動の特徴としています。藤沢支店では、今後も継続的にこの活動に参加する予定です。

富士山清掃活動



2009年8月に静岡・甲府支店が中心となり、「富士山(青木ヶ原樹海)清掃活動」を実施し、職員とその家族94名が参加しました。日本の象徴である美しい富士山は、いま、樹木が立ち枯れたり、ビニールひもで野生動物がけがをするなど、不法に投棄されたごみによる環境への影響が懸念されています。より美しい富士山を取り戻そうと、両店ではこの清掃活動を2005年からNPO法人富士山クラブの協力により実施しているもので、参加した子どもたちにも貴重な学びの場となっています。活動当初目立っていた粗大ゴミは大分減り、当社が富士山のクリーン化に多少なりとも貢献してきたことに喜びを感じています。

飛鳥寺周辺の景観整備活動

奈良県明日香村は、飛鳥寺など飛鳥時代の貴重な史跡が存在し、周囲の集落や田園風景と一体となって独特の歴史的景観を形成しています。しかし、近年、自然と景観の衰退が問題となっており、阿倍野橋支店、奈良西大寺支店、難波支店、堺支店、八尾支店の近畿5ヵ店では2008年5月から、間伐



や下草刈りなどの飛鳥寺周辺の景観整備活動に取り組んでいます。

エコキャップ運動の全社的な推進



全国の支店で、プルトップ・書き損じハガキ・切手など、さまざまにサイクル活動を推進しています。中でも、ペットボトルのキャップを集め、売買取金で発展途上国の子どもたちにワクチンを贈る「エコキャップ運動」には、回収ボックスを全国の支店など90ヵ所以上に設置し、全社をあげて取り組んでいます。川西支店では、お客様にもご協力いただき、2008年10月から2010年8月に8万6,120個(ワクチン約107.7人分)のキャップを収集しました。最近では近所のスポーツジムや保育所にもご協力いただくなど、徐々に活動が広がっています。

生きもの応援活動

当社は、支店における絶滅危惧種の飼育・展示活動やパネル展などの生物多様性に関する啓発活動を「生きもの応援活動」と名付けて全国展開し、広く地域社会に、生物多様性保全の重要性を呼びかけています。

COP10に向けた活動



2010年10月に名古屋で開催される生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)に向けて、名古屋支店と名古屋駅前支店では、市民向けの事前イベントにおける、講演やパネル出展、支店主催のセミナーやロビー展を開催し、お客

様や地域社会に、生物多様性に関する情報を積極的に発信しています。また、市民連携組織である「生物多様性条約市民ネットワーク」に、当社セミナールームやロビーコーナーの提供を行ったほか、2009年10月のCOP10 1年前のイベントや2010年7月の100日前イベントなどに協賛するなど、市民活動を支援しています(13頁参照)。

ナショナル・トラスト活動応援企画



ナショナル・トラスト活動とは、美しい自然や歴史的建造物を、寄付金による買い取りや寄贈・遺贈によって取得し、後世に継承していく世界的な運動(19頁参照)です。日本でも50以上の団体が活動しており、社団法人日本ナショナル・トラスト協会が国内の取りまとめや普及啓発活動を行っています。

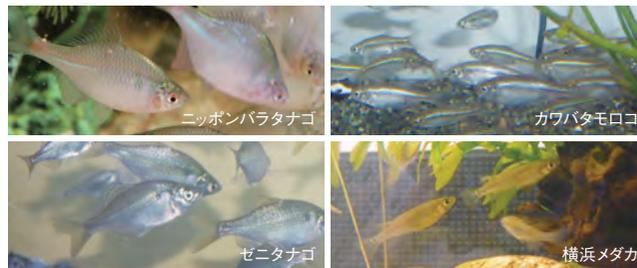
池袋支店では、同協会が池袋を拠点としていることから、当社におけるナショナル・トラスト活動の情報発信基地として、年間を通じて普及啓発活動を行っていく予定です。その第一弾として、2010年8月から、パネル展示や動画放映などの大規模なロビー展を開催しています。なお、虎ノ門コンサルティングオフィス、梅田支店でも同様の企画を開始しています。

和歌山県 企業の森への参画



「企業の森」とは、荒廃した森林を所有者が企業などに無償で貸し出し、森林保全活動の場として活用してもらう事業です。和歌山支店では、2007年度から10年計画で和歌山県が推進する「企業の森」事業に参画し、事業地のうち当社が育成する森をイメージキャラクターにちなんで「しんたくんの森」と名付けて活動しています。2009年度は、地元の森林組合の協力を得て当社職員やその家族53名が参加し、2回目の下草刈り活動を実施しました。また、この活動と地球温暖化防止についてのロビー展も開催しました。

絶滅危惧種の魚の保護啓発活動



八尾支店では、地域に生息する絶滅危惧種「ニッポンバラタナゴ」をショーウィンドーに設置した水槽内で飼育し、市民に広く保護を呼びかけています。この活動がきっかけとなり、現在では、神戸支店、仙台支店、青葉台コンサルティングオフィスが、地域の保全団体の協力のもと、それぞれカワバタモロコ、ゼニタナゴ、横浜メダカをロビーで飼育・展示しています。また、それらの生態についてのパネル展も開催しています。

自然公園における在来植物の保護活動



埼玉県にある北本自然観察公園は、「里地里山」の自然環境を残しながら、野生の生きものが暮らしやすいよう整えられた公園で、大宮支店では、2006年から、外来植物の駆除作業など園内の自然の植生を保全する活動にボランティア参加しています。4回目となる2009年は、在来植物のコナラやシラカシなどが育成できるスペースを確保するため、指導員の監督のもと、園内に植えられたイチヨウの間伐を行いました。

谷津干潟に関するロビー展



谷津干潟は、東京湾の最奥部に残された約40haの干潟で、ゴカイ、カニ、魚、水鳥などさまざまな生きものが生息し、「ラムサール条約」に登録されています。津田沼支店では、地域の方々に生物多様性を身近に感じていただけるよう、習志野市谷津干潟自然観察センターのご協力のもと写真展を開催し、谷津干潟で観察される生きものたちとそれらの食物連鎖や、大正時代から潮干狩りなどで市民に親しまれてきた海や干潟が1970年ごろから埋め立てにより縮小してしまった経緯などについて紹介しました。

サクセスフル・エイジング

映画「60歳のラブレター」試写会



「60歳のラブレター」は、セカンドライフという人生の節目を迎えた方々に、より充実した生活を送っていただきたいとの思いから、2000年11月22日(いい夫婦の日)より当社が始めた、夫婦間のラブレターをはがき1枚に綴っていただく応募企画です。毎年160編を選出しNHK出版から刊行しており、印税は、「NHK歳末たすけあい・海外たすけあい」「日本盲導犬協会」に全額寄付しています。10年目を迎えた2009年には、この企画に着想を得た映画が全国公開されました。

千里中央支店では、2年前から定期的に「60歳のラブレター」の朗読会を開催してきましたが、その取り組みの集大成として、2009年5月に映画「60歳のラブレター」の試写会を開催しました。当日は550名ものお客様にご来場いただくなど盛況で、中には、涙ぐんでいる方や、上映後に「お誘いいただきありがとうございます」と駆け寄ってきてくださる方もおられ、職員にとっても励みになりました。

安心できる老後を考えるセミナー



東京営業部・東京中央支店では、2010年8月、東京国際フォーラムにおいて、介護情報館／有料老人ホーム・シニア住宅情報館 館長の中村寿美子氏をお招きして、安心できる老後のために知っておきたい介護と老人ホームの情報を紹介する特別セミナーを開催し、老人ホームの選び方のポイントや今から考えておくべきことなどについて、詳しくお話いただきました。当日は、86名の方々にご参加いただきました。

健康

ピンクリボン運動の推進



©ひこねスタジオ

当社は、2005年から全社をあげて乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝える「ピンクリボン運動」に取り組んでおり、2009年10～11月に実施した寄付キャンペーン「ピンクリボン運動 応援特別企画」では、200万円を日本対がん協会「乳がんをなくす ほほえみ基金」へ寄付しました。さらに2009年度は、当社オリジナルのピンクリボンバッジも作成し、役職員の意識も高めました。

また、梅田支店では、ロビー展を開催したり、ピンクのニットやネクタイを身につけて受付を行うなど、ピンクリボン運動をアピールしました。神戸で開催されたピンクリボンスマイルウォークには職員50名が参加し、活動を盛り上げました。

健康をテーマとしたセミナー



当社は、地域の医療機関などにご協力いただき、お客様の関心の高い「健康」に関する各種セミナーを開催しています。福岡支店では、2009年12月、久留米大学医学部の早瀬尚文先生をお招きして、「がんの検診と治療の最近の進歩」をテーマに、通常行われる検診方法や早期発見に役立つPET検診、先進医療として注目されている粒子線治療など最新のがん治療についてご説明いただきました。また、神戸支店では、2006年6月と12月に、粒子線治療の第一人者である兵庫県立粒子線医療センターの菱川良夫院長(当時)をお招きして、治療方法や最新情報、効果、費用などについてご講演をいただき、「第一人者の方の話が聞けて有意義な時間を過ごせた」など参加者からご好評をいただきました。

3

変化が激しく複雑化する世界において持続的成長を遂げるには、事業環境の変化に柔軟に対応できる多様な人材を育成する必要があります。当社は高い専門性と多様な創造性を兼ね備えた人材に実力を存分に発揮してもらうために、一人ひとりの個性と人権を尊重するとともに、自己実現・成長を促すための職場環境づくりを進めています。

2009

2010

計画

- 仕事と家庭の両立支援のさらなる拡充・定着化。
- 「高い専門性」と「多様な創造性」を兼ね備えた人材の育成に向けた研修制度の拡充。
- 女性がより活躍できる職場環境づくりの推進。

実績

- 「家族参観日」を全国拠点ビル・支店にて開催。
- ● 価値観や目的の共有化を通じてチームワーク・連携の向上を狙う「チームワーク研修」実施。
 - 基礎教育の充実を図り、若手の育成体制を構築。
- 女性管理者層のネットワーク立ち上げ。

計画

- 仕事と家庭の両立支援の継続的な拡充・定着化。
- 「幅広い視野」と「自己完結力」を有する人材の育成に向けたローテーション・研修の実施。
- 女性の活躍と多様な働き方をサポートする施策の推進。



一橋大学大学院
国際企業戦略研究科 教授
一條 和生 氏

ステークホルダーからのご意見

「グローバル知識創造企業になってもらいたい。」

課長クラスを主な対象とした「SL(戦略リーダーシップ)研修」と、部次長クラスを主な対象とした「BL(ビジネスリーダー)研修」で講師をしています。

日本の金融機関でこうした研修を行っている例は少なく、「信託」という創造性を要求される商品を扱う住友信託銀行ならではの人材育成方法だと高く評価しています。研修の狙いは戦略的思考の養成で、内容はケーススタディとアクションラーニングの2つを軸としています。研修を始めて9年目になりますが、当初、分析の尺度が他行との比較であったのが、次第に世界を視野に入れたお客様に変わり、他行とは違う自分たち独自の道を追求する戦略性が育ってきていると感じています。

今後、住友信託銀行にはグローバル・ビッグ・イシュー(グローバルに重要な問題)を解決できるグローバル知識創造企業になっていただきたいと思っています。

重要となる主な指針

人権啓発活動の基本方針

企業として「必ず果たさなければならない責任」、また、「より積極的に果たすべき責任」であるとしたCSR活動の位置付けを踏まえて、社内の「人権啓発活動」を推進していく。
本活動は、当社の倫理憲章や社会活動憲章で求めている、役職員の行動を支援していくための取り組みでもある。

(基本方針)

人権啓発活動の目的は、人権尊重の考え方を職務遂行上の拠り所にする企業風土の醸成と定着である。そのために、

1. 人権の大切さを知るために、部落差別をはじめ女性差別や障がい者差別など、さまざまな差別の現実に学び、役職員一人ひとりに差別の問題を考えさせる。
2. さまざまな差別事象を正しく理解認識し、人権尊重のための意識改革や、より高い人格形成に努力する役職員の行動を支援する。
3. 違いを認め合い、共に生きる豊かな感性を役職員一人ひとりに深めさせ、会社・顧客・社会との共生を目指し、能動的に行動する「人権尊重の企業風土づくり」を促進する。

従業員と住友信託銀行

金融機関にとって人材は最大の財産です。当社では、一人ひとりの個性が尊重され、年齢や性別、国籍などを理由に差別的な扱いをされないように人権啓発に取り組むとともに、女性の登用と支援、人材育成プログラムの充実、適切なワーク・ライフ・バランスを可能にする職場環境づくりなどを通じて、当社の成長だけでなく、社会の持続的発展に貢献できる人材を育成しています。

1 人権啓発への取り組み

(1) 人権啓発活動

当社は、社長を委員長とする「人権啓発委員会」を中心に、人権問題に関する各種研修や啓発活動を実施しています。研修は全従業員と階層別とに分かれており、いずれも人権に関する「知識」と「意識」の両面を向上させる内容の研修を最低年2回受講できるようになっています。

2009年度は、同和問題を中心に、人権侵害救済法や人権条例制定への動き、在日外国人の地方参政権付与や在留カードの動向など、人権をめぐる最近の内外環境の変化や差別事件を十分理解・認識し、あらゆる活動領域において人権尊重が求められていることを社内に浸透させるため、次のような人権啓発活動を実施しました。

住友信託銀行 人権啓発委員会

委員長	取締役社長 常陰 均
副委員長	取締役常務執行役員 草川 修一 人事部長 益井 敏夫
事務局	人事部審議役 関 優 大阪駐在 本店総括部人事チーム統括主任調査役 御神村 俊樹
各店部	各店部長
人権啓発委員	人事部任命による 国内海外全店部人事担当者

① 全従業員対象の研修

職場内研修

「同和問題の最近の状況」をテーマとして、当社が加盟する東京人権啓発企業連絡会の設立30周年を記念し、人権問題に深く取り組むようになった原点である「部落地名総鑑事件」を風化させることなく、同和問題の歴史的経緯・最近の差別事件などを理解させ、偏見や差別意識を持たないことを徹底させました。(受講者数6,543名)

自己啓発ツール

人権問題への関心と理解をさらに深めてもらうため、人権啓発委員会事務局より最低月1回、あいさつの大切さ、ネット上の中傷落書き防止、高齢者、障がい者、外国人子供、家族、社会生活などをテーマとした自己啓発ツールを発信しています。

また、東京人権啓発企業連絡会情報ネットで閲覧できる月刊テレビガイドも当社用に加工し、毎月発信しています。

いずれも、全店部の人権啓発委員より派遣社員を含む全従業員に周知し、意識向上を図っています。

② 階層別の研修

新入社員には、企業と人権のかかわりを理解させ、同和問題や在日外国人問題などの個別課題に関するテーマを選定し、共通意識を持ってもらうようにしました。(受講者数253名)

人権啓発委員には、部落地名総鑑事件から学ぶ大切さと、人権の視点からみた人権啓発委員および管理者としての役割などについて理解してもらうようにしました。(受講者数164名、内新任21名)

また、店部長には、あらためて部落問題の歴史的経緯から最近の部落問題について深い認識を持ってもらうために、東日本部落解放研究所 藤沢靖介事務局長をお迎えし、講演をしていただきました。(受講者数127名)

2 多様な人材が働ける職場とするために

(1) 女性の登用と支援

当社は「従業員一人ひとりが性別に関係なく、能力や個性を活かして活躍できる企業」を目指し、管理職登用に関しても能力本位で決定しています。特に、女性の課長以上の登用を積極的に進めており、登用された女性のマネジメント上の悩みや課題の共有と解決の仕組みとして、女性課長クラスを中心とする社内ネットワークを立ち上げました。この一環として、2010年2月に首都圏で、2010年6月には近畿圏で、女性課長クラスの第一回情報交換会を開きました。今後、課長層の育成を目的とした研修の実施についても検討を進めていきます。2010年3月末現在、当社の従業員に占める女性の割合は50%であり、女性管理職は105名(店部長3名を含む)となっています。

また、仕事と家庭の両立支援の観点から、出産・育児・介護などのライフイベントに応じた柔軟な働き方を選択しやすい各種制度の整備と職場風土の醸成を進めています。

(2) 障がい者雇用

当社の障がい者雇用率は、2010年6月1日現在で、2.04%と、法定雇用率(1.80%)を達成しています。また、2009年度平均値でも法定雇用率を上回る1.99%となっています。

障がい者雇用率推移

	2008年6月1日	2009年6月1日	2010年6月1日
障がい者雇用率	1.83%	1.99%	2.04%

(3) 高齢者の再雇用

当社および当社グループ会社において、65歳までの雇用機会を提供するために、一定の基準に達する定年退職者を希望に応じて65歳まで再雇用する「エルダーパートナー勤務制度」を導入しています。

エルダーパートナー勤務制度による再雇用者数の推移

	2008年3月末日	2009年3月末日	2010年3月末日
再雇用者数	109人	139人	165人

(4) 外国人の雇用

当社では、急速なグローバル化に対応するため、グローバルな人材を育成するとともに外国人を雇用しており、2010年7月1日現在の国内の外国人職員数は22名となっています。

外国人の雇用状況(国内)

	2007年	2008年	2009年	2010年
入社数	5人	6人	1人	1人

従業員の状況

	2008年3月末日	2009年3月末日	2010年3月末日
従業員数	5,869人	6,049人	6,104人
男性	2,993人	3,056人	3,065人
女性	2,876人	2,993人	3,039人
平均年齢	38歳 6ヵ月	38歳 7ヵ月	38歳 9ヵ月
男性	40歳 11ヵ月	41歳 1ヵ月	41歳 3ヵ月
女性	35歳 10ヵ月	36歳 0ヵ月	36歳 2ヵ月
平均勤続年数	10年 10ヵ月	10年 11ヵ月	11年 3ヵ月
男性	12年 5ヵ月	12年 8ヵ月	12年 11ヵ月
女性	9年 1ヵ月	9年 2ヵ月	9年 6ヵ月
平均給与月額	438千円	429千円	423千円
男性	547千円	534千円	521千円
女性	316千円	313千円	316千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しています。
2. 従業員数には、臨時雇用および嘱託計を含んでいません。
3. 従業員数には、海外現地採用者を含んでいます。

Comment

推進者コメント



人事部 人材構築チーム
女性活躍推進担当
副調査役
笹 はるみ

両立支援を中心に制度の充実を図り、働きやすい環境を整備してきたことで、女性の能力を活かすことができる分野はもっと広がっています。

今後は、より自分らしく生き生きと働き続けることができる分野に、どんどんチャレンジして欲しいと考えます。

そこで、悩みや経験を共有できるネットワークの提供など、意識面のサポートにも力を入れていくことで、「ステップアップしたい」という意欲ある女性の背中を押して応援したいと思います。

3 従業員のキャリア形成を支援する仕組み

(1) 募集・採用

採用ホームページでは、当社の人事制度の特徴をはじめ各事業の仕事をわかりやすく説明しているほか、職員のインタビューを掲載するなど、当社の仕事やそこで働く人たちの等身大の姿に多く触れられるように工夫を凝らしています。

2010年の新卒採用活動では、ホームページを活用してエントリーした人数が約5万人を超えるなど、年々エントリー数は増加しています。

なお、当社では、学生向けにインターンシップを開催しています。2009年度は、各事業独自のプログラムなどを通じて、計444名の大学生・大学院生を受け入れ、学生の皆さんに信託銀行の実際の業務を体感していただきました。

	2008年度	2009年度	2010年度
新卒採用者数	258人	273人	253人
男性	95人	100人	90人
女性	163人	173人	163人

(2) 人材配置

① キャリア制度

当社は、2003年10月から、自らの主体的意思とコミットメント(約束)によって柔軟にP(プロフェッショナル)、D(ディビジョン)、E(エキスパート)の3つのキャリアの中から選択することが可能な「キャリア制」を導入しています。

② 職群制度

当社は、従業員を業務能力レベルに応じて5つの職群にランクする全キャリア共通の制度を設け、これにより年齢や性別に左右されない実力本位の自由な競争を促進しています。

③ 業務公募制度

従業員自身による主体的・自律的なキャリア形成を推進するために、業務公募制度を設けています。これは、希望者が人事部に直接応募し、選考を通過すれば実際にその業務・事業に異動できる制度であり、年2回実施しています。2009年度の公募合格者は50名超となっています。

(3) 本人参加型の人材評価制度

当社における人材評価制度は、「個を活かし、自己変革し続ける企業」となることを目標に、1997年から「本人参加型」としており、期初に上司とすり合わせて策定した課題の達成状況の評定とフィードバックを通じ、人材を育成しています。

■ 人事制度の基本理念

1. 従業員一人ひとりを尊重し、「選択」の機会を拡充することにより、各人がもてる実力を存分に発揮できる場を提供すること。
2. 社外のプロと競争し打ち勝つことができる真のプロフェッショナル人材の集合体とすること。
3. 各事業の事業戦略・業務特性に応じた処遇、戦力計画の構築を進めていくこと。

■ 人事の行動原則

1. 「個」を尊重する
住友信託銀行は、従業員個々人の自律的なキャリア形成を積極的に支援するとともに、能力と個性を十分に尊重して最適な人材配置を行い、一人ひとりを良く見て指導育成することによって、個々人の能力を最大限に発揮させる。
2. 自律と挑戦を促す
住友信託銀行は、従業員一人ひとりの自律と挑戦を積極的に支援することによって、
 - ・ お客様に最大の付加価値を提供することに対して強い自負と誇りを持ち、
 - ・ 会社のビジョンと戦略を正しく理解・納得したうえで自分の役割をきちんと認識し、
 - ・ 結果が出るまで諦めず、結果を出しても驕らずチャレンジし続ける「プロ人材の集合体」であることを目指す。
3. オープンで双方向なコミュニケーションを奨励する
住友信託銀行は、「組織の壁」「上下関係」といった「立場」を越えて結束・協力し合う風土を構築するため、一人ひとりのオープンで双方向なコミュニケーションを奨励する。
4. フェアな評価とフィードバック
住友信託銀行は、従業員一人ひとりの業績と能力をフェアに評価するとともに、納得感のあるフィードバックを徹底的に行うことにより、新たな成長に向け動機付ける。

4 従業員の能力向上の取り組み

(1) 職階に応じた研修の実施

当社の人材育成・能力開発については、OJT*をその基本としていますが、併せて業務スキルやマネジメント能力などの向上を目的とした集合研修、およびたゆまざる自己研鑽を促すための自己啓発についても選択肢を整備しています。例えば、店部長や課長クラスを対象とした「マネジメント研修」や、若手・中堅層向けに、各々の役割期待に応じてステップアップを期待する研修などを実施しています。

また、次世代のリーダー層や経営の一翼を担うリーダー層を計画的に育成するため、戦略リーダーシップ研修(SL研修)およびビジネスリーダー研修(BL研修)を行っています。講義や異業種交流などを通じて、リーダーシップ、業務推進力、変革力、コミュニケーションスキルなど、リーダーに必要なスキルを身につけることを目指しています。

* On-the-Job-Trainingの略：職場内での上司・先輩が、部下に日常の仕事を通じて、必要な知識・技能・仕事への取り組みなどを教育すること。

人事部研修ラインアップ



(2) 豊富なカリキュラムを擁する社内講座

社内講座では、各事業が約50のカリキュラムを提供しており、その他にも「リーテル・オープン・アカデミー」や「住信不動産大学」など、数多くの学習の場を従業員に提供しています。加えて、自己啓発については、各種社外資格取得や英語力アップなどを通じて基礎力を高めることで、業務の幅を広げていくよう指導しています。

(3) 豊富な業務体験取得のためのローテーション

若手から中堅に至る過程でローテーションなどを実施し、複数の業務経験に基づく広い視野を持ったうえで、高い専門性を発揮できるよう育成・指導しています。

このようなプログラムを通じて、高い専門性と多様な創造性を兼ね備えた人材の育成を目指しています。

(4) CSRを推進する人材の育成

① インターンシップ

当社は、CSRをテーマとする学生向けのインターンシップを開催しています。2009年度は東京・大阪で2回ずつ開催し、合計113名が参加しました。参加者に対して「SRIファンドの販促」など具体的なビジネス課題を提示し、チームに分かれての活発な議論のうえ、まとめたものを発表してもらいました。

② 新人研修など

CSRは、新入社員研修のカリキュラムに組み込まれており、当社のCSRの基本的な考え方や、取り組みの意義などについて講義を行っています。

③ e-ラーニングによる環境教育

当社は、東京本部ビル、府中ビル、千里ビルを対象としてISO14001の認証を取得しました。この認証取得に伴い、全職員がe-ラーニングによる環境教育を履修することを義務付け、生物多様性問題など最先端の知識の習得に努めています。

④ 自己啓発制度の組み入れ

当社は、従業員の自己啓発制度を導入し、社外資格の取得などを積極的に推奨しており、2009年4月に「環境社会検定試験」(通称「eco検定」)を対象に加えました。

(5) チームワーク研修の実施

当社では、価値観や目的の共有化を通じてチームワーク・連携の向上を狙う「チームワーク研修」を国内全店部のすべての課・チームを対象として実施しています。この研修は、課員・チーム員が全員参加し、課・チームのビジョン(3年後の目指すべき姿)と、ビジョンを実現するためのアクションプランを、課員・チーム員が全員で作成するものです。組織や仕事に対するオーナーシップ意識を高め、チームメンバーと力を合わせて一つのベクトルに向かっていくというチームワークを醸成し、チーム力をアップさせることを目的としています。

5 働きやすい職場環境づくりの推進

(1) ワーク・ライフ・バランス実現のための取り組み

当社は従業員が安心して働き、仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりにも力を入れています。従業員に病気や事故など、万が一のことがあった場合の長期傷病休暇や休業補償のみならず、さまざまな制度で支援しています。特に、育児と介護については、改正育児・介護休業法の2010年6月施行に伴い、育児・介護関連制度を拡充しました。

具体的には、出産・育児については、子どもが2歳になるまで取得可能な育児休業に加え、父親の育児休業、年間10日までの子の看護休暇制度、小学校3年生の4月末まで取得可能な短時間勤務制度、所定外労働・深夜勤務の免除、時差出勤制度の拡充などにより、安心して子育てができる環境を整えています。2009年度は、育児休業については111名、短時間・時差出勤については75名の従業員が制度を活用しました。

また、介護については、年間10日までの介護休暇制度、最大1年間の介護休業制度や短時間勤務制度を設けています。

このほか、2008年度に引き続き2009年度も「家族参観日」を実施しました。東京本部、北浜、府中の3カ所の拠点ビルをはじめ、全国の支店でも開催し、従業員の家族300名超が参加しました。家族の絆・コミュニケーションを深めることや次代を担う子供たちの職業観の形成を後押しすることなどを通じて、仕事と家庭の両立を支援しています。

「くるみんマーク」の取得

当社は「次世代育成支援対策推進法」第13条に基づく行動計画の目標達成などにより「基準適合一般事業主」に認定され、「子育てサポート認定事業主マーク」(愛称「くるみんマーク」)を取得しています。



(2) 労働環境の改善に向けて

当社では、従業員および家族の健康、ゆとりと豊かさの実現を目指して、労働環境の改善に向けたさまざまな取り組みを行っています。

2006年4月からは職場環境改善に関する運営をスタートさせており、業務効率化と時間管理の徹底による時間外労働の削減を進めています。また、長期休暇の取得促進、早帰り月間・定時退社週間なども実施して総労働時間の縮減に努めています。

(3) 従業員の健康管理

当社では従業員の健康管理と健康増進を図るため、各事業所に、健康管理責任者や産業医・衛生管理者(衛生推進者)を設置してきめ細かい健康管理指導を行っています。また、年に1回は定期健康診断(全従業員対象)や人間ドック(店部長対象)を実施し、従業員およびその家族に対しても、住友信託健康保険組合を通じて人間ドックの受診補助を実施しています。

さらに、当社健康管理センターなどにおいてメンタルカウンセリングタイムを設けているほか、住友信託健康保険組合では電話による無料健康相談なども実施しています。また、管理監督者に対しては、研修などを通じて従業員の健康管理の重要性についての認識を高める活動を行っています。



家族参観日の模様

4

企業の事業活動には、必然的に環境負荷が伴います。持続可能社会を実現するためには、各企業が一連の事業活動が生み出す環境負荷を認識するとともに、その低減に取り組む必要があります。当社においても、日常業務において生じる環境負荷の低減に取り組みながら、その過程でのコスト管理と、成果としてのコスト削減に努めています。

2009

2010

計画

- 環境マネジメントシステムのコンセプトを全店レベルで展開。
- 全社的な長期エネルギー計画の策定と拠点ビルにおける抜本的な省エネ戦略の見直し。
- 排出量取引の国内統合市場への参画の検討。
- 業務効率化の視点からの省資源などの推進。

実績

- 全社的なエネルギーマネジメント体制の構築が進展。
- 府中ビルにおけるESCOの導入。
- 中央三井トラスト・ホールディングスとの経営統合が決まったことにより、長期計画の策定、国内統合市場への参画の検討はいったん先送り。
- 環境管理会計の導入と重点5部署の取り組みの強化により、業務効率化と省資源が同時に進展。

計画

- エネルギー関連以外の取り組みについても、全社レベルでの横展開を推進。
- 中央三井トラスト・ホールディングスとの経営統合を踏まえた長期エネルギー計画の策定に着手する。
- 重点取り組み部署を拡大。
- 環境マネジメントシステムを通じたコスト削減を推進。



株式会社損保ジャパンリスクマネジメント
研究開発部 部長
福渡 潔 氏

ステークホルダーからのご意見

「経営戦略と統合化された 環境マネジメントシステムを評価します。」

2010年7月に実施されたISO事務局内部監査に同席し、御社の環境マネジメントシステムの取り組み状況を伺いました。

御社の環境マネジメントシステムは、生物多様性に着目した先駆的な環境商品開発や環境負荷低減を実現し、経営計画とつながりを持った推進体制が構築されています。90の部門と事務局との密なコミュニケーションを通じての全社員の地道な紙の削減や、ESCOシステム導入など経営資源を大胆に投入することによる省エネ化など、さまざまな施策展開を実行されています。

今後も多様なステークホルダーとの対話を通じて、全社員で業務プロセスの革新を図り、業務品質向上、業務生産性向上、環境負荷低減を中長期的に継続して実現されるよう期待します。

重要となる主な指針

環境方針

- ・「地球環境の保全」、「持続可能な社会の実現」に貢献する金融商品・金融サービスのお客様への提供を通じ、社会全体の環境リスクの低減・環境価値の向上に取組みます。
- ・事業活動に伴う資源の消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷を認識し、省エネルギー、省資源、資源循環の取組を通じ、環境保全・持続可能な社会の実現に努めます。
- ・環境に関する対応の継続的な検証と改善に努め、汚染の予防に取組みます。
- ・環境保全に関連する諸法令・規則及び各種協定を遵守します。
- ・環境目的・環境目標を設定し定期的に見直しを行い、取組の継続的な改善に努めます。
- ・社内および関連する会社への本方針の徹底と環境教育に努めます。
- ・本方針を一般に公開し、社外とのコミュニケーションを通じた環境保全活動の推進に努めます。

2008年7月30日
取締役社長 常 陰 均

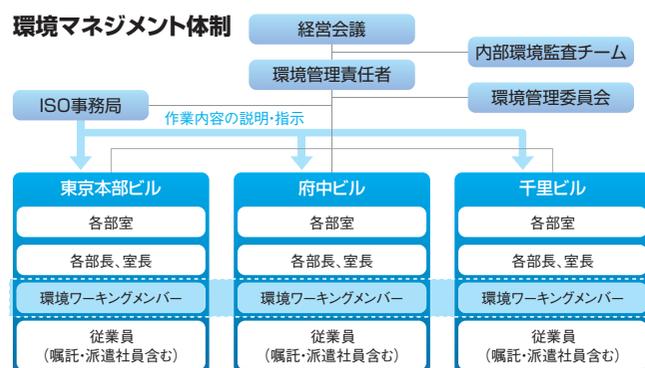
環境配慮によるコスト管理・削減

当社は、環境マネジメントシステムの枠組みを活用し、日常業務において生じる環境負荷を低減するとともに、業務効率の改善につながる取り組みを推進しています。

1 ISO14001導入による環境マネジメント体制のさらなる強化

(1) 環境マネジメント体制

当社は2009年3月に、東京本部ビル、府中ビル、千里ビルの3拠点で、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得しました。本業の業務プロセスと環境マネジメントを連動させ、環境への取り組みを当社の経営戦略に取り込むことによって、より実効性の高い取り組みを推進しています。



(2) 環境マネジメントシステムの運用状況

当社では環境マネジメントシステムが有効かつ効率的に運用されているかを内部監査で検証しています。当社社員の内部監査員に外部監査員(株式会社損保ジャパン・リスクマネジメント)を加えて監査チームを構成し、第三者の視点からも運用状況をチェックしています。その結果を経営層に報告し、さらなる改善に役立てています。

2010年7月に行われた環境マネジメントシステム内部監査では、環境経営においてビジネスと収益を一体化した持続可能な取り組みとなる方向付けがなされている点や、本社サウスピルの紙削減の取り組みにおいて、特に紙使用量の多い5大部署に焦点を当てた個別対応を行い、大きな成果につなげるなどの工夫がなされている点が評価されました。今後、中央三井トラスト・グループとの経営統合を進める中で、経営統合に関連した無駄を環境の視点で見えていくため、環境マネジメントシステムの影響評価や実施計画などを通じて、改善策を実践していきます。

2 事業活動と環境負荷

(1) 主な活動項目と目標

事業活動に伴う資源の消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷を認識し、省エネルギー、省資源、資源循環の取り組みを通じて環境保全・持続可能な社会の実現に努めています。このため、環境目標を設定し、定期的な見直しを行うことで取り組みの継続的な改善を実施しています。

主な活動項目と目標値

活動項目	目標値	
紙の使用	(09年度) 3%削減	(10年度) 5%削減
電力の使用	(09年度) 1%削減	(10年度) 2%削減
廃棄物の排出	(09年度) 2%削減	(10年度) 3%削減
グリーン調達の実施	90%	90%
環境関連金融商品の拡販		
オフィスにおける環境配慮活動		

* 紙、電力、廃棄物は2008年度比(ただし、府中ビル・千里ビルの電力は2007年度比とする)

外部監査員による指摘事項

指摘事項 (評価できる点)	<p>経営目標にCSR関連の商品開発・普及の課題を落とし込み、取り組みの実効性を高め、ガバナンスを強化する継続的改善が見られる。環境経営を概念のみではなく、ビジネスと収益を一体化した持続可能な取り組み(=「サステナブルな銀行」)を実際に行うための環境マネジメントシステムの方向付けがなされている。</p> <p>本社サウスピルの紙削減の取り組みにおいて、全部署一律の削減だけでなく、紙使用量の多い5大部署に焦点を当てた個別対応を行い、大きな成果につなげるなどの工夫をしている。</p> <p>目標未達の不適合ルールの運用において、ルールを厳しく適用することにより、部門の目標達成に対する執着度を高めている。</p> <p>自覚を高めるための一般教育をe-ラーニングで年2回実施し、さらにワーキングメンバー教育を実施するなど、手厚い教育活動を推進している。</p>
改善の機会	<p>今後の会社合併において、「合併に関連した無駄を環境の視点で見えていく」とのことなので、環境マネジメントシステムの影響評価や実施計画などを通じての実践を検討してほしい。</p>

(2) 環境パフォーマンス

当社では2003年度から拠点ビルを中心に3R (Reduce、Reuse、Recycle)活動を推進し、資源のインプット(投入)としての使用量削減とアウトプット(排出)としての環境負荷の削減に努めています。拠点ビルにおける2009年度のCO₂排出量は1万9,800tとなり、前年度比3.6%の減少となりました。紙の使用量については、営業で使用するパンフレットなどの在庫・在庫状況・業者発注状況などの分析データを作成し、基準在庫・発注数の見直しを実施したこと、また、紙使用量の多い部署に焦点を当てた個別対応などにより、13.4%と大

幅に削減できました。排出量についても6.1%減となり、リサイクル率も引き続き100%を達成しました。府中ビルの食堂で使用していた割り箸を塗り箸に変更し、その他廃棄物排出量も9.6%削減できたうえ、厨芥ゴミを飼料と肥料に再資源化するなどの取り組みにより、リサイクル率を23.1%向上させることができました。電力・水道使用量は、それぞれ5.2%、1.4%の減少となりました。ガスは9.5%増加し、ガソリンは横ばいでした。

今後も、事務局による徹底した推進管理により、部門ごとの活動内容の温度差をなくし、全社一丸となって環境パフォーマンスのさらなる向上に努めます。

環境パフォーマンス

使用量(インプット)	2007年度	2008年度	2009年度	前年度比
電力(千kwh)	37,700	38,900	36,900	-5.2%
ガス(千m ³)*1	912	955	1,005	+9.5%
ガソリン(kℓ)	600	615	616	+0.1%
水使用量(千m ³)	103	76	72	-1.4%
紙使用量(t)*2	506	612	531	-13.4%
うち再生紙(t)	302	409	332	-18.9%

排出量(アウトプット)	2007年度	2008年度	2009年度	前年度比
CO ₂ 排出量(t)*3	17,700	20,500	19,800	-3.6%
紙排出量(t)	899	630	592	-6.1%
再利用率(t)	899	630	592	-6.1%
(リサイクル率)	100%	100%	100%	±0ポイント
その他廃棄物排出量(t)	207	195	176	-9.6%
再利用率(t)	49	115	144	+25.9%
(リサイクル率)	23.8%	58.8%	81.8%	+23.1ポイント

- 集計範囲: 東京本部ビル、府中ビル、千里ビル
2007年度(東京本部移転前)は旧丸の内ビル、旧青山ビルを含む
- 集計期間:
2009年4月1日～
2010年3月31日
- *1 営業店を含めた当社全体(国内)の使用量
- *2 コピー用紙、コンピュータ用紙が対象
- *3 排出係数は実排出係数を使用し過年度分も再計算

3 地球温暖化対策

(1) 全社的なエネルギー管理

2009年4月の改正省エネ法の施行を機に、全社的なエネルギー管理とCO₂排出量管理を推進するためのシステムを導入しました。当社は本部、支店の多くがテナントビルに入居しているため、エネルギー使用量の把握が困難でしたが、ビルオーナーなどのご協力も得て、2009年4月からすべての拠点におけるデータを集計しています。

また、当社のエネルギー使用量の73%をISO14001の認証を取得した3拠点ビルが占めているため、それらのビルについて省エネ戦略の抜本的な見直しを図るとともに、当社全体でも長期エネルギー計画の策定を進めています。



◎エネルギーによる管理のイメージ

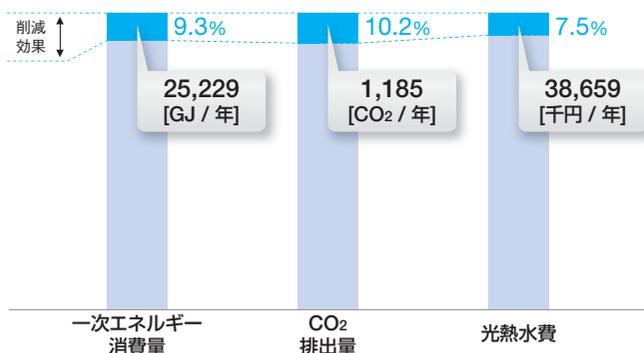
(2) 東京都のCO₂排出総量削減義務化への対応

東京都は2010年4月から一定以上のエネルギーを使用する事業所に対してCO₂排出量の総量削減義務を課す改正環境確保条例を施行しました。

当社の府中ビルは削減義務化の対象事業所として「特定地球温暖化対策事業所」の指定を受けました。第三者機関の検証を受けた結果、府中ビルは削減のベースラインとなる基準排出量が1万1,570t-CO₂となり、2010～2014年度の5年間でそこから原則8%の削減義務を負うこととなります。

当社では、抜本的な省CO₂対策を講じるために1年間にわたって省エネ診断を実施し、通年でのエネルギーの使用状況や運転管理の適切性の検証を受けました。その結果を踏まえESCO導入を核とするCO₂削減計画を策定し、府

ESCO導入による省エネ効果



※ 削減率は対2008年度比

中ビルの中長期修繕計画を前倒して実施することとしました。高効率熱源システムへの更新、電算室や事務室の空調機の運転の適正化などESCO導入で約10%のCO₂削減を図り、その他の対策とあわせて基準排出量から約12%の削減を目指しています。

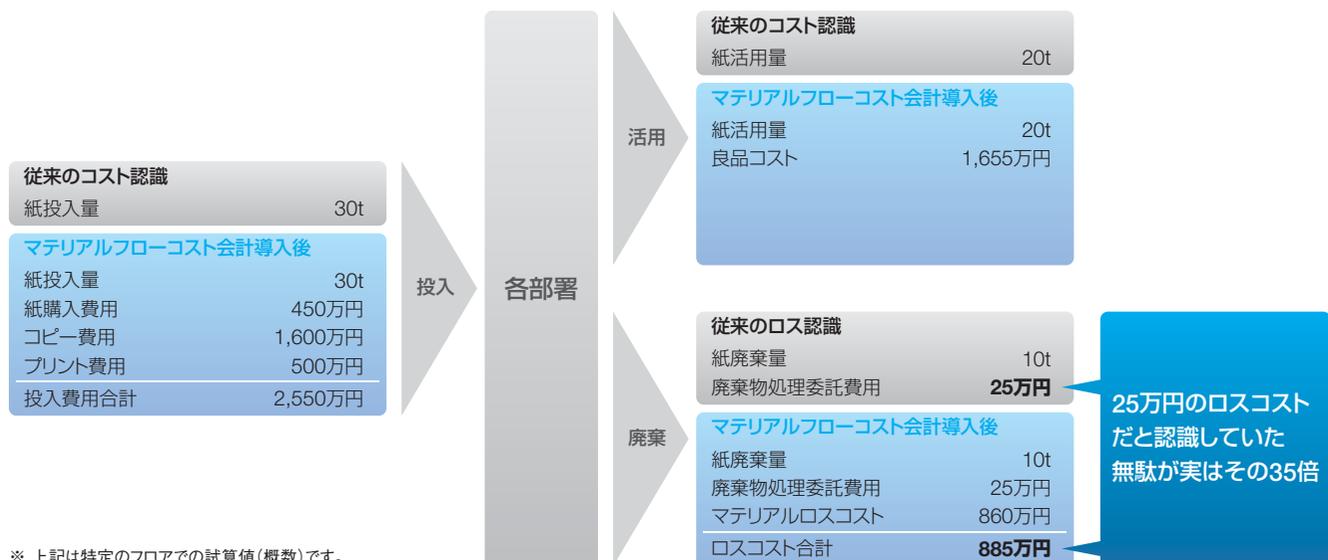
4 紙資源の有効利用

(1) 環境管理会計の導入による紙の無駄の把握

当社は紙の使用量と廃棄量を重要な環境負荷と認識しており、マテリアルフローコスト会計*を導入し、環境負荷と経済効率性の双方の観点から無駄の分析に取り組みました。具体的には、廃棄物となる印刷物などを作成するのに要した費用を算出することにより、隠れていたコスト(利益を生まないロス)を顕在化しました。例えば、下記の図にあるように10トンの紙を廃棄した場合、これまでは廃棄物処理費用(25円/kg×10,000kg=25万円)のみを無駄と認識していましたが、マテリアルフローコスト会計で、廃棄物の作成費用も含めたロス(利益を生まないコスト)を計算したところ、その35倍の885万円が無駄であるという試算が得られました。

その結果を受けて、用度品やパンフレットについても同様の検討を加えました。印刷会社に発注して制作している用度品やパンフレットも年間トン単位で廃棄されています。その

従来のコスト認識とマテリアルフローコスト会計によるロスの認識



※ 上記は特定のフロアでの試算値(概数)です。

廃棄分の制作費用と処理費用が2009年度で23百万円となっています。所管部による在庫管理を厳格化し、費用の圧縮を図ります。

* マテリアルフローコスト会計：環境管理会計の手法で、環境保全と利益向上を同時に達成することを目的とした経営管理のためのツール。日本の提案で国際規格化され、2011年にISO14051として発効する見通し。

(2) 環境負荷削減から業務効率改善への展開

当社ではISO活動で廃棄物発生の原因を分析し、物質資源の有効活用と環境負荷の削減を図るとあわせて、経営資源としての時間と経費の有効活用に結びつける業務効率改善に努めています。

2009年度は、紙使用量の多いリテール企画推進部、事務推進部、確定拠出年金部、資産金融部、不動産管理部の5大部署において紙廃棄物の削減プログラムを策定・実施したところ、コピー使用量27%削減、プリンター使用量31%削減を実現するなど、紙の使用量削減とコスト削減で大きな成果を上げました。その結果、印刷作業時間の削減や、IT機器の導入加速による会議の準備時間・会議時間そのものの短縮といった業務効率の改善につなげることができました。

5大部署の紙廃棄物の削減プログラム

リテール企画推進部	パンフレット在庫管理の厳正化、発注時期と数量の管理。
事務推進部	パンフレット在庫管理の厳正化。
確定拠出年金部	プロジェクター使用による会議時の印刷資料の削減。コピー使用量20%減、プリンター使用量35%減。
資産金融部	両面印刷の再徹底、紙使用量24%減。
不動産管理部	大量自動出力帳票の一部廃止・両面印刷化。

(3) 持続可能な紙資源の活用プロジェクト

ISO活動において紙に関する環境負荷の量的問題に取り組んできましたが、今後は質的な問題にも取り組むべきと考えています。特に、生物種の90%が集中すると言われる熱帯雨林の伐採を招いている紙の原料の問題は、すべての企業が緊急に取り組むべき課題です。コピー用紙や配布物、印刷物を大量に使用する当社では、住信・生物多様性プログラムのテーマの一つとして、生物多様性に配慮した「持続可能な紙資源の活用プログラム」の検討を開始しました。

今後、グループ全体で紙のサプライチェーンを洗い出し、原材料の調達、流通過程などでの影響に配慮した紙の使用を検討し、ISO14001の枠組みを活用して同プログラムを推進していきます。

5 廃棄パソコンの活用

(1) 廃棄パソコンの再利用

パソコンの廃棄にあたっては、データの完全消去による情報管理の厳格性を確保しつつ、再利用することによって廃棄物発生量を抑制するとともに、処理過程で発生するCO₂排出量を低減させています。2009年度は294トンのCO₂発生量を削減し、直近5回の処分で合計888トンのCO₂排出量の削減効果を得ています。

当社グループの住信・パナソニックフィナンシャルサービスでは、オフィス機器のリースを行っています。リース期間の満了したパソコンは、同社子会社の日本機械リース販売のリースアップセンターに集荷し、再利用可能なものはデータの完全消去、機能検査を実施し、動作可能な状態に復元したうえで、中古パソコンとして販売しています。再利用できないパソコンは、データの完全消去後、再利用可能なパーツを部品業者に販売し、最終処分量を最小化するよう努めています。

(2) 途上国で活動するNPOへの寄付

再利用できる一部のパソコンは、途上国支援活動に活用していただいています。2009年度は日本マイクロソフト株式会社(当時マイクロソフト株式会社)のご協力で基本ソフトを無償提供していただき、紛争や自然災害によって緊急に支援を必要とする人々や、その他さまざまな理由により苦しい生活を強いられている人々を支援している特定非営利法人ADRA Japanに20台を寄贈しました。インドネシア、スーダン、ラオスでの活動に活用していただいています。



1. 2010年2月16日にADRA Japanの方より、寄贈されたパソコンの現地での使用状況について報告を受けました。2. インドネシア・スマトラ島 3. スーダン 4. ラオス

5

2008年のリーマンショックは、金融機関がリスク管理に失敗した場合に社会に与える影響の甚大さを浮き彫りにしました。金融機関にとって最大の社会的責任は、リスク管理を徹底して、本業を健全に営むこととも言えます。当社は、リスク管理の高度化を推し進め、環境変化に柔軟に対応できる、機動的なリスク管理態勢の構築に努めています。

2009

2010

計画

- 財務リスクの削減。
- 与信判断・管理プロセスの高度化。
- 利益相反管理態勢の強化。

実績

- 不動産リスク管理態勢強化。
- 中国・アジアを中心とした海外業務リスク管理態勢強化（与信判断管理プロセスの高度化）。
- 業種別・商品別など与信管理・検証プロセスを多様化（利益相反管理態勢の強化）。
- 利益相反管理の方針を公表、営業部門から独立した管理統括部署等を設置。

計画

- 中央三井トラスト・ホールディングスとの経営統合ベースのリスク管理態勢への円滑な移行。
- 円高・デフレ長期化による二番底リスクへの対応強化。
- 関連会社・海外事業の事業拡大への対応強化。



森・濱田松本法律事務所
弁護士

小田 大輔 氏

ステークホルダーからのご意見

「コンプライアンスで大事なことは、 法律に書かれていないことです。」

内部監査を行っている業務監査部で、週に1日、日々の業務について全般的な法律の助言をしています。信託銀行は、銀行法、兼営法、金融商品取引法などさまざまな法的規制を受けていますが、信託銀行におけるコンプライアンスで大事なことは、むしろ、法律に書かれていないことです。例えば、利益相反の問題にしても、反社会的勢力への対応にしても、顧客保護にしても、法律には具体的に書かれていないところで、金融機関の判断を求められることが多いのです。

そこで大事になるのは、組織体制やコンプライアンス・マニュアルもさることながら、社会的に間違ったことはしないという企業風土のようなものです。その点、住友信託銀行の場合は、信用と協調性を重んじる誠実な人の集まりという安心感があります。中央三井トラスト・ホールディングス株式会社との経営統合においても、こうした住信らしさを活かしながら、コンプライアンスの土台となる新しい企業風土を創り上げていただきたいと思います。

！ お知らせ

より詳しい情報は「ディスクロージャー誌」で

Path5で取り上げている内容についてのより詳しい情報は、企業の経営内容を開示した情報誌「ディスクロージャー誌」に掲載しています。

例えば、同誌内の「マネージメント体制」において、「コーポレートガバナンス・内部統制」「コンプライアンス」「リスク管理」についての基本的な考え方とそれを実践するための具体的な方策について説明しています。

また、後半の「資料編」においても、「リスク管理態勢」の中で、当社のリスク管理についての基本的な考え方について詳しく説明するとともに、各主要リスクをコントロールするための内部管理態勢について具体的に説明しています。さらに、同じく資料編内の「バーゼルⅢ関連データ」の中で、信用リスクやマーケットリスクについての詳細なデータを開示しています。

当社の取り組みをより深くご理解いただくためにも、ぜひご一読ください。

ウェブサイトURL:

http://www.sumitomotrust.co.jp/IR/company/jp/disk_html/disk_index.html



主要なリスクと取り組み方針

当社は、「銀行・信託・不動産事業」を兼営する信託銀行としての強みに一層の磨きをかけ、攻守のバランスを図りつつ、各事業戦略の強化や経営インフラの充実に積極的に取り組んでいます。積極的な事業戦略の推進を「守り」の面から支える「リスク管理」については、その重要性を認識し、経営の最重要課題に位置付けています。

1 基本的な考え方

米国大手金融機関の経営破綻を契機とした金融市場の混乱は世界中に拡大し、実体経済も急激に悪化しましたが、各国の大規模な財政・金融政策により、いったんは緩やかな回復基調となりました。しかし、2009年末の欧州の財政赤字問題以降、市場は再び不安定になっており、新たなリスクの顕在化に対する備えが必要な状況が続いています。このような環境下では、リスク管理高度化および予防的な対応の必要性はますます高まっていると考えています。

その中で当社は、業務特性に対応したリスク管理体制構築を経営の最重要課題と位置付け、当社グループの事業展開と持続的成長を支える強固な経営基盤としてのリスク管理の高度化を推進しています。

2009年度は、今後の海外事業展開に対応したリスク管理強化に加え、金融円滑化管理体制の充実や、実効性を担保しつつ業務フローを見直すことによる管理の効率化などのリスク管理プロセスの改革を推進しています。また、証券化商品を含む海外クレジット投資については、一部資産をマーケット資金事業に移管し、より機動的に市況変化に対処できる態勢を整備しています。

2 リスクの種類とその対応

当社は経営上のリスクを損失の要因別に区分し、それぞれのリスクの性質に合った管理を行っています。代表的なリスク・カテゴリー（リスク区分）である信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクについては特性に応じたリスク量の正確な算定を心がけるとともに、これらを統合して総体的に捉え、当社の経営体力と比較・対照することによって管理しています。

信用リスク

信用リスクは、与信業務すなわち取引先の信用力に基づく貸付などに伴って発生するリスクであり、金融の基本的機能である「信用創造機能」にかかわる最も基本的なリスクです。信用リスク管理にあたっては、「与信ポートフォリオの分散化」と「個別与信管理の厳正化」に留意しつつ、経営体力に見合う範囲で引き受けています。

市場リスク・流動性リスク

金利や株価、為替など金融市場要因の変動により、資産・負債価値が変動したり、資金調達に問題が生じたりするリスクです。当社の収益の源泉にかかわる市場リスクについては、許容しうる範囲で能動的に引き受け、収益の極大化を図るよう適切な管理を心がけています。

オペレーショナルリスク

当社の内部の業務プロセスや役職員の行動、人材の配置、システムなどが不適切であることから生じる損失に係るリスクであり、事務リスクや情報セキュリティリスク、コンプライアンスリスク、人的リスク、イベントリスク、そして風評リスクなどが該当します。

オペレーショナルリスクの管理にあたっては、事故の発生を未然に防ぐ一方で、万一事故が発生した場合に迅速かつ適切な措置を講じるような内部管理体制の強化に努めています。

3 全社的なリスク管理体制

当社は、取締役会で定めた「リスク管理方針」に従い、各リスク・カテゴリー(リスク区分)ごとに一連のPDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルに基づくリスクの特定、評価、モニタリングおよびコントロールが適切に実行できるよう権限、組織体制、管理プロセスを明確化しています。

リスク管理にかかわる経営機構および主要部署の役割・責任は以下の通りです。

①取締役会

当社が直面するリスク管理に関する各種方針および計画の策定と周知、管理・報告態勢の構築と権限付与などを行います。

②経営会議

リスクの特定、評価、モニタリングおよびコントロールに関する規程の承認や、その実行のための態勢整備などを行います。

③リスク管理部署

リスクの正確な認識、継続的な評価、適切な管理・運営ならびにコンプライアンス(法令等遵守)態勢の充実などを行います。

④フロント部署など

リスクの規模・特性に合致した適切なコントロールなど、リスク管理の実効性確保に向けた業務運営を行います。

⑤内部監査部署

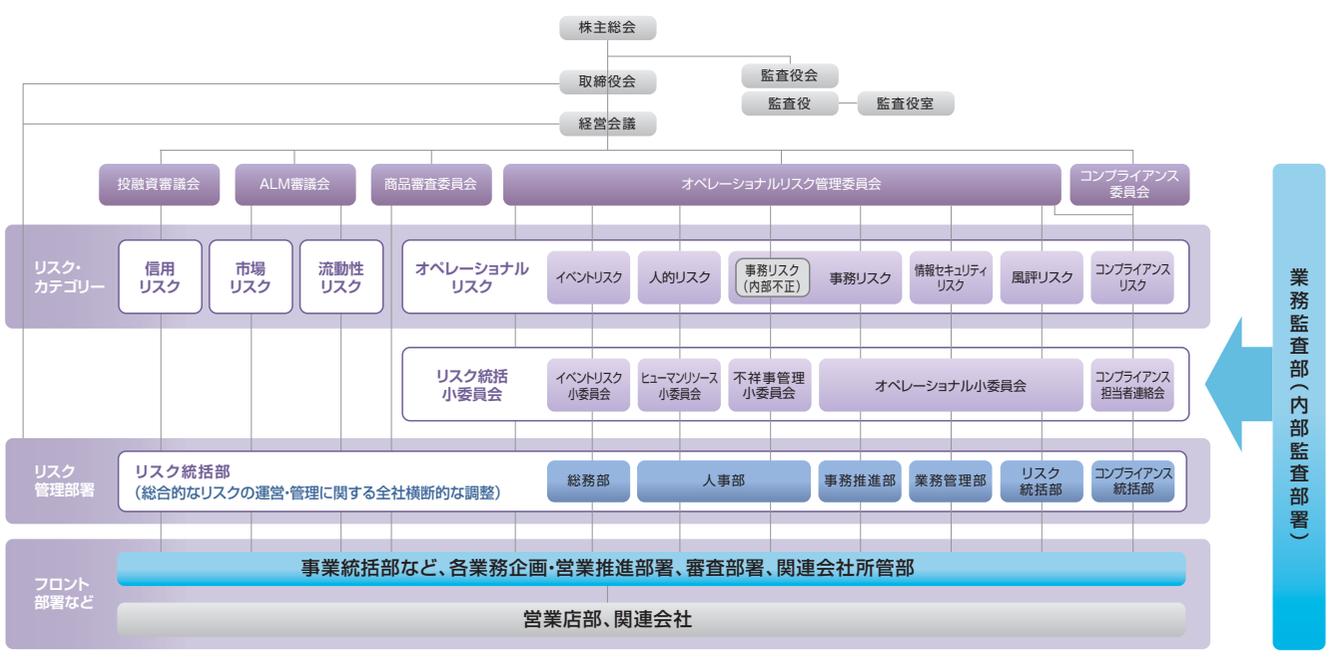
業務執行にかかわる部署から独立した立場で経営の諸活動状況を評価し検証を行います。

4 統合的リスク管理と統合リスク管理

銀行の自己資本の充分性を国際基準で検証する「バーゼルII」は、従来のBIS規制に比べ金融機関の直面するリスクをより精緻に評価すると同時に、金融機関のリスク管理能力向上を促すことを目指しています。

当社では、こうした規制上の自己資本比率算定に含まれないリスクも含め、それぞれのリスク・カテゴリーごとに評価した当社が直面するリスクを総体的に捉え、資本の充分性および効率性の観点から当社の経営体力と比較・対照することによって管理しています(統合的リスク管理)。また、当社グループが保有するリスクのうち計量可能なリスク(信用リスク・市場リスクおよびオペレーショナルリスク)に関しては、内部管理手法に基づく統一的なリスク計測指標によって、各リスクを定量的に管理しています(統合リスク管理)。

リスク管理体制



コンプライアンス

「金融仲介機能」と「資産の運用・管理機能」を融合させた「資産運用型金融仲介機能」を発揮していく当社は、社会規範を含む法令等の遵守(コンプライアンス)を経営の最重要課題の一つと位置付けています。

このため、業務遂行のうえで全役職員が誠実かつ公正に行動できるよう、社内規則やコンプライアンス行動基準、チェック・推進体制などのコンプライアンス環境を整備し、課題や問題点などに対し自浄作用が働く取り組みを進めています。

1 主要な方針と規程

コンプライアンス方針

「経営方針」および「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、コンプライアンスに関する基本方針である「コンプライアンス方針」を策定しました。当方針は、「コンプライアンスの定義」「経営の責任・役割」「組織体制」および「運営態勢」の基本方針を定めています。

コンプライアンス規程

コンプライアンスに関する基本事項をコンプライアンス方針に基づいて策定した規程です。当規程は、コンプライアンスの組織体制および運営態勢についての基本事項を定めています。

コンプライアンス行動基準

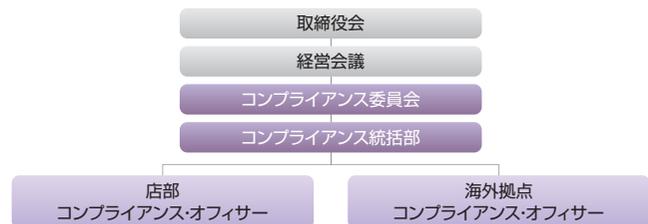
コンプライアンスおよび顧客保護等を実現するための手引書として、当社の全役職員に求められている行動規範(詳細後述)を定め、それを実現するための組織体制やルールを具体的に取りまとめています。

2 推進体制の全体像

全社の体制整備や推進活動など、コンプライアンスに関する年間の実践計画や関連規則の整備および研修などの諸施策は、コンプライアンス統括部が担当し、一元管理しています。また、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備や実践を徹底するため、同部は、子会社などの体制(組織、規定体系など)の整備も指導しています。コンプライアンス委員会は、こうした体制や実施状況、運営上の問題点をチェッ

ク・検討し、必要に応じてその対応方針を取締役会などに提言・報告します。また、業務監査部もコンプライアンス状況に関する内部監査結果を取締役会に報告します。取締役会は、これらの報告内容を経営施策に反映させています。

コンプライアンス体制



3 モニタリングと違反行為への対応

コンプライアンスの着実な実践を推進するため、本部および国内外の全営業店・拠点には業務運営の第一次チェックを行うコンプライアンス・オフィサーを任命し、日常的なモニタリングを実施するとともに、コンプライアンス統括部が、店部報告などの各種報告や監査結果に基づきモニタリングしています。

さらに業務監査部が、各店部のコンプライアンス態勢の適切性・有効性を定期的に監査しています。

また、コンプライアンス違反行為が発生した場合に迅速かつ公平・適切に対応するため、職制に基づく報告制度とは別に、全役職員が経営層や外部の弁護士事務所に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設けています。

通報者保護のため、情報管理やプライバシー保護は徹底して行っており、また、適正な通報である限り、通報者が不利益に扱われることを厳禁しています。通報後の確認・調査を容易にするるとともに調査過程における通報者保護を図るため、通報は原則として顕名で行うことになっていますが、匿名の通報も認めています。

4 全役職員の行動規範について

コンプライアンス行動基準では、「お客様の信頼を得るための行動規範」「株主・投資家の信頼を得るための行動規範」「社会の信頼を得るための行動規範」「よりよい企業風土をつくるための行動規範」「組織の一員としての行動規範」という5つの行動規範を定めています。

さらに同行動基準では、具体的に「個人情報取り扱い」や「インサイダー取引等の禁止」などの法令遵守から、「風通しのよい働きやすい職場環境整備」や「節度を保った交際」といった日常の行動様式までの多岐にわたるテーマについて規定し（現在42項目）、役職員の理解促進のための具体的な解説を加えています。当社はこれをコンプライアンス・マニュアルと位置付け、役職員の自己啓発や研修などに有効活用しています。

5 現場におけるコンプライアンスの取り組み

マネー・ローンダリング*等防止態勢

犯罪者やテロリストは巧妙な方法で身元を偽ります。本人確認はこのような隠蔽を防止し、金融サービスの濫用を水際で食い止めるものです。また彼らは不正でない通常の取引を装うことから、その検出のために「疑わしい取引の届出」制度が用意されています。

当社では、本人確認や疑わしい取引の届出などの対策を的確に実施するため、各種の態勢を整えています。例えば、従業員の知識の継続的維持・向上の目的で、営業店部や所管本部職員全員に毎年2回「マネー・ローンダリング等防止対策研修」を義務付けています。

* マネー・ローンダリング(資金洗浄)とは、麻薬密売などの犯罪の収益を正当な取引で得た資金と見せかけるため、金融機関口座や金融商品間で転々とさせ、出所を隠すことです。テロリストや振り込め詐欺犯人なども、金融機関口座などの不正利用を行います。金融機関は、このような金融サービス濫用を防止する必要があり、これをマネー・ローンダリング等防止対策と総称しています。

インサイダー取引防止

インサイダー取引は、内部者が外部に知られていない情報を利用して行う取引であり、一般投資家に不測の損害を与え証券市場の信頼を損なうものです。当社ではインサイダー取引防止のため自己売買ルール・情報管理などの社内規則

を整備し、この周知徹底のため全役職員を対象に毎年研修を実施するとともに、社内ルールを遵守し、インサイダー取引等の不公正取引を行わない旨の誓約書を全役職員から毎年提出させています。

利益相反*管理の取り組み

当社グループは、その行う取引に伴って、お客様の利益を不当に害することのないよう、法令等および当社グループの利益相反管理に関する社内規則等に従って、適切に業務を管理・遂行し、お客様および社会からのさらなる信頼の確立を図っています。

適切に利益相反管理を行うため、当社内に営業部門から独立した利益相反管理統括部署および利益相反管理統括者を設置し、対象取引の特定および管理を一元的に行っています。

利益相反管理統括部署および利益相反管理統括者は、当社グループの利益相反管理の状況の定期的な検証および評価を行うことで、利益相反管理の態勢の適切性および充分性の確保のために必要な役割を担うとともに、当社グループにおいて研修・教育を実施し、周知・徹底を図っています。

*「利益相反」とは、当社グループとお客様との間で利益が相反する状況、または当社グループのお客様相互間で利益が相反する状況を言います。

反社会的勢力への対応

反社会的勢力の不当な介入を許すことは、当社の社会的信用を毀損するものです。また、反社会的勢力に毅然と対応するのは健全な経済・社会の発展のために当社に課された社会的責務でもあり、犯罪対策閣僚会議指針等により国家的な要請となっています。当社では、倫理憲章等において、反社会的勢力に対して厳格な姿勢を示すとともに厳正に対処することを定め、社内外に宣言しています。

反社会的勢力との取引を防止するため各種取引において調査体制や体系的なチェック体制を構築しているほか、不当介入に対する組織的な対応体制を整えています。また、融資、受信などの取引約款や契約書等に暴力団排除条項を導入しています。これは反社会的勢力に取引を躊躇させ、また取引開始後に反社会的勢力と判明したときに取引を解消する法的な根拠づけとなるものです。

コーポレート・ガバナンスなど

当社は、コーポレート・ガバナンス(企業統治)を、「より効率的で透明な経営を通じて持続的な成長・発展を遂げるために行う、経営上の意思決定・執行・監督にかかわる仕組み」と位置付け、その充実に努めています。

1 コーポレート・ガバナンス

当社では、執行役員制を導入し、経営の意思決定と業務執行の迅速化を図っています。月1回以上開催される取締役会では、経営方針を含む重要な業務執行を決定し、各取締役・執行役員の業務執行状況を監督します。

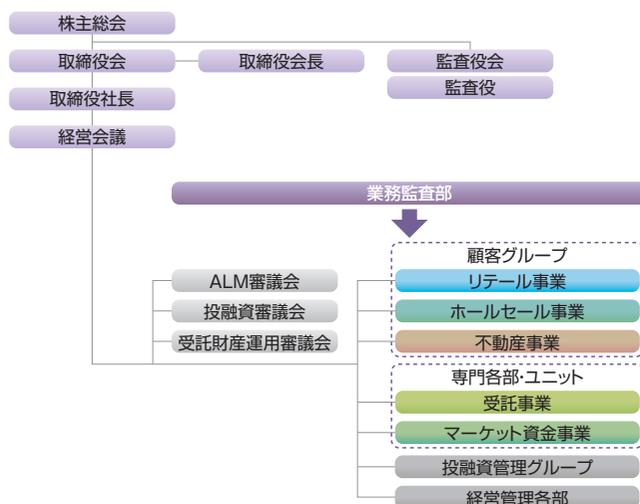
経営の意思決定を迅速化するため、取締役会の下には経営会議(原則週1回開催)および各種審議会*(週1~月1回開催)を設置しています。経営会議は、経営方針に関する事項や個別重要事項を審議・決定するほか、取締役会の定めた方針に従って、リスクに関する規定の承認やその実行のための態勢整備などを行います。一方、各種審議会は、事業戦略やリスク管理などに関する重要事項を審議・決定しています。

また、経営管理各部内の独立部署として、リスクの正確な認識や継続的な評価、適切な管理・運営ならびにコンプライアンス態勢(56頁参照)の整備などを行うリスク管理部署を設置しています。

なお、以下に述べるような監査の実施により、的確に機能する経営監視体制が整備されていることから、現時点では、社外取締役の選任は行っていません。

* ALM、投融資、受託財産運用など(ALMとは資産と負債を総合的に管理することにより、市場リスクや流動性リスクを管理する手法)。

業務執行・監督などの内部統制体制



2 監査体制

当社は監査役制度を採用しており、監査役制度と内部監査・監査法人による監査を合わせた三様監査体制の下での連携の強化に努めています。

監査役5名のうち過半数にあたる3名は社外監査役であり、専門的かつ多角的な視点での監査を実施しています。

内部監査についても強化を図っています。取締役社長直轄の組織である内部監査部署(業務監査部)が、業務執行に係る部署から独立した立場で、リスク管理体制の適切性などの検証結果を適時適切に取締役会へ報告しています。

3 情報開示

当社は、会社情報の適切な開示などにより、企業経営の透明性を確保していくことを基本的な行動規範として定め、情報開示の適切な運営を図っていくために「ディスクロージャーポリシー」を公表しています。また、ディスクロージャーポリシーを遵守するための社内規則を定め、関連法令および諸規則に則った開示を行うための内部統制体制を整備しています。さらに、ディスクロージャー委員会を設置し、情報開示に係る内部統制の適切な整備・運用のための具体的な方策を検討しています。

役員の報酬などについて

取締役報酬については、会社業績向上に対するインセンティブとして有効に機能することを目指しています。また、会社業績やこれに対する各取締役の貢献度、中長期的な企業価値向上のための取り組み内容などを反映させたものとし、取締役会で決定する毎年度の報酬方針と業績評価委員会の客観的な評価に基づき、報酬等の額を決定しています。

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬	
			報酬	賞与
取締役	12	522	452	70
監査役	3	53	53	—
社外役員	4	37	37	—

お客様個人情報漏えいの発生とその対応

当社は、多くの個人情報を取り扱う金融機関として、個人情報の管理に関する法令を遵守し厳格な管理を行ってまいりましたが、2010年6月にお客様の個人情報の流出という情報管理に関する重大な事案が発生いたしました。当社は、今回の事態を厳粛に受け止め、再発防止策の遂行を含め信頼回復に向けて全力をあげて取り組んでいます。

1 事案の概要

2010年6月30日、当社が総幹事として企業年金の制度管理を行っております企業年金基金(1基金)の加入者様および退職者様の個人情報(データファイル)約1万4,000名分を、他の企業年金基金(1基金)とそのコンサルティング会社である大手金融機関(1社)に誤って提供した事実が判明いたしました。

漏えいした個人情報は、特定の企業年金基金様の加入者様などに係る、加入者番号、氏名、生年月日、性別、入社年月日などで、信用情報および機微(センシティブ)情報は含まれておりません(なお、預金・投資信託・住宅ローン、不動産など、当社との一般的なお取引のお客様の個人情報ではありません)。

2 当社の対応

同日、誤ったデータを提供した企業年金基金とそのコンサルティング会社に対し、データファイルが削除されたこと、および、二次的な漏えいがないことについて速やかに確認いたしました。

該当のお客様(企業年金基金および加入者様など)につきましては、当社より文書にて事態をご報告し、お詫びさせていただいております。なお、現時点では当該情報が悪用された事実は確認されていないことから、二次被害の可能性は極めて低く、損害の発生はないものと考えておりますが、引き続き状況を注視してまいります。

3 再発防止

本事案は、当社が企業年金基金からデータ提供のご依頼を受けた際、契約番号が類似している他の企業年金基金のデータを誤ってシステムから抽出し、ご依頼のあった企業年金基金の名称をファイル名に付けてデータファイルを作成してしまったことが原因です。

本事案に対しては、以下の再発防止具体策を実施いたします。

① チェックプロセスの強化

データの抽出から提供までの業務フローを網羅的にチェックリスト化することで、チェックプロセスの明確化および堅確化を図りました。

② システム開発によるチェックプロセスの補強

上記①で明確化したチェックフローにおいて、データ作成時・取得時にお客様名を画面上に表示する機能、データファイルのファイル名を自動付与する機能を、年内にシステム開発を行い補強いたします。

また、本事案の重大性を認識し、全社においてより一層のお客様情報の管理徹底を図るため、大量の個人データを取り扱うセクションを対象とした従業員教育の徹底に努めてまいります。

今回の事態を厳粛に受け止め、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、これらの再発防止に向けた取り組みを実践し、皆さまからの信頼の早期回復に向けて全力で取り組んでまいります。

「2010 CSRレポート」に対する 第三者のコメント

上智大学大学院
地球環境学研究科教授
藤井 良広



住友信託銀行は、これまでのCSRレポートを振り返るとよくわかるように、日本の金融界の中では、環境・CSRへの取り組みにおいてトップランナーの位置を占めてきた。先行する同行を追いかけるように、2009年から2010年にかけて、それまで動きの鈍かった他の銀行も、「環境金融」をビジネスラインに加えるところが相次いだ。

それは環境省が「環境格付融資」への利子補給制度を実施したためである。政府支援による“にわか環境金融”が広がる中で、今レポートは、自前で先行してきた住友信託銀行の環境金融活動が、引き続き、着実に、かつ多様に進化していることを示している。

これまでの太陽光発電住宅向け優遇ローンやマンション格付融資、汚染土地買収・再生ファンド、公益信託などに加えて、この1年で新たに登場した主な環境金融商品・サービスとしては、環境格付融資、生物多様性SRIファンド、中国株SRIファンド、環境不動産を推進する環境不動産推進課の設置などを数えることができる。

日興アセットマネジメントを買収した経営戦略による影響も大きかった。というのは、同社は1999年に日本初のエコファンドを開発したSRI分野のパイオニアでもあるからだ。独自のSRI路線をとってきた住友信託銀行グループの傘下に、老舗の日興アセットが並んだと思ったら、早速、両社の知恵とノウハウ、思いを融合させた新しいSRI「環境バランスファンド(グリーングリーン)」を生み出した。

このCSRレポートが「アジアトップクラスのSRI運用会社」と胸を張るのは、こうした行動力、実践力を踏まえている。トップコミットメントが「一貫してCSRをビジネス戦略の中に位置付けてきた」と断言する強みは大きい。

課題は前年のレポートで指摘したように、こうした環境金融活動を「収益の持続可能性」にどうつなげ、どう発展させていくかである。今レポートでは、その一つの答えとして、マテリアルフロー会計導入による環境負荷と経済効率性の分析を加えている。レポートの中でBSRのプレブサス氏が「いろいろな活動を寄せ集めるのではなく、全体的に組み合わせられた一つの試みとして展開する」と指摘しているが、それにつながる試みとして評価できる。

ただ、環境金融活動の「全体的な組み合わせ」を意識するならば、多様に展開してきた環境金融商品・サービス群を、収益・費用の両面から総合評価する環境会計をこそ導入する必要があるだろう。すでに一部の銀行は環境会計に取り組んでいるが、トップランナーの住友信託銀行が取り組むことで、環境金融の本格的な経済評価を期待できる。

社会貢献活動では、映画にもなった「60歳のラブレター」運動、ピンクリボン運動、サービス介助士活動、金融教育などの定番活動に加えて、新たに生きもの応援活動にも取り組んだ。従業員一人一人の意欲と個性が、これらのWith You活動を下支えしている。レポートでは「パス2」に分類されるこうした活動は、「パス3」の人材マネジメントの強化と密接につながっていることがわかる。

「5つのパス」は、企業価値向上のパス(経路)と位置付けられているが、その中軸となるのが、おそらくワークライフバランスを体現する住友信託銀行マン・ウーマンたちを生み出す「パス3」であろう。彼ら彼女らは、「パス1」の事業革新に知恵を絞り、「パス2」活動で顧客の信頼を醸成する担い手となる一方で、「パス4」「パス5」で、冷静にコスト削減とリスク管理をバランスさせる。

こうした同行のCSR活動を、5つの分類からさらに一歩進めて、「全体的な組み合わせ」としてとらえるならば、環境会計にとどまらず、本格的なCSR会計の開発が必要になってくるかもしれない。そうした試みへの挑戦も、「CSRをビジネス戦略の中に位置付ける」同行に期待したい。

2011年に住友信託銀行は中央三井トラスト・ホールディングスと統合し、新たな飛躍の年を迎える。次年度のレポートは、「三井住友トラストグループ」としてより幅の広いCSR活動、環境金融ビジネスを伝えることになる。CSRは、複数の組織、多様な企業文化を連携・融合させることに役立つ、共通で上位の経営概念でもある。

その意味で、CSRは戦略性を持つ。新グループが戦略的CSRのトップランナーとしても走り続けることを期待したい。

住友信託銀行のCSR

金融業務は極めて社会性が高く、本業を健全に営むことが重要な社会的責任であるの
は言うまでもありません。しかし私たち住友信託銀行は、それにとどまらず、社会の持続的
な発展の障害となる今日的課題が何であるかを考え、その解決に貢献する新しい事業機会
を創出することで、自らの企業価値向上も追求していきたくと考えています。

1 CSR活動の基本方針

住友信託銀行のCSRは、社会の持続可能な発展に貢献しながら5つのパス(表紙裏参照)を通じ自らの企業価値を向上させることを基本方針としています。すなわち、当社にとってCSRは経営戦略の一環であり、本業の中で他社との差別化を企図する取り組みの一つと位置付けられるものです。

また、CSRは新しい時代にふさわしい企業風土の核でもあります。職員一人ひとりに社会的責任の自覚を促し、社会の課題の解決を事業機会と捉えるような進取の気性を育む拠り所となるものです。

当社は、このようなCSRの基本スタンスと職員の心構えを明確にすべく、2003年12月に「社会活動憲章」を定めました。以来、同憲章は「倫理憲章」とならんで住友信託銀行の全役職員の行動指針となっています。

社会活動憲章と倫理憲章

社会活動憲章

『私たちは、信任と誠実を旨とする信託の理念、信用を重んじ確実を旨とする住友の事業精神に基づき、社会に対する責任を果たすことを宣言します。』

1. 持続可能な社会の実現

私たちは、社会の持続可能な成長を目指すとともに、自らの企業価値の拡大を実現します。

2. 新しい価値創造と経済発展への貢献

私たちは、社会の期待にいち早く応え、質の高い金融商品・サービス・行動を通じて、新しい価値創造に取り組み、経済の発展に貢献します。

3. 地球環境の保全

私たちは、地球環境を守り次世代に引き継ぐために、金融の持つ機能を最大限に活かし、自然環境の保護、生物多様性の保全などの環境問題に真摯に取り組みます。

4. 人権の尊重

私たちは、ゆとりと豊かさを実現するために、人材をかけたがえのない財産と考え、個人の人格、個性を尊重します。

5. 法令の遵守

私たちは、良き企業市民であるために、あらゆる法令・ルールや社会的規範を厳格に遵守し、社会の重要な構成員としての責任を全うします。

倫理憲章

1. 社会からの揺るぎない信頼の確立

住友信託銀行は、『信任と誠実』の理念に立脚した信託銀行としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、高い自己規律に基づく健全な業務運営を通じて、社会からの揺るぎない信頼の確立を図る。

2. 社会の期待と負託に応える金融商品・サービスの提供

住友信託銀行は、環境の変化に積極的に対応しつつ、社会の要請を的確かつ迅速にとらえて、高品質の金融商品・サービスを提供する。

3. 法令・社会的規範の遵守

住友信託銀行は、あらゆる法令・ルールや社会的規範を厳格に遵守するとともに、人権を尊重し、倫理にもとることなく、誠実かつ公正に行動する。

4. ゆとりと豊かさの実現と人格・個性の尊重

住友信託銀行は、役職員一致協力して、ゆとりと豊かさの実現を目指し、働きやすい環境を確保するとともに、個々人の人格・個性を尊重する。

5. 反社会的勢力への毅然とした対応

住友信託銀行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を行う。

6. 経営の透明性の確保

住友信託銀行は、企業情報の適切な開示等により、企業経営の透明性を確保していく。

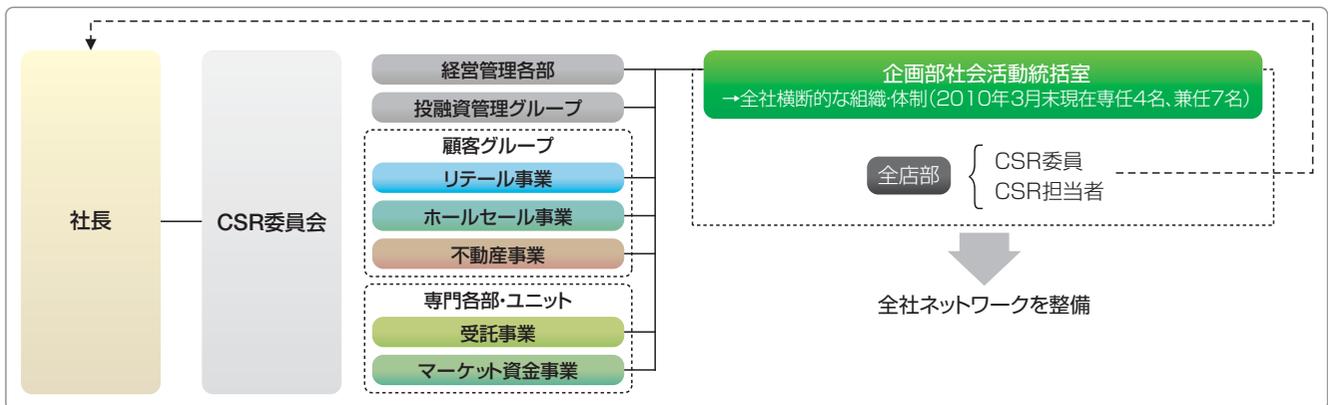
2 CSR活動の推進体制

住友信託銀行では、会長、社長および常務以上の執行役員以下経営会議メンバーで構成する「CSR委員会」がCSR業務を統括します。CSR委員会は基本的に年に2回開催さ

れ、CSRに関する基本方針を決定し、半年度の活動目標を決定します。

また、実務は企画部社会活動統括室が統括し、全店舗において任命されたCSR委員・CSR担当者がそれぞれの店舗の中心となって推進する体制を構築しています。

CSR推進体制



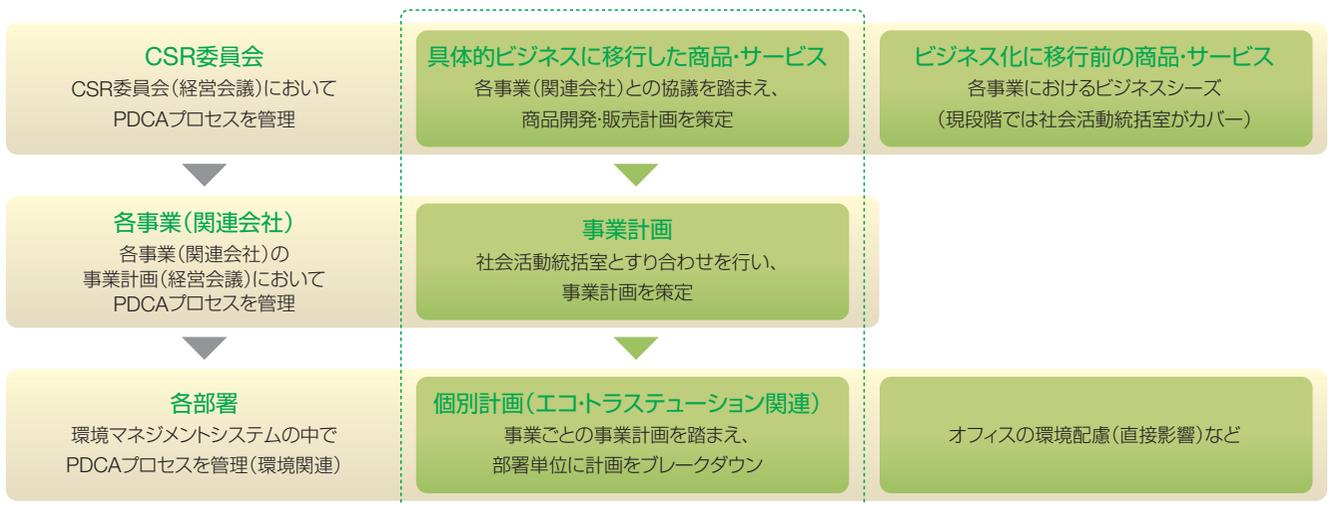
3 CSR活動と本業の融合について

当社は、CSR活動を実務的、重層的に経営計画に取り込み、本業との融合を図っています。CSRの最上位の意思決定機関は社長が委員長を務めるCSR委員会（経営会議）で、全体戦略や関連商品の開発や販売戦略、人材育成や予算に至るまでCSR活動のすべてをカバーしています。この全体方針の中で具体的なビジネスレベルに移行すること

が決議されたCSR関連商品については、各事業の事業計画において目標が設定され、各々の事業計画に審議する経営会議で決議されます。

なお、当社は別途環境マネジメントシステムを構築していますが、エコトラスティーションとして取り組んでいる金融商品・サービス（間接影響）に関しては、個別部署ごとに所属する事業の事業計画を踏まえた個別目標を設定し、CSR委員会を頂点とした全体計画との整合性を取っています。

CSR関連商品の事業計画化とプロセス管理体制



これまでのCSR活動の歩み

2003年

- 6月 | CSR経営の推進体制を整備し、CSR委員会、および企画部内に「社会活動統括室」を設置
- 7月 | 企業年金向けにSRIファンドを設定、運用を開始
- 10月 | 国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) に署名
- 12月 | 「社会活動憲章」を制定

2004年

- 3月 | 個人向けの初めての環境金融商品として太陽光発電搭載住宅向けの金利優遇ローンを開発・販売
- 9月 | CSRレポートを刊行 (和文・英文)
- 12月 | 社内CSRネットワーク整備 (全店部にCSR委員・CSR担当者を配置)

2007年

- 4月 | 環境金融事業を「エコ・トラステーション」と命名
- 6月 | UNEP FI 不動産ワーキンググループ (UNEP FI PWG) への参加
- 8月 | ISO14001 の取得を目指し、環境マネジメントシステムの構築を開始 (2008年7月に運用を開始)

2008年

- 5月 | 生物多様性条約第9回締約国会議 (COP9) に出席し、「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」リーダーシップ宣言に署名
- 7月 | 「地球温暖化問題対応基本ポリシー」「生物多様性問題対応基本ポリシー」を制定
環境方針を制定 (環境3原則を改定)

'03 '04 '05 '06 '07 '08 '09 '10

2005年

- 6月 | CSR4大テーマの制定 (後に5大テーマとする)
環境3原則の制定
- 7月 | 国連グローバル・コンパクトに署名 (邦銀初)

2006年

- 1月 | SRI投資信託「グッドカンパニー」がモーニングスター社の優秀ファンド賞*を受賞
- 5月 | 国連責任投資原則 (UN PRI) に署名
- 9月 | 支店社会貢献活動報告「With You」を刊行

2009年

- 3月 | ISO14001 の認証を取得
第12回環境コミュニケーション大賞
環境報告優秀賞を受賞
- 10月 | 住信・生物多様性プログラムを開始
- 12月 | 受託資産企画部内にESG担当を任命

2010年

- 1月 | BSRに加盟
- 4月 | 不動産営業開発部に環境不動産推進課を新設
- 7月 | 日興アセットと共同開発した環境バランスファンド：愛称「グリーングリーン」を発売

*「ファンド・オブ・ザ・イヤー2005」の国内株式型の優秀ファンド賞。2007年1月には同賞を2年連続で受賞。

国際的な企業行動指針などへの参加と活動

当社は、国際的な企業行動指針や原則に署名し、内外に当社の考え方・立場を示すとともに、国連組織や海外の企業・NGOなどと協力しながら、国際的な行動基準づくりへも積極的に参画しています。

国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI)への署名



UNEP FIは、金融機関に環境や持続的発展(サステナビリティ)に配慮した行動を促すために設立された銀行、保険、証券会社などで構成される国際的なネットワークです。当社は、2003年10月に日本の信託銀行として初めて署名しました。

UNEP FI 不動産ワーキンググループ (UNEP FI PWG)への参加

UNEP FI PWGは、UNEP FIのメンバーを中心に構成され、持続可能な開発を促進する不動産金融——「責任ある不動産投資：RPI(Responsible Property Investment)」を促進するための組織です。当社は2007年6月に当ワーキンググループに参加しており、2008年11月には当社にて年次総会を開催しました。また、2009年8月にはRPIの普及促進のためのメディアチームの一員となりました。

「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」 リーダーシップ宣言に署名



当社は、2008年5月にドイツで開催された生物多様性条約第9回締約国会議において、ドイツ政府の主導による「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」に賛同し、世界の33社とともにリーダーシップ宣言に署名しました。以来、当社は世界のリーダー企業の一員として、積極的に本問題に取り組んでいます。

国連グローバル・コンパクト (国連GC)への署名



国連GCは、アナン前国連事務総長により提唱された人権、労働、環境、腐敗防止に関する行動原則です。当社は、2005年7月に日本の銀行として初めて署名し、その支持・促進を通じて社会の良き一員として行動することを宣言しました。

カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (CDP)への署名



CDPは世界中の機関投資家や金融機関が、企業に対し温室効果ガスの排出に関する情報開示を共同で求めているものです。当社は、その趣旨に賛同し、2007年1月にCDPに署名しました。

国連責任投資原則(UN PRI)への署名



2006年5月に当社は、国連GCとUNEP FIが共同事務局となり策定した「国連責任投資原則」に署名しました。この原則は機関投資家や金融機関に対し、投資の意思決定に際してESG(Environmental=環境、Social=社会、Governance=企業統治)を考慮するよう求めるもので、当社は日本におけるSRI(社会的責任投資)のマーケットリーダーとして、本原則を積極的に支持していきます。

BSRへの加盟



2010年1月に当社は、米国のCSR推進団体BSR(Business for Social Responsibility)に加盟しました。当社は、BSRとの連携を踏まえ、よりグローバルな視点でサステナビリティを追求していきます。

なお、本CSRレポートではBSRの方々を招いて開催したステークホルダー・ダイアログを掲載しています。

国連グローバル・コンパクト

- | | |
|---------------|--|
| (人権) | 原則 1. 企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。
原則 2. 人権侵害に加担しない。 |
| (労働) | 原則 3. 組合結成の自由と団体交渉の権利を
実効あるものにする。
原則 4. あらゆる形態の強制労働を排除する。
原則 5. 児童労働を実効的に廃止する。
原則 6. 雇用と職業に関する差別を撤廃する。 |
| (環境) | 原則 7. 環境問題の予防的なアプローチを支持する。
原則 8. 環境に関して一層の責任を担うためのイニシアティブをとる。
原則 9. 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。 |
| (腐敗防止) | 原則 10. 強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。 |

CSR活動の促進策(社会活動統括室の活動)

2003年6月、当社が経営戦略の一環としてCSRを開始した当初、社長を委員長とするCSR委員会の設置に合わせて専任担当部署として新設されたのが企画部・社会活動統括室(以下、統括室)です。

統括室は、当社全体の経営計画の中で策定されたCSR運営方針を踏まえ、半年度ごとのPDCAサイクルを回し、全社的なCSRの取り組みを統括します。具体的な活動は、全店舗に配置されたCSR委員、CSR担当者を通じて推進しており、社内イントラネット、ビデオレター、社内報などを通じ全役職員に最新の情報を提供しています。

統括室は、環境(エコ)の問題に対し、信託(トラスト)の機能を活用して解決(ソリューション)に貢献していく業務“エコ・トラステーション”に代表される、先端的なCSRビジネス開発の中核的な役割も担っています。環境のような専門性の高い分野において現下の問題・課題の解決に資するような金融ソリューション事業を創造していくためには、社外のネットワークを活用しながら新規事業のシーズ

(種)を見つけ出し、社内の専門部署と連携し、新商品・サービスを開発する機動的な業務フローの構築が不可欠です。2009年度も環境関連商品の開発を統括室の主導で進め、各事業および事業ごとの各部署が、個別事業計画に取り込んで、CSRと本業を融合させたことにより、生物多様性に配慮した企業に投資する「生物多様性企業応援ファンド」や、地球温暖化対策や生物多様性への配慮などの取り組みを進める企業向けに金利を優遇した「環境格付融資」といったサービスの提供につながりました。

全国の支店における社会貢献活動(With You活動)の促進も、統括室の主要業務の一つです。2006年度から各支店は、With You活動の長期活動テーマを設定し、年度ごとに活動計画を策定しており、統括室は各支店とのコミュニケーションを通じ、計画の実現を積極的に支援してきました。また、統括室は、With You活動の活性化などを目的に特別予算を設定しており、各支店の価値を向上させるため、取り組みをバックアップしています。



Comment

推進責任者コメント

今年のステークホルダー・ダイアログにおいて、BSRのジェレミー・プレブサス氏から、「多面的なものの見方に立ち、イノベーションに投資し、市場をリードせよ」というアドバイスをいただき、大変感銘を受けました。失われた20年で日本人は内向きになっているとよく指摘されますが、世界規模でさまざまな問題が頻出している現在、環境をはじめサステナビリティ(持続可能性)というテーマで日本が世界に貢献できる部分は小さくはないはずです。「金融ビジネスでもグローバルな視点に立った革新的なモデルを追求せよ」とエールをいただいたように感じています。

今年のレポートでは、各パスにおいても各分野の有識者からステークホルダーとしてのコメントを頂戴しました。いずれも滋味溢れるもので、今、あらためてじっくりと噛み締めています。コメントをくださった方々には心から感謝申し上げます。



企画部 CSR担当部長
社会活動統括室長
金井 司

会社概要 (2010年3月末現在)

名称:	住友信託銀行株式会社
本店:	大阪市中央区北浜四丁目5番33号
創業:	大正14年
総資金量:	32兆3,917億円
総資産:	19兆6,513億円
貸出金:	12兆3,199億円
信託財産額:	79兆3,076億円
資本金:	3,420億円

発行済株式数:	普通株式 1,675,128,546株
自己資本比率:	13.85%(連結)
従業員数:	6,104人
拠点数:	国内: 63カ所(本支店51、出張所12) 海外: 支店4カ所、駐在員事務所4カ所
関係会社数:	連結子会社: 48(国内22、海外26) 関連会社: 12(国内のみ)
上場取引所:	東京、大阪の各証券取引所第一部

主要な子会社・関連会社 (2010年6月末現在)

国内

会社名	業務内容
住信振興(株)	ビル管理業務
住信保証(株)	ローン保証業務
ファーストクレジット(株)	金銭貸付業務
すみしんウェルスパートナーズ(株)	コンサルティング業務
ライフ住宅ローン(株)	金銭貸付業務
住信ビジネスサービス(株)	事務代行業務・人材派遣業務
住信不動産投資顧問(株)	投資助言業務・投資運用業務
住信ビジネスパートナーズ(株)	研修業務・人事関連サービス業務
日興アセットマネジメント(株)	投資運用業務・投資助言業務
日本TANソリューション(株)	情報処理業務・計算受託業務
住信・パナソニックフィナンシャルサービス(株)	リース業務・割賦購入あっせん業務・クレジットカード業務
住信カード(株)	クレジットカード業務
住信インベストメント(株)	ベンチャーキャピタル業務
住信情報サービス(株)	情報処理業務・計算受託業務
住信アセットマネジメント(株)	投資運用業務・投資助言業務
(株)住信基礎研究所	調査研究業務・コンサルティング業務・投資助言業務
すみしん不動産(株)	不動産仲介業務
住信SBIネット銀行(株)	銀行業務
日本ベンション・オペレーション・サービス(株)	年金給付金等計算業務・事務代行業務
ビジネススト(株)	金銭貸付業務
すみしんライフカード(株)	クレジットカード業務
トップリート・アセットマネジメント(株)	投資法人資産運用業務
エイチアールワン(株)	人事関連サービス業務
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	信託業務・銀行業務
日本トラスティ情報システム(株)	情報処理業務・計算受託業務

海外

会社名	業務内容
住友信託財務(香港)有限公司 [The Sumitomo Trust Finance (H.K.) Ltd.]	金融業務
スミトモトラスト・アンド・バンキング(ルクセンブルク)エス・エー [Sumitomo Trust and Banking (Luxembourg) S.A.]	信託業務・金融業務・証券業務
スミトモトラスト・アンド・バンキング・カンパニー(ユー・エス・エー) [Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.)]	金融業務・信託業務
中和住信諮詢(北京)有限公司 [STB Consulting (China) Co., Ltd.]	コンサルティング業務

内容についてのご意見・お問い合わせ先

住友信託銀行株式会社 企画部社会活動統括室
〒100-6611 東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー
電話番号: 03 (6256) 6251 ファックス: 03 (3286) 8741
URL: <http://www.sumitomotrust.co.jp/csr/index.html>

CSR (企業の社会的責任)レポート編集方針

本年度のレポートも、例年通り当社独自の「企業価値の向上に至る5つのパス(経路)」(表紙裏参照)に沿って編集しています。当社の取り組みの現状をしっかりと認識し、課題を把握して改善していくことが活動内容の向上には欠かせないと考え、各パスの冒頭ページに、昨年度策定した計画とその実績、そして本年度の目標を具体的に掲載しています。

また、今号からの新たな試みが2点ございます。

1点目は、各パスの冒頭ページにおいて、各パスにかかわりの深いステークホルダーの方々からの、当社の活動に対する忌憚のないご意見などを掲載したことです。CSR活動は独善的なものになりがちなので、このような取り組みを継続しながら、当社の経営と、社会が当社に求める活動内容をすり合わせ、持続可能な成長を成し遂げたいと考えています。

2点目は、パス4において、環境マネジメントシステムの具体的な運用状況に加え、地球温暖化防止に欠かすことのできないCO₂排出量の具体的な数値データを掲載したことです。今後も具体的な環境パフォーマンスデータを掲載することにより、当社の環境活動成果の「見える化」に取り組んでいきます。

なお、地域に密着した各支店の活動の詳細については、別冊「With You」で紹介していますので、こちらも、併せてご一読いただければ幸いです(33頁参照)。

※ 本レポートおよび当社のCSR活動に関する皆様からの率直なご意見をいただくため、巻末にアンケート用紙をご用意いたしました。皆様の忌憚のないご意見・ご感想をお寄せいただければ幸いです。なお、アンケートは下記ウェブサイトからもご回答いただけます。
<http://www.sumitomotrust.co.jp/csr/index.html>

報告対象範囲:

住友信託銀行の国内本支店および海外支店、グループ会社の活動

対象読者:

お客様(法人・個人)、株主・投資家、従業員、市民・地域社会、行政、取引先企業などのステークホルダー(利害関係者)

報告対象期間:

2009年度(2009年4月1日～2010年3月31日)

※ ただし、一部には2009年度以前の活動や2010年8月までの最新情報を含んでいます。

参照ガイドライン:

GRI (Global Reporting Initiative)

「サステナビリティ・レポート・ガイドライン2006」

※ 本ガイドラインとの対照表は当社ホームページ上で公開しています。
<http://www.sumitomotrust.co.jp/IR/company/jp/pdf/csr/2010/GRI.pdf>

2010年9月発行

ウェブサイトの「CSR活動」において、当レポートへの掲載情報以外にも当社が取り組んでいる幅広いCSR活動の内容を掲載しています。

ウェブサイトでは特に環境不動産や生物多様性問題、社会的責任投資などへの取り組みについて特集コーナーを設け、より詳細な情報を掲載しています。また、ステークホルダー・ダイアログの全文版もご覧いただけます。



「CSR活動」

<http://www.sumitomotrust.co.jp/csr/index.html>

住友信託銀行は希少種の保護など、生物多様性保全のための取り組みを推進していきます。



表紙写真: ツシマヤマネコ

[Prionailurus bengalensis euptailurus]

ツシマヤマネコは絶滅危惧種に指定されている生物です。当社は、環境バランスファンド:愛称「グリーングリーン」の販売件数に応じた金額を、ツシマヤマネコの生息地を購入するナショナル・トラスト活動に寄付しています(19頁参照)。
撮影: 山村 辰美(NPO法人ツシマヤマネコを守る会 会長)



未来が変わる。日本が変わる。 **チャレンジ 25**

住友信託銀行はチャレンジ25キャンペーンに参加しています。



本冊子は大豆油インキを使用し、適切に管理された森林の木材を原料として作られた「FSC認証紙」に印刷されています。